

富士宮市文化財保存活用地域計画 (案)

令和 7 年（2025）4 月 15 日時点
富士宮市

目次

序章

- 1 計画作成の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 序-1
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 序-2
- 3 地域計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 序-3
- 4 本計画における文化財の定義・・・・・・・・・・・・・・ 序-12

第1章 富士宮市の概要

- 1 自然的・地理的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- 2 社会的状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-7
- 3 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-14

第2章 富士宮市の文化財の概要

- 1 指定等文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- 2 未指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-10
- 3 関連する制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-18

第3章 富士宮市の歴史文化の特性

- 1 富士山と生きる歴史文化・・・・・・・・・・・・・・ 3-2
- 2 道と交流がはぐくむ歴史文化・・・・・・・・・・・・ 3-8

第4章 文化財に関する既往の調査

- 1 これまでの文化財の調査・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
- 2 文化財の調査の現状と課題・・・・・・・・・・・・ 4-13

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

- 1 めざすべき将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-2

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針と措置

- 1 基本方針1の課題・方針と措置・・・・・・・・・・・・ 6-1
- 2 基本方針2の課題・方針と措置・・・・・・・・・・・・ 6-4
- 3 基本方針3の課題・方針と措置・・・・・・・・・・・・ 6-8
- 4 基本方針4の課題・方針と措置・・・・・・・・・・・・ 6-10
- 5 重点的に行う措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-12

第7章 関連文化財群

- 1 関連文化財群1 修験集落「村山」・・・・・・・・・・ 7-1
- 2 関連文化財群2 富士山の清流が織り成した近代産業・・ 7-7

第8章 文化財保存活用区域

- 1 文化財保存活用区域 「浅間大社周辺区域」・・・・ 8-1

第9章 文化財の防災・防犯対策

- 1 防災・防犯に関する課題と方針・・・・・・・・・・・・ 9-1
- 2 防災・防犯に関する措置・・・・・・・・・・・・・・ 9-3
- 3 防災・防火・防犯の推進体制・・・・・・・・・・・・ 9-5

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10-1
- 2 本計画の作成の体制と経過・・・・・・・・・・・・・・ 10-4

序章

1 計画作成の背景と目的

(1) 背景

富士宮市は、富士山の南西麓に位置し、富士山本宮浅間大社の門前町として、また、富士山の代表的な登山口として栄えてきたまちです。本市には、広大な森林や豊富な湧水など富士山がもたらす自然の恵みのもと、豊かな自然環境や固有の景観・歴史・文化などにより、育まれ、継承されてきた「文化財」があります。私たちは、これらの文化財によって郷土について深く知り、愛着を持ち、暮らしや心を豊かにするだけでなく、観光資源としても活用してきました。特に平成 25 年（2013）に世界文化遺産に登録された「富士山」の構成資産については、積極的に観光やまちづくりへの活用が進められています。

また本市は、昭和時代から町村の合併を繰り返し、市域を拡大しながら、発展してきました。これらの旧町村役場等を中心とした集落地域では、地域ごとの特色ある文化財が今日まで継承されています。これらに対して、本市では地域と連携を取りながら様々な文化財保護の取り組みを行ってきました。

しかし近年、人口減少や過疎化・少子高齢化、地域コミュニティに対する市民の価値観の多様化により、地域の担い手が減少し、文化財を継承する基盤となる地域コミュニティ機能が弱体化することが懸念されています。その中で、各地域において文化財を継承していくことが難しくなり、次世代に知られることなく、滅失・散逸してしまう等の状況が危惧されています。これは市民が郷土の歴史文化への理解を深める機会が失われることを意味します。このような事態を避けるとともに、地域の魅力ある文化財を将来にわたって持続的に活かすことが喫緊の課題となっています。そのため本市では、特に各地域の魅力ある文化財を掘り起こすこと、そして文化財の魅力を市民が知り、郷土の歴史文化への理解を深める機会を充実させることに重点を置き、地域の文化財を社会全体で継承し、将来にわたって持続的に活用していくことを目指します。

文部科学大臣は、平成 29 年（2017）5 月に国の文化審議会に「これからの文化財の保存と活用の在り方」について諮問し、同年 12 月に文化審議会企画調査会が「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」を取りまとめました。これを踏まえて、平成 30 年（2018）に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）が改正され、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村による文化財保存活用地域計画の作成などが制度化されました。文化財保存活用地域計画は、地域内の文化財の適切な保存と活用の推進のため、その方向性と取り組みの内容を示すマスタープランかつアクションプランとして作成するもので、文化庁長官による認定を受けることができることとなりました。

『富士宮市文化財保存活用地域計画』（以下、本計画）は、将来にわたって市域における文化財の保存・活用を図るため、中・長期的な観点から目指す方向性や取り組みの内容を示すものです。作成に当たっては、『静岡県文化財保存活用大綱』を勘案しました。

（２）目的

本市の文化財は、長い歴史の中で富士山の自然の恵みや周辺地域との関わりの中、この地で営みを続けてきた人々により、生みだされ、育まれ、守られてきたものです。それゆえに文化財は、地域の歴史や風土の固有性が凝縮された地域のアイデンティティそのものであり、市民の宝です。市民や本市に関わる人々がその価値を知り、関心や誇りを持つことで、富士宮市の豊かな歴史文化をこれからも継承していくことができます。

市民一人ひとりや民間組織等が担い手となる、いわば地域社会総がかりによる文化財継承の実現のため、本計画では、本市の文化財や歴史文化の特性をまとめるとともに、目指す姿とその実現のために必要となる基本方針を定め、これまで本市が取り組んできた文化財の保存・活用の実績や実情から課題を抽出し、目指す姿を実現するために必要な措置を示しました。

2 計画期間

本計画の計画期間は、第6次富士宮市総合計画（計画期間：令和8年度から令和17年度（2026～35））に作成内容を反映させるため、令和8年度から令和17年度（2026～35）までの10年間とします。

本計画の進捗については、計画作成のために組織した富士宮市文化財保存活用地域計画協議会で検証し、文化財保護審議会に報告して管理していきます。

令和13年度（2031）から施行する第6次富士宮市総合計画の後期計画や、令和18年度（2036）から開始する第7次富士宮市総合計画の作成、また、新しく文化財を指定・登録するなど、本市の文化財を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うものとします。

また、進捗の検証や新たな総合計画の作成等により①計画期間の変更、②区域内に所在する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、③地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更が生じた場合には、改めて文化庁長官による変更の認定を受けることが必要となります。①～③以外の軽微な変更の場合には、静岡県及び文化庁へ報告します。

また、計画期間が終了する際は、計画に掲載した取り組みの進捗状況について検証を行った上で内容を見直して次期計画を作成し、改めて認定申請を行います。

表序-1 計画期間

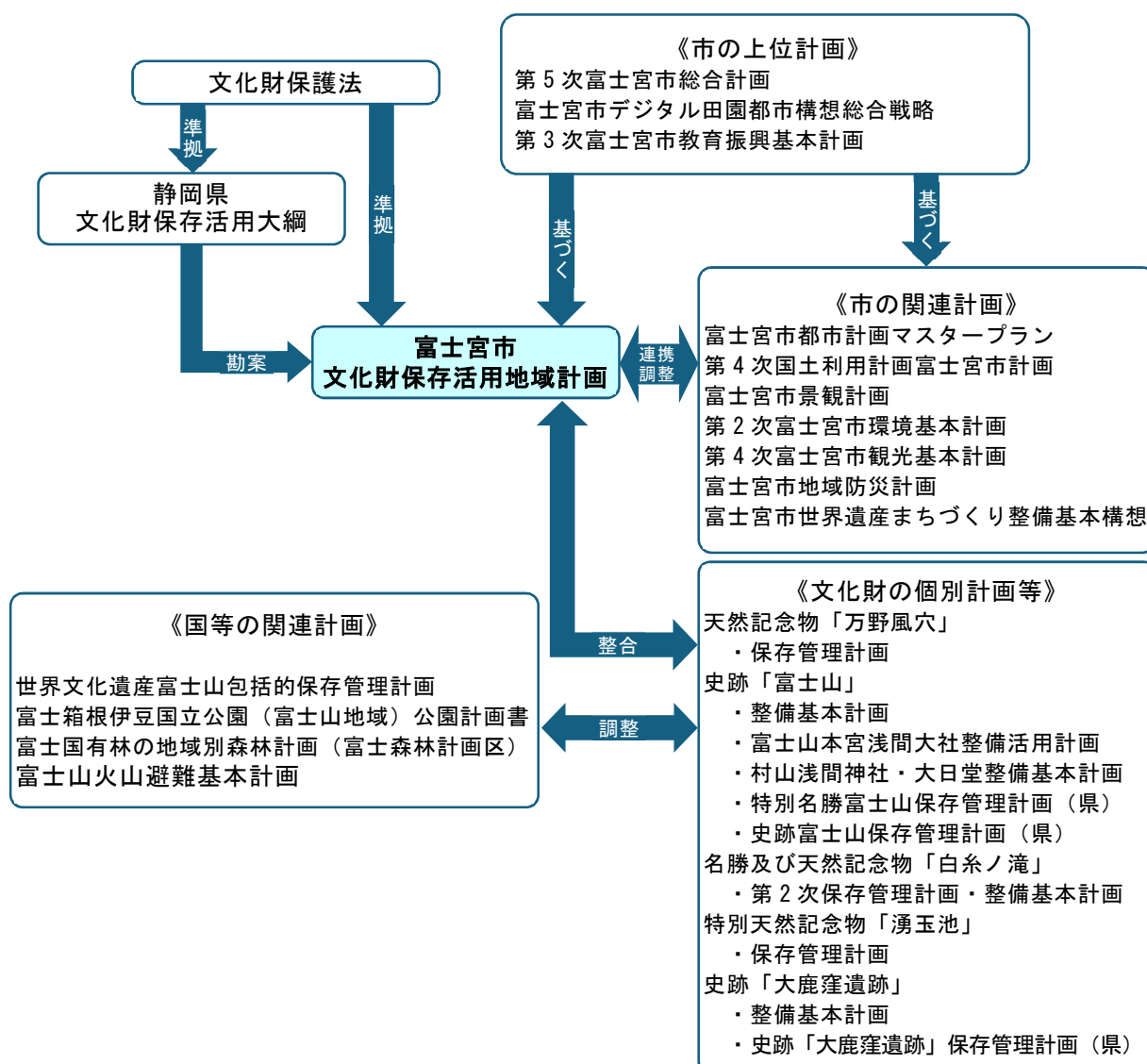
	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18～ 2036
総合計画	第5次計画（後期計画）				第6次計画（前期計画）						第6次計画（後期計画）				第7次
			↓ 反映	↑ 前期計画検討	↑ 反映		↓ 見直し	↑ 後期計画検討	↑ 反映			↓ 作成	↑ 前期計画検討	↑ 反映	
文化財保存 活用地域計画					第1次計画（前期計画）					第1次計画（後期計画）					第2次 計画

3 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 の規定に基づき、「富士宮市総合計画」「富士宮市デジタル田園都市構想総合戦略」「富士宮市教育振興基本計画」で掲げる目標に沿って、本市の文化財の保存と活用に関する分野別計画として作成します。

関連する計画との整合性を図りながら、富士宮市が目指す将来的なビジョンや中長期的な観点からの具体的な実施計画を定め、これに従って実施することで、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承を推進します。

本計画の位置づけと関連法令、分野別計画との関連



図序-1 計画の位置づけ

(1) 上位計画の概要

本計画の上位計画は次のとおりです。

① 第5次富士宮市総合計画後期基本計画【令和4年（2022）度策定】

（計画期間：令和4年度（2022）～令和7年度（2025）（後期計画））

計画の位置づけ	市政を進めるための指針となる最上位計画です。
計画の概要	・基本構想（計画期間10年間）、基本計画（前期・後期基本計画各5年間）、実施計画（計画期間3年間として毎年度更新）で構成しています。 ・目指す都市像として、「富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市」を掲げています。 ・3つの重点取り組みと7つの基本目標を掲げて個別の課題を設定し、具体的な施策の展開を図ります。
文化財に係る取り組み	【基本目標1】富士山の自然と調和した循環力があるまちづくり（環境） 受け継いできた優れた自然について、自然保護・環境保全対策を積極的に推進します。また、水資源の調査、湧水池の循環監視等続け、水資源をかん養し、水の有効かつ適正な利用を図ります。 【基本目標2】富士山の麓から創造力と活力がみなぎるまちづくり（産業） 富士山麓の広大な森林・高原や豊富な湧水等の恵まれた自然環境に生まれ生産される、特色ある多様な食材の地産地消・地産外消を進めます。また中心市街地において、浅間大社・富士山世界遺産センターを中心に、にぎわいのあるまちづくりを進めます。このほか、富士山を生かした新たな観光企画づくりに努め、SNSを活用した広報・宣伝活動を展開します。 【基本目標4】郷土に学び郷土を愛する心豊かな人を育むまちづくり（教育文化） 誰もが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習を続けることができるように学習環境を整備するとともに、学習の成果を生かしたまちづくりを推進します。また、富士山のもとに創られ、守られてきた歴史・文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。 【基本目標5】富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり（都市整備） 富士山の歴史と文化が香る魅力的なまちとして浅間大社を中心に、景観とユニバーサルデザインに配慮した快適で機能的な市街地整備を積極的に推進します。また、富士山にあるまちとして、本市の景観が市民共通の資産であることへの意識醸成や、受け継がれてきた景観を後世に向けて適切に保全するとともに、新たに良好な景観を創出します。

② 富士宮市デジタル田園都市構想総合戦略【令和6年度（2023）策定】

（計画期間：令和6年度（2024）～令和7年度（2025））

計画の位置づけ	人口減少の克服や東京一極集中の是正など、大きな製作課題への具体的な対策を整理したアクションプランです。
計画の概要	・「富士宮市人口ビジョン」の目指す将来展望人口を実現するための、具体的な施策を示しています。 ・第5次富士宮市総合計画で掲げた3つの重点取り組みに基づく重点取り組みを受け持ち、包括的に深化させたものです。

文化財に係る取り組み	基本方針 2 「訪れてよし」の魅了するまちを創造 富士山が世界遺産登録されたことにより、国内はもとより外国から訪れる観光客を富士宮らしくもてなし、交流することで、本市のイメージアップを図り、何度でも訪れたくなるまちを創造します。 基本方針 4 「働いてよし」の活力あるまちを創造 地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農林水産業や工業、商業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組みます。
------------	--

③ 第3次富士宮市教育振興基本計画（富士宮市教育大綱）【令和4年度（2021）策定】

（計画期間：令和4年度（2021）～令和8年度（2026））

計画の位置づけ	富士宮市総合計画の下での教育に関する部門的計画です。本計画においては、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針も定めています。
計画の概要	「子どもの未来のための人づくり」「市民の生涯にわたっての人づくり」を基本目標に、学校教育と社会教育の充実を図るため、4つの施策方針のもと27の重点施策を体系的に位置づけています。
文化財に係る取り組み	【基本方針 1】確かな学力と心を育む学校教育の充実 「富士山学習 PART II」を通して、探究的な見方・考え方を働かせ、富士山や富士宮の「人・もの・こと」と関わることで、郷土への誇りや愛情を持ち、自己の生き方を考えるために必要な資質・能力を身に付けられるようにします。また、小学生が富士宮のよさを認識し、郷土を愛する心を育むとともに、積極的に外国語を使って話そうとする意欲を高めるなど、グローバル社会に対応する力も同時に育成するため、外国語教育の充実を図ります。 【基本方針 3】生涯学習社会の基盤づくりの推進 新たな文化財の掘り起こしと既知の文化財についての調査を継続して、その歴史的価値を明らかにし、保護と活用を推進します。また世界遺産「富士山」の構成資産などについては、来訪者がその本質的価値の理解を深め、地域の魅力を高めるための整備を推進します。 またこれらの成果を活用し、郷土の生き立ちを楽しみながら学習できる場を提供するとともに、地域に根付いた歴史遺産を最大限に生かし、文化財に触れる機会を充実させます。 さらに、市民の文化財への理解を通して郷土愛を醸成するとともに、貴重な文化財を将来にわたって確実に継承していくため、文化財の調査・研究とその成果の発信及び、適切な保存・活用の拠点として博物館の整備を推進します。

（２）関連計画の概要

本計画の主な関連計画の概要は次のとおりです。

① 第４次富士宮市観光基本計画【令和３年度(2021)策定】

（計画期間：令和４年度(2022)～令和７年度(2025)）

計画の位置づけ	富士宮市総合計画に基本方針と３つの施策（観光基盤の整備、観光誘客の推進、サイクルツーリズムの推進）を踏まえつつ、観光分野の個別計画として定める計画です。
計画の概要	総合計画に定める基本方針「訪れる人に感動を与えるおもてなしのまち（観光）」を踏まえ、観光地として安定的に顧客を獲得し、その消費を市内全体に波及させることにより、地域経済を持続的に維持・発展させることを目的としています。
文化財に係る取り組み	【政策１】自然の楽しみ方の多様化と磨き上げ (１) 様々なバリエーションによる自然の楽しみ方の創出 【政策２】歴史・文化を生かした消費・周遊の促進 (１) 歴史・文化を生かした様々な楽しみ方の創出 (２) 富士山本宮浅間大社周辺を起点とした周遊促進 【政策３】自然の魅力を生かしたプロモーション・コンベンション (２) スポーツ観光等によるコンベンションの推進 【政策４】自然を楽しむ滞在型観光地としての基盤づくり (１) 自然資源の持続可能な利用の推進 (２) 自然を楽しむ観光地としての機運・空間の形成 (３) 快適に自然の魅力を楽しめる環境整備

② 富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想【令和６年度(2024)改定】

（計画期間：令和７年度(2025)～令和１７年度（2035））

計画の位置づけ	富士山信仰の地としてあるべき姿を広く市民と共有し、まちの再生を図るため、世界遺産を生かした市の今後のまちづくりの指標とすべき基本的な考え方や具体的な施策を示した計画です。
計画の概要	・基本理念として、「富士山信仰の歴史・文化が香るにぎわいとおもてなしのまちづくり」を掲げ、中心市街地内に基本構想想定区域（コアエリア）を定めます。 ・構想方針を３つに分け、関連する各種計画との連携を図りながらまちづくりを推進します。
文化財に係る取り組み	構想方針１ 浅間大社を中心とした信仰の地にふさわしい文化的空間の創出 構想方針２ 豊かな自然を生かした癒しの創出 構想方針３ 浅間大社の門前町としての趣を生かしたにぎわいの創出

③ 富士宮市都市計画マスタープラン【平成２６年度(2014)策定】

（計画期間：令和２年度(2020)～令和２１年度(2039)）

計画の位置づけ	「富士宮市総合計画」、「国土利用計画富士宮市計画」等に即し、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定める計画です。
---------	---

計画の概要	基本理念として「富士山の恵みを活かした、文化・交流、健やかな暮らしが生まれる都市づくり」を掲げ、社会動向の変化や市民意向を踏まえて、より具体的な取り組みを視野に入れた4つの都市づくりの目標を設定しています。
文化財に係る取り組み	目標1 都市の核となる拠点の形成と魅力の創出 富士山の麓のまちにふさわしい、国際文化都市としての文化・交流が生まれる魅力づくりや活性化を図ります。 目標3 豊かな自然との調和 豊かな自然環境や歴史の深さ、美しい景観をいかし・守り、地域ごとの独自性と都市の持続的な発展性を伸ばします。

④ 第4次国土利用計画富士宮市計画【平成28年度（2016）策定】

（計画期間：平成28年度（2016）～令和7年度（2025））

計画の位置づけ	国土計画利用法に基づき、「富士宮市総合計画」における土地利用計画と連携させた、市内における土地の利用に関する基本的な事項を定めた計画です。
計画の概要	総合的かつ計画的な土地利用を図るため、6つの基本方針のもと各土地利用区分別・地域別の国土利用の方針と、それを実現するための方策を設定しています。
文化財に係る取り組み	1 総合的かつ計画的な土地利用の推進 (4) 郷土を知る機会の創出と継承 2 富士山、天子山系の豊かな自然環境との共生 (1) 森林の適切な維持・管理 (2) 地下水の保全と活用 (3) 自然環境と共生した産業振興 5 魅力ある都市空間・生活空間の形成 (1) 中心市街地の拠点機能の強化 (4) 魅力的な景観の形成 6 伝統・文化を引き継ぐ集落環境の維持 (2) 伝統文化を引き継ぐ担い手の定住推進

⑤ 富士宮市地域防災計画【昭和38年（1963）、令和6年度（2024）最新修正】

（計画期間：昭和38年度（1963）～）

計画の位置づけ	災害対策基本法に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る防災に関し必要な事項を定めた計画です。
計画の概要	共通対策編のほか、地震、風水害の対策編で構成されており、各対策において、災害予防計画、災害応急対策計画等を定めています。
文化財に係る取り組み	地震対策編 第2章 平常時対策 第1節 防災思想の普及 (3) 市民に対する防災思想の普及 イ 社会教育を通じて啓発 文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図ります。 第4節 地震災害予防対策の推進 14 文化財等の耐震対策 文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めます。

⑥ 富士宮市景観計画～富士山の庭園都市へ～【平成 22 年度(2010)策定、平成 30 年度(2018)変更】

計画の位置づけ	景観法に基づき、景観行政団体である本市が策定する景観形成のための総合的な計画です。
計画の概要	・景観形成の目標として「富士山の庭園都市へ」を掲げ、7つの基本方針を示しています。 ・市内における富士山や天子山地等の景観を保全するため、景観計画区域内に「富士山等景観保全地域」と「富士山等眺望保全地域」を定めています。
文化財に係る取り組み	【基本方針 1】ふるさとの原風景たる自然景観を大切にすまち 森林が広がる富士山麓や、自然の美しさが映える朝霧高原・田貫湖、湧水池の景観を守り、生かします。 【基本方針 2】生業として育まれた農村景観を継承・充実すまち 湧水や水路、社寺、石造物などの歴史資源、富士山への眺望などを活用して集落の環境整備を行い、地域らしさを創出します。 【基本方針 3】富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出するまち 湧水や河川の自然資源、石造物などの歴史資源、富士山への眺望などを活用して、調和があり地域らしさの感じられる住宅地の景観や、賑わいのある中心商業地の景観、緑と水のふれる市街地の景観をつくります。 【基本方針 4】場所に適した公共施設景観を創出・維持するまち 公園と周辺の道路やまち並みと連続性の確保や、周辺の林、河川や湧水池、文化財、既存の地形などの活用により、地域の景観と一体となった公園の整備を推進します。 【基本方針 5】富士山などに因む深い歴史を感じるまち 富士山信仰に関連する景観や、富士の巻狩にまつわる景観、地域の歴史を感じる神社や樹木などのある景観、農業や地域の生活の歴史を表す水路貯水池の景観、製紙業などの近代産業の歴史を感じる景観、地域の祭りの躍動する景観を守り、生かします。 【基本方針 6】多くの人に感動を与える富士山の眺望があるまち 市北部や市南部の丘陵地、富士山麓や市街地からの富士山への眺望を守り生かします。 【基本方針 7】みんなで取り組む協働の景観づくり 公民館や地域学習センターの講座において、自然観察会や歴史探訪など景観につながるテーマを取り上げ、景観を知り、学ぶ機会を設けていきます。また景観上重要な建造物や樹木などの保存などに対し、資金面の支援を推進したり、優れた景観の建築物などの表彰を定期的に行い、活動の励みとなる場を設けたりしていきます。

⑦ 第 2 次富士宮市環境基本計画【平成 27 年度(2015)策定、令和 3 年度(2021)改定】
(計画期間：平成 28 年度(2016)～令和 7 年度(2025))

計画の位置づけ	「富士宮市総合計画」の将来都市像を、環境面から実現するための基本的な計画です。
計画の概要	・富士宮市環境基本条例に基づき、富士宮市の自然社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。 ・目指すべき環境像として「富士山の恵みを次世代につなぐ 地球にやさしいまち」を掲げ、5つの基本目標と対応する取り組み施策を定めています。

文化財に係る取り組み	②自然環境
	富士山とともに豊かな自然を守り環境保全を推進し、自然共生社会の実現を目指します。
	③生活環境
	生活環境の保全を図り、安全で快適な環境への取組を推進します。
	⑤環境教育
	環境教育・環境学習、地域の環境活動を支援し、地域の環境情報を発信します。

(3) 県及びその他の主体の計画概要

県及びその他の主体による関連計画の概要は次のとおりです。

① 静岡県文化財保存活用大綱【令和元年度（2019）策定】

計画の位置づけ	文化財保護法第 183 条の 2 に基づき静岡県が、本県における文化財の保存・活用に係る基本的な方針を示すため令和元年度に策定した計画です。
計画の概要	・基本理念として、「美しい“ふじのくに”の文化財」を県民総がかりで守り、誰もが親しみながら、未来へつなぐ」を掲げています。 ・目指す姿（あるべき姿）・基本方針を次のとおり定めています。 地域の宝が未来に確実に継承されている⇒文化財の確実な保存 文化財を担う人材が各地域で活動している⇒文化財を支える多様な人材の育成 住んでよし、訪れてよし、の好循環に貢献している⇒文化財の効果的な活用
富士宮市に関わる主な取り組み等	第 4 章 1 文化財保存・活用における市町連携の促進 ・富士山と関連文化財を介した連携 ・日本の象徴となる類まれな文化財を介した世界各国との連携

② 世界文化遺産富士山包括的保存管理計画

【平成 23 年度（2011）策定・令和 4 年度（2022）改定】

計画の位置づけ	世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するため、その包括的な保存管理計画の方針及び行動計画について定めた計画です。静岡県、山梨県及び関係する国機関、市町村により策定されました。
計画の概要	・世界文化遺産富士山の資産及びその周辺環境の現状について把握し、解決すべき課題の整理を行った上で、一時的な保存管理の方向性及び課題を解決するための施策について明示しています。 ・資産の保存管理及び周辺環境の保全の施策を実際に進めていくための行動計画を定め、具体的な工程を明示しています。
富士宮市に関わる部分	第 9 章 行動計画の策定・実施（実施主体に富士宮市が含まれるもの） 2. 方法 (1) 資産および周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止 ア．開発・都市基盤施設の整備による影響への対応 イ．自然環境の変化への対応 ウ．自然災害への対応 エ．来訪者及び観光による影響への対応 (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備 (3) 資産の公開・活用

その他の計画

ここまでに記載した上位関連計画以外にも、文化財の個別計画や、富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）公園計画書（令和4年（2022）9月一部変更、環境省）、富士国有林の地域別の森林計画書（富士森林計画区）（令和3年（2021）4月、関東森林管理局）、富士山火山避難基本計画（令和5年（2023）3月、富士山火山防災対策協議会）等の富士宮市域を範囲に含む計画があります。

本計画の推進にあたっては、これらの関連計画との連携・調整し、留意していきます。

（４）持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みとの関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015）に「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」として国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標」のことです。17のゴールと169のターゲットが掲げられ、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を願っています。

我が国でも、経済、環境、社会の諸課題に対して総合的に解決する重要性が示され、国、地方自治体、企業などで積極的な取り組みが始まっています。

本市では、令和元年（2019）をSDGs元年と位置づけ、これまで市民への普及啓発や地域の課題解決に向けた様々な取り組みを進めてきました。令和3年度（2021）には、本市が提案した「富士山を守り未来につなぐ富士山SDGs」が内閣府のSDGs未来都市に選定されました。

富士宮市総合計画では、本市の共有財産である富士山を守るため、地域資源の保全・活用とSDGs達成に取り組む人材が集まる「住んでよし、訪れてよし」のまちづくり、富士山の豊かな自然と様々な産業、文化の調和を目指し、次代につなぐ「富士山SDGs」の取り組みを推進しています。その中で本計画に関連が深い目標は次のとおりです（本計画の方針・措置は第6章参照）。



表序-2 富士宮市文化財保存活用地域計画のSDGsの目標

	総合計画の記載内容・本計画に関連する取り組み	世代を超えて郷土の自然、歴史、文化を学び、後世へ確実に継承するとともに、心豊かな人を育むまちづくりを進める。
	本計画での主な措置	富士山学習の推進： 富士山のあるまちに対する郷土愛、感動する心、誇りや自信などの醸成を図るための学習の推進 基本方針3 誇りを持つ（情報発信） 46 小・中学校の地域学習との連携、47 歴史講座等の開催
	総合計画の記載内容・本計画に関連する取り組み	より安全で安定した水の供給に努め、水の有効かつ適正な利用を図る。
		水資源の保全： 水源地域の森林の保全や整備、地下水・湧水調査を定期的実施

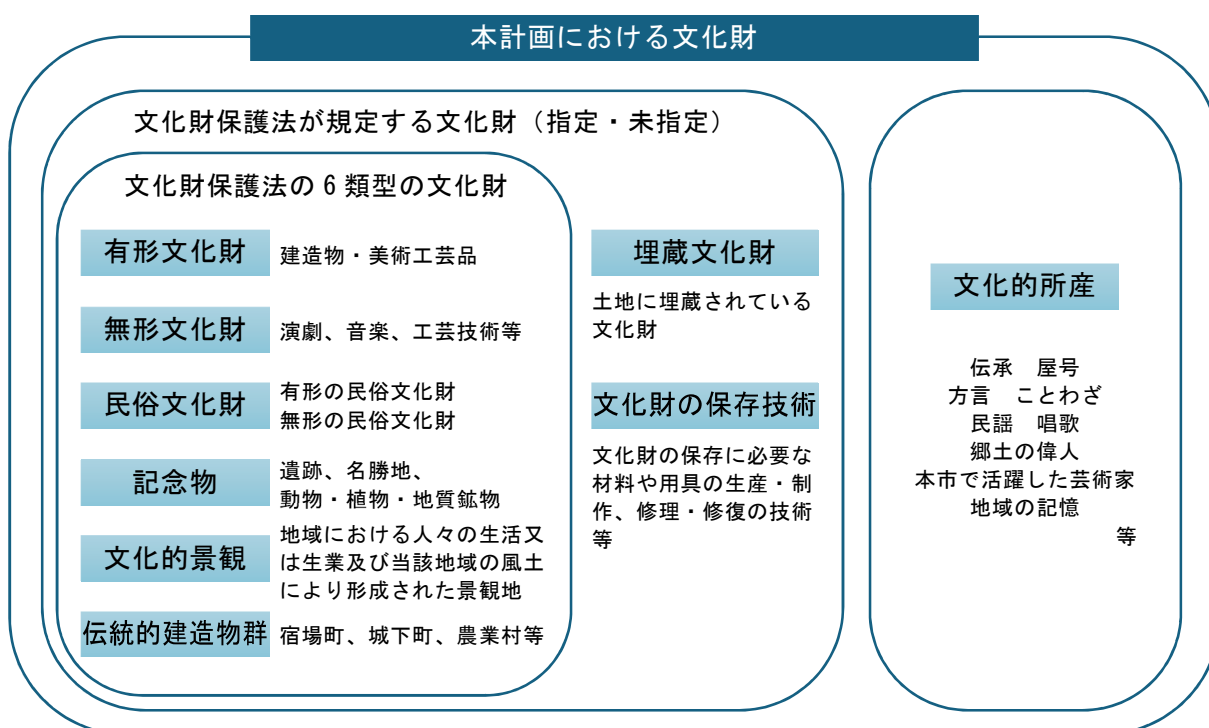
	本計画での 主な措置	基本方針 2 守り伝える（保存管理） 18 富士山湧水池の環境保護・保全
	総合計画の 記載内容・ 本計画に関 連する取り 組み	富士山の豊かな自然や景観のもと、誰もが安全で安心して暮らせるよう、生活しやすいまちづくりを進める。 <u>世界遺産のまちづくりの推進</u> ：世界遺産構成資産の整備や記念イベントの開催
	本計画での 主な措置	基本方針 4 未来へ活かす（活用） 56 世界遺産を活かした賑わいのあるまちづくり
	総合計画の 記載内容・ 本計画に関 連する取り 組み	地球温暖化による自然災害リスクを低減できるよう、防災・減災の取り組みを推進する。 防災マップの作成：自然災害等の被害を最小限に抑えるための各家庭への防災マップの配布
	本計画での 主な措置	第 9 章 文化財の防災・防犯対策 4 文化財の抱えるリスクの見える化
	総合計画の 記載内容・ 本計画に関 連する取り 組み	富士山からの豊かな湧水を保全・活用した産業振興や水に親しむ河川環境整備を進める。 <u>市の魚「ニジマス」の振興</u> ：全国一の生産量を誇ることから市の魚に制定されている「ニジマス」の振興促進 <u>地下水・湧水の調査</u> ：水資源の調査、湧水池の巡回監視等による水質保全の推進
	本計画での 主な措置	基本方針 2 守り伝える（保存管理） 18 富士山湧水池の環境保護・保全
	総合計画の 記載内容・ 本計画に関 連する取り 組み	受け継いできた「世界遺産富士山」の自然環境・生態系の保全について、その恵みを後世に引き継ぐよう取り組みを進める。 <u>自然保全活動の推進</u> ：自然保護・環境保全対策のための根原地区の火入れ等の実施 <u>小田貫湿原の乾燥化防止対策</u> ：富士山麓唯一の低層湿原である小田貫湿原の豊かな生態系の保持
	本計画での 主な措置	基本方針 2 守り伝える（保存管理） 17 富士山の環境保護・保全、20 小田貫湿原の保全
	総合計画の 記載内容・ 本計画に関 連する取り 組み	市民や NP0、企業等の知識やアイデアを活用するとともに、参画の機会を拡充し、市民・企業・行政が一体となって活力のあるまちづくりを進める。 <u>NP0 等との市民協働</u> ：NP0 法人等市民活動団体と市との協働による事業の推進
	本計画での 主な措置	基本方針 2 守り伝える（保存管理） 27 文化財の公開活用環境の維持、35 文化財所有者等との連絡体制構築、 基本方針 4 未来へ活かす（活用） 63 地域の文化財等関連団体との連携・支援、69 地域のイベント時に展示・講座等の開催

4 本計画における文化財の定義

文化財保護法では、「文化財」とは、我が国の歴史文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであるとされています。同法が規定する文化財は、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6類型と、埋蔵文化財（土地に埋蔵されている文化財）や、文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料や用具の生産・製作、修理・修復等の伝統的な保存技術です。

これらの文化財の中で重要なものなどは、文化財保護法に基づく国の指定、登録などによって保護されています。加えて、静岡県内に所在する文化財のうち、県にとって重要なものは、静岡県文化財保護条例に基づいて県の文化財に指定・選定され、本市に所在する文化財のうち、市にとって重要なものは、富士宮市文化財保護条例に基づいて市の文化財に指定し、保護が図られています。国・県・市に指定された文化財を「指定文化財」、指定されていない文化財を「未指定文化財」と呼びます。

本計画では、こうした法律・条令に基づき指定等された文化財などに加え、法律や条令によって指定等されていない未指定文化財、さらに上記の類型にあてはまらないものの、本市の歴史文化を理解する上で欠かせないもの—例えば伝承や屋号、方言、ことわざ、地域の記憶など（＝文化的所産）—も含めて「文化財」として捉え、適切に保存・活用していきます。



図序-2 本計画における文化財

第1章 富士宮市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置

本市は静岡県東部に位置し、富士山南西麓に広がる地域です。広大な森林や豊富な湧水等の自然に恵まれ、市域の46%が富士箱根伊豆国立公園に指定されています。東西20.92km、南北32.63km、面積は389.08㎢（県内第3位）で、富士山麓の約4分の1を占めています。

市域の東は富士市、北から西は山梨県、南は富士市や静岡市に接しています。このうち本市と富士市は、戦後まで富士郡と呼ばれる1つの区域であり、歴史的に地理・経済・産業・観光的なつながりが深く、現在も地域活性化や住民の生活向上を目指した連携事業が数多く行われています。また本市と山梨県は、富士山を囲んで隣接する自治体として道路網・鉄道網を通じて歴史的に商業・産業・文化の交流が盛んです。



図1-1 富士宮市位置図（国土地理院地図をもとに作成）

富士宮市の河川は、大きく富士山麓の河川と富士川へ収束する河川に分けられます。前者の代表的なものとして、北部の猪之頭湧水群いののぶしづみぐんを源として、天子山地てんしの東縁を流下する芝川、富士山西斜面の大沢崩れを源として、西部から東南部を流下する潤井川うるいがわがあります。後者の例としては、天子山地を源として、稲子地区いなこを流下して富士川に合流する稲子川いなこがわや、静岡市清水区矢原しはらを源として、内房地区うつぶきを蛇行しながら流下して富士



しながら流下して富士川に合流する稲瀬川等があります。

(3) 地質

富士山西縁の天子山地や市城南縁の富士川流域には、新第三紀中新世から鮮新世に至る地層が分布しています。これらは下部をなす中新世中期の主に西八代層群の地層と、上部をなす中新世後期－鮮新世の主に富士川層群の地層に大別されます。市域では、西八代層群の地層は天子山地北部に限られ、その南側の天子山地の大部分には富士川層群の地層が分布しています。含まれる堆積岩類は、西八代層群の地層は主に深海性の泥岩からなり、富士川層群の地層は主に乱泥流によってもたらされた関東山地に由来する碎屑物を多く含む厚い礫岩と砂岩からなります。また、市城南西部の富士川下流域、羽鮒丘陵や星山丘陵、蒲原丘陵には主に第四紀更新世前期の庵原層群の火山岩類や砂礫層からなる地層が分布しています（松田、2007）。

これら第三紀～第四紀の地層を被い、10 万年前以降に活動する富士火山の噴出物が主に芝川流域の東側に広く分布します。富士火山は古富士火山と新富士火山とに、さらに新富士火山の噴出物は旧期・中期・新期に分類されました（津屋、1968・1971）。それらは玄武岩質の主に溶岩と火山碎屑物からなります。古富士火山と新富士火山とは、約 17,000～11,000 年前の並行的な火山活動を挟み前後に分かれます（宮地、2007）。古富士火山はおおよそ 9 万年に及ぶ火山活動の中で溶岩と火山碎屑物を交互に噴出し、寒冷な気候下での活動であったことから融雪等による泥流堆積物も伴いました。また、爆発的な噴火に伴った山体崩壊による岩屑なだれ堆積物も認められます。それらの多くは新富士火山の噴出物に被われていますが、逆断層によって隆起した山麓の羽鮒丘陵や星山丘陵等に見ることができます。新富士火山旧期に噴出した溶岩や火山碎屑物は富士山麓の主に末端部に分布しています。さらにこれらを被い、中期から新期に噴出した噴出物が富士山麓の主に中腹部から山頂に向かって分布しています。

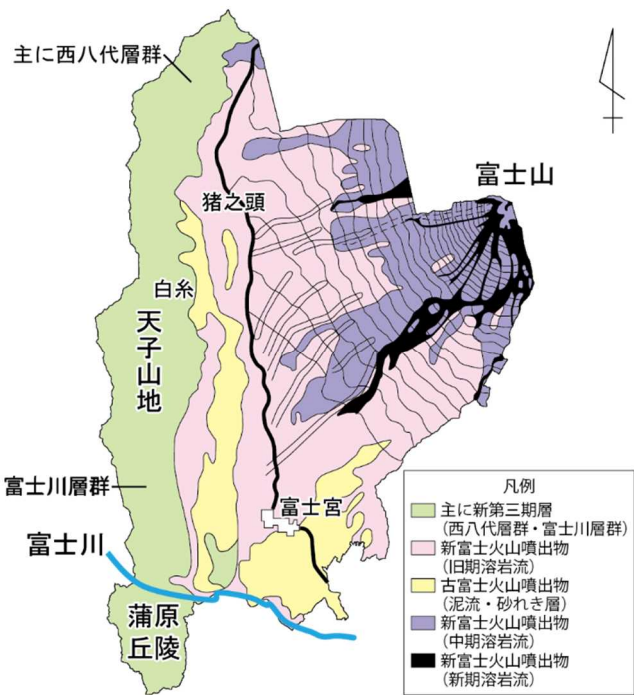


図 1-3 富士宮市の概略地質図
(津屋、1971・1986 を元に作成)

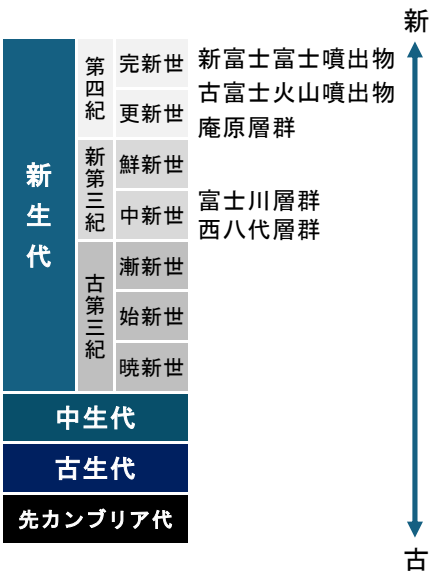


図 1-4 地質層序表

参考文献：松田時彦（2007）「富士火山の基盤の地質と地史」（荒牧重雄・藤井敏嗣・中田節也・宮地直道編『富士火山』、山梨県環境科学研究所、p. 40-57）。宮地直道（2007）「過去 1 万 1000 年間の富士火山の噴火史と噴出率、噴火規模の推移」（同上、p. 79-95）。津屋弘達（1968）「富士山地質図（5 万分の 1）」、特殊地図 No. 12、富士山の地質（英文概略）、地質調査所、p. 24）。津屋弘達（1971）「富士山の地形・地質」（『富士山－富士山総合学術調査報告書』、富士急行、p. 127）。

(4) 気候

富士宮市の気候は、市域を細かく見ていくと、市内各所の地形や環境がそれぞれ違うため、風向きや強さ、季節ごとの風の傾向も地域ごとに異なる等、複雑な気候になっています。

しかし富士山頂等の極端な場所を除けば、夏は比較的短く、蒸し暑くて曇りの日が多いですが、冬は寒くて湿度が高いという特徴があります。気温は、北に進むほど海拔高度が増すため南暖北冷と言えますが、上井出地域以北の北部地域でも、降雪は年に1～2度ある程度で、市街地ではほとんどなく、生活するための気候条件に恵まれています。

平均気温は、昭和56年(1981)から平成22年(2010)の間では15.4度と、比較的温暖な静岡県内でも低く、1月の平年値が最も低く5.2度、8月の平年値が最も高く26.2度となっています(富士山頂の気温を除く)。これは本市の標高が高いことによります。

降水量は、秋(9～11月)が最も多く、冬(12月～2月)が少なく、北に行くほど南寄りの風による地形効果によって多い傾向になります。これは、本市は北北東の富士山、西の天子山地により北からの風が遮られるため、年間を通じて南寄りの風が強く、特に夏は太平洋の湿潤な空気が流入して北の山地で上昇し、雨が多くなるからです。

また、市内では夏、特に6～7月は、富士山・御坂山地・天子山地に取り囲まれた市北部で霧の発生が増えます。季節による霧の発生の状況は、市内からの富士山の見え方から確認することができます。同じ晴れた日でも夏は富士山が霞んで見えることが多く、冬ははっきり見えることが多くなります。

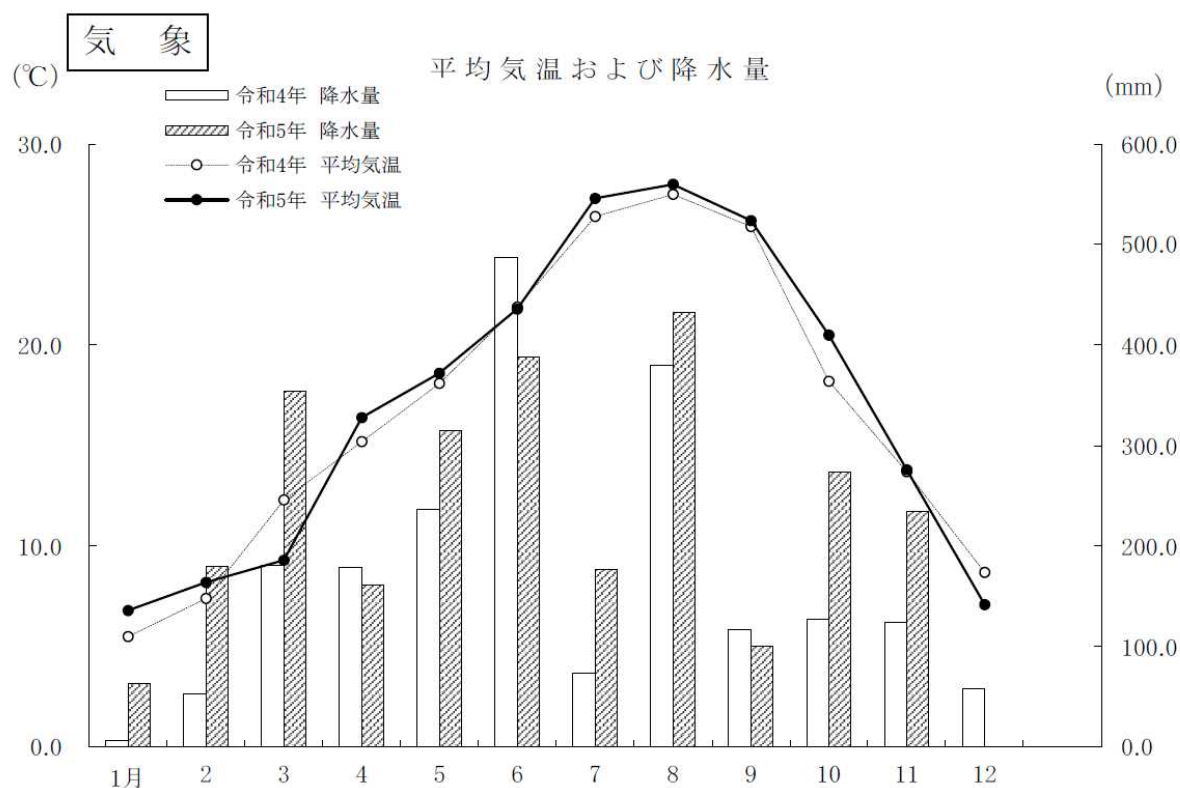


図 1-5 令和4・5年(2022・2023)の月別平均気温・降水量
(出典：富士宮市の統計(令和6年度(2024)版))



写真 1-1 季節ごとの富士山の見えやすさ（左：夏、右：冬）

(5) 植生

本市は、植物相の多様性に富んだ地域です。これは市域がフォッサマグナ地域に位置するため、いわゆるフォッサマグナ要素の植物と呼ばれる地域特有の植物群が生育していること、富士山山頂から市街地までの標高差が大きいこと、朝霧高原や小田貫湿原、湧玉池（特別天然記念物）等特徴的な地域や地点があること等によります。また、市域の森林の大部分を人工林が占めており、本市の植生の 1 つとして捉えることができます。

フォッサマグナ地域とは、西は静岡と新潟県の糸魚川を結んだ線と神奈川県平塚から新潟県直江津を結んだ線の間で、地質学的な溝がある地域のことを言います。この地域には、伊豆・箱根、富士山、八ヶ岳、新潟妙高山等の火山列が並び、火山活動等の地史を反映した地域を特徴づける植物（マメザクラ、サンショウバラ、フジアザミ等）の分布が見られます。

標高差による植物相の多様性の事例として、富士山の植物の分布をみていくと、森林植物帯区分は表 1-1 の通りになります。高山帯と^{あ こうざんたい}亜高山帯の間には森林限界（写真 1-2、積雪の下方ライン）があり、その上は火山荒原植生のためコケ類や草本類が分布します。森林限界の最も標高が高い場所に、ミヤマヤナギ・ミヤマハンノキ・ダケカンバ等わい性低木が分布しており、その下の標高 1,800～2,400m の^{あ こうざんたい}亜高山帯にはシラビソ・トウヒ等の^{じょうりょくしんようじゅ}常緑針葉樹林や^{りん}落葉針葉樹のカラマツが分布します。標高 900～1,600m の^{さん ちたい}山地帯には、ブナ・ミズナラ・イタヤカエデ等からなるブナ群落が分布します。



写真 1-2 西白塚駐車場から見た富士山
（出典：富士宮市 2023『富士宮の歴史 自然環境編』、以下同）

垂直分布 (気候帯)	森林植物帯名	標 高
高山帯 (寒帯)	コケ帯 (高山コケ帯)	3000～3776m
高山帯 (亜寒帯)	オンタデ帯 (高山草本帯)	(2400) ～2850～3000m
亜高山 (亜寒帯)	シラベ帯 (亜寒帯針葉樹林)	1800～ (2400) ～2850m
山地帯 (冷温帯)	ウラジロモミ帯 (冷温帯針広混交林)	1600～1800m
山地帯 (冷温帯)	ブナ帯 (冷温帯落葉樹林)	900～1600m
丘陵帯 (暖温帯)	クリ帯 (暖温帯落葉樹林)	(350) ～570～900m
平地帯 (暖温帯)	カシ帯 (暖温帯照葉樹林)	0～ (350) ～570m

表 1-1 富士山西南麓の森林植物帯区分
（出典：渡邊定元 2002「富士山の植物」、国土交通省地方整備局富士砂防事務所『富士山の自然と社会』）

植生が特徴的な地域や地点のうち、朝霧高原はかつて開拓が行われ、現在は広く牧草地となっていますが、ところどころ元々の自然草原や雑木林が残存しています。

小田貫^{こだぬきしづげん}湿原は、現在、富士山南西麓で唯一の湿原で、富士山麓では貴重な^{しっせいしよくぶつ}湿生植物群落が発達しており、湿原の中央部には水が停滞する池が数個あり、それを取り巻くように湿生の植物が分布しています。

湧玉池は、富士山に降った雨や雪解け水が湧き出し、自然湧水池になったもので、湧水の水温、水質等から湧水特有の水草を見ることができますが、近年コカナダモ等の外来種も多くみられるようになっています。

人工林は、明治時代の植林と、昭和30年代の木材の需要の高まりを受け、国策として行われた拡大造林によるもので、現在、富士宮市の民有林18,274.6haの約77%にあたる14,067haが人工林であり、そのうち約94%をスギ・ヒノキが占めています。



写真 1-3 小田貫湿原
(出典：『富士宮の歴史 自然環境編』)



写真 1-4 湧玉池
(出典：『富士宮の歴史 自然環境編』)

2 社会的状況

(1) 市域の形成

奈良時代に律令制度によって定められた国郡制では、富士川以東は駿河国富士郡、以西は駿河国庵原郡に該当します。明治時代初年以降、江戸時代から存在した町村合併（万野原新田のみ分立）が進み、明治22年（1889）の町村制の施行により、現在の市域を形成する富士郡1町8村・庵原郡1村が成立しました。

昭和に入ると、戦時体制の強化や紀元2600年記念を機に市町村合併が進みました。その中で昭和17年（1942）、県下最大の町であった大宮町は隣村の富丘村と合併して市制を施行、「富士宮市」が誕生しました。なお市名の由来は、『今昔物語』に登場する浅間大社の別名と考えられる「駿河ノ国ノ富士ノ宮」です。

戦後になると、社会の変化を受けて全国的に市町村合併が促進され、いわゆる昭和の大合併が起きました。富士宮市も合併が進められ、昭和30年（1955）に富士根村が、同33年（1958）に上野村・北山村・上井出村・白糸村が富士宮市に合併しました。また芝川地域では、昭和31年（1956）に富士郡芝富村と庵原郡内房村が合併して富原村が誕生し、翌32年（1957）には柚野村と合併して芝川町となりました。その後長く1市1町が続き、いわゆる平成の大合併が全国的に進む中で、平成22年（2010）、富士宮市と芝川町と合併し、現富士宮市域となりました。

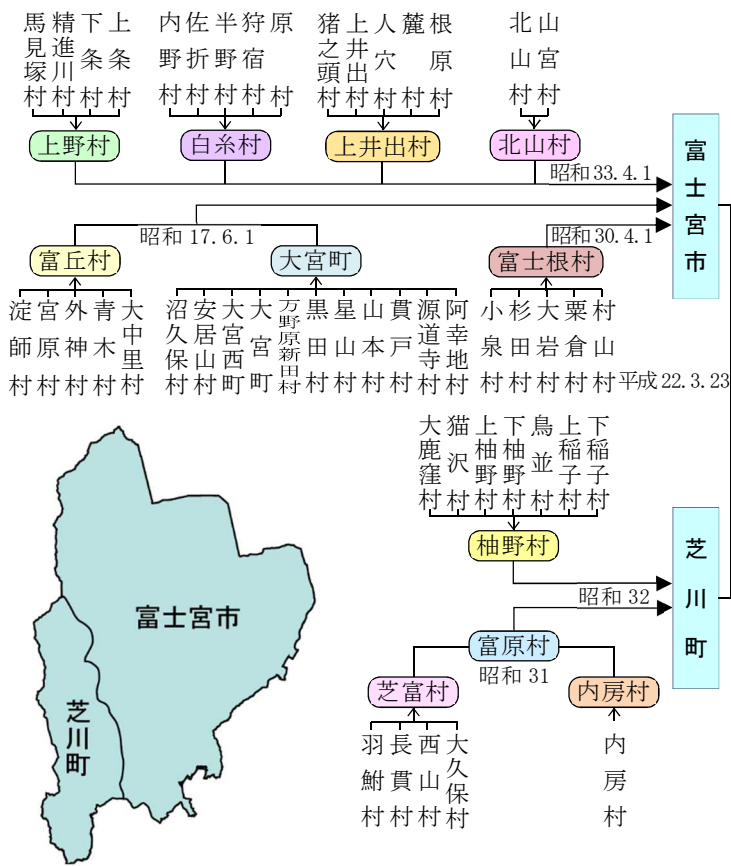


図 1-6 市域の変遷

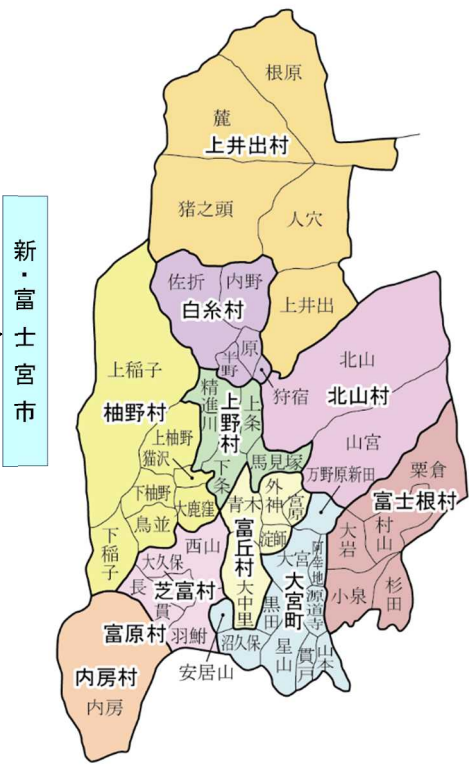


図 1-7 富士宮市の旧村の位置

（２）人口推移

本市の人口は昭和60年（1985）以降の国勢調査によると、平成22年（2010）以降減少傾向にあります。令和7年（2025）8月で 人（住民基本台帳）で県内8位ですが、令和32年（2050）までには96,298人に減少すると推計されています。

人口構造においては、15歳未満人口（年少人口）は昭和60年（1985）以降、15～64歳人口（生産年齢人口）は平成22年（2010）以降減少しています。一方で65歳以上人口（高齢者人口）は昭和60年（1985）以降増加を続け、高齢化率は9.6%から30.6%と約3.2倍となりました。高齢化率は今後も増加し、令和32年（2050）までに40%を上回ると推計されています。

社会的動態としては、平成26年（2014）から転出者数が転入者数を上回っています。大きな要因として、大学進学時や就職時における首都圏等への転出者数が、大学卒業後の転入者数（Uターン数）を上回っている点にあります。特に東京への転出超過が目立ちます。

これに伴い、労働者や消費者の減少による地域経済の衰退、社会保障費を負担する現役世代の減少による社会保障制度への市況、地域コミュニティの担い手の不足による地域への影響、税収の減少により行政サービスや公共建築物等の維持管理・更新が困難になるといったことが懸念されます。

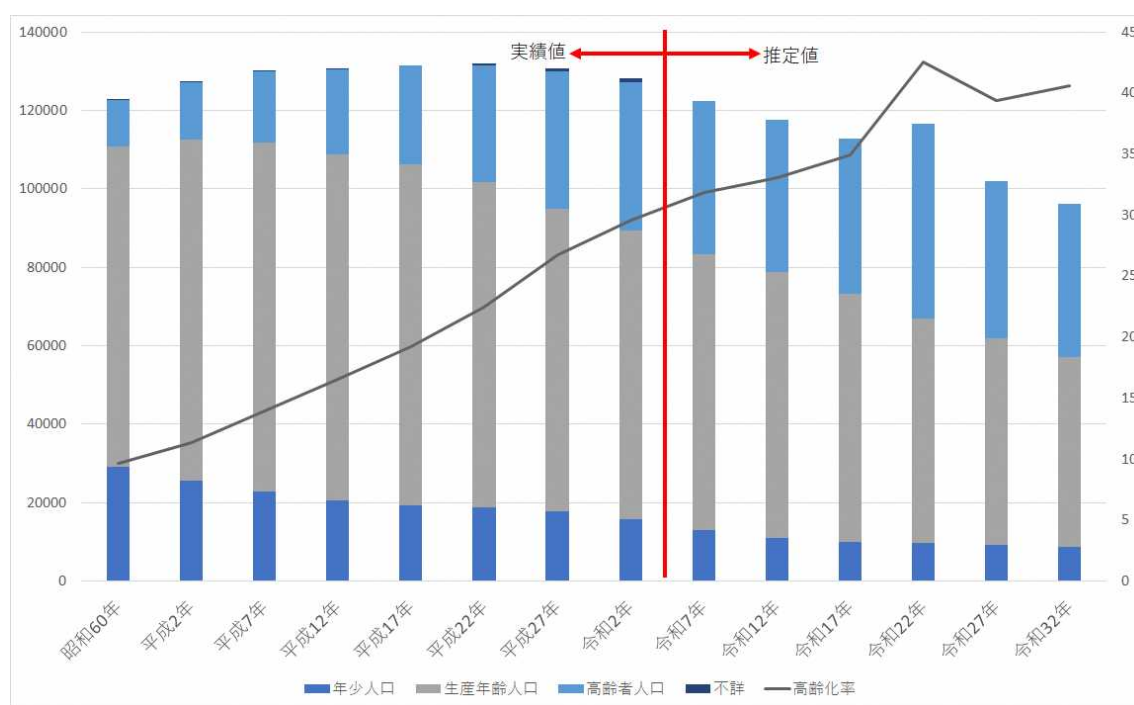


図 1-8 人口及び年齢3区分別人口の推移
（出典：『国勢調査・日本の地域別将来推計人口』（令和5年（2023）推計））

(3) 交通

市内には古くから、駿河国（静岡県東部）と甲斐国（山梨県）を結ぶ南北の街道が通っており、南北の人と物の交流が盛んでした。その一部は、現在も国道139号（富士宮道路・バイパス）として一部の区間が利用されています。昭和57年（1982）、バイパスと西富士道路が接続し、東名高速道路や国道1号への連絡もよくなり、平成24年（2012）には新東名高速道路（平成24年開通）と接続し、東京-愛知との結びつきが強まりました。さらに平成31年（2019）には中部横断自動車道が開通、令和3年（2021）には国道469号（富士山南麓道路）が延長したことで、近年富士山の東西で山梨県との結びつきが強まっています。

市内の公共交通は、鉄道・バスが主なものとなっています。鉄道は、山梨県甲府市と結び東海道本線と接続するJR身延線が通り、市内には「源道寺駅」「富士宮駅」「西富士宮駅」「沼久保駅」「芝川駅」「稲子駅」があります。

バスについては、富士急静岡バス（株）の8路線・山交タウンコーチ（株）の1路線が運行しており、いずれの路線も日常的な地域の足として、市郊外部と中心市街地間の移動手段や富士市・富士吉田市等にまたがる広域的な交通手段として、路線の特性に応じた利用が行われています。この他に、世界遺産富士山の構成資産や市北部地域の主な観光地を巡る定期観光バス「強力くん」が運行されています。

また、本市では、市街地循環バス「宮バス」とデマンド型乗合タクシー「宮タク」を運行しています。これらは中心市街地の活性化を図るとともに、路線バスの廃止により生じた交通空白地域や交通不便地域と中心市街地間の重要な生活交通を確保しています。

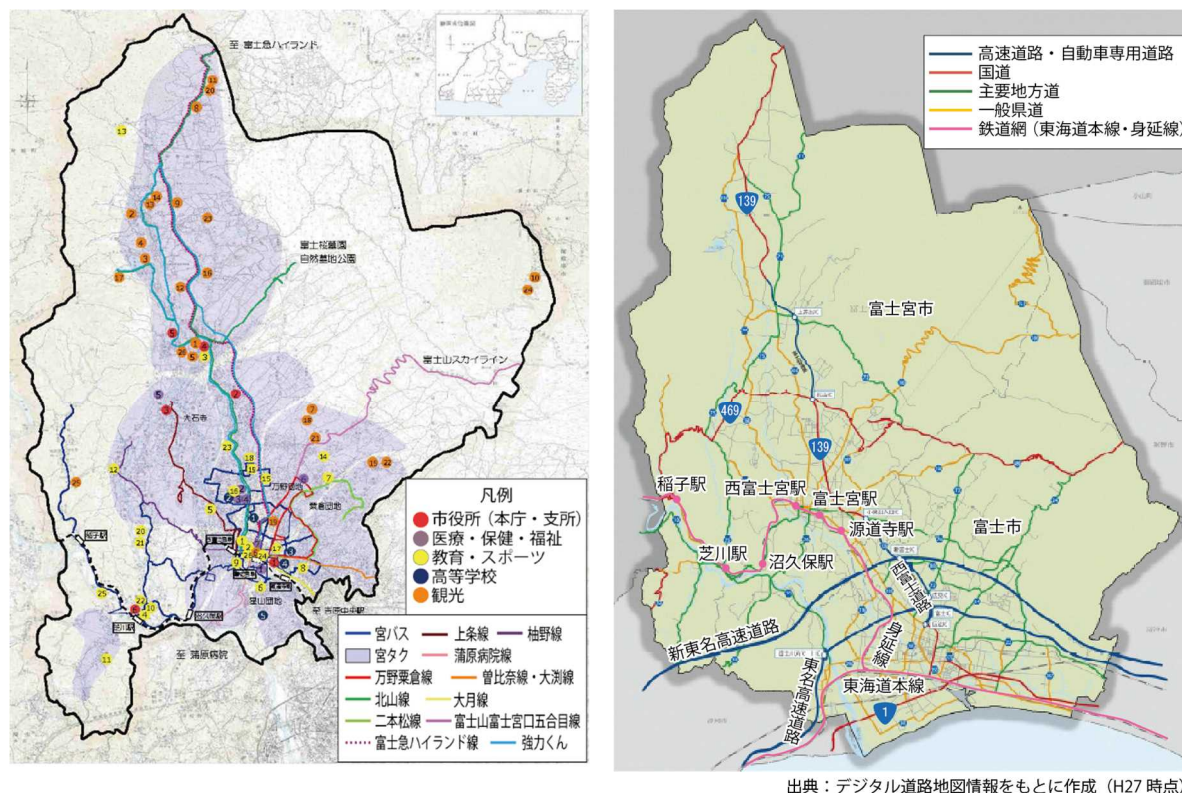


図1-9 市内・周辺の交通網

（出典：【左図】市内の公共交通網（『富士宮市地域公共交通計画』富士宮市、2018）掲載「公共施設分布図」）

【右図】市内の道路網（『岳南都市圏総合都市交通体系調査報告書』岳南都市圏総合都市交通計画協議会、2019）掲載の道路網図を一部加筆）

（４）産業

富士宮市では自然環境等を活かした様々な産業が展開しています。

第1次産業では、農業・畜産業・養鱒業等が盛んです。北部地域の朝霧高原では、広大な土地・水はけのよい土壌・寒冷な気候を活かした畜産、東部から南部地域では温暖な気候と水はけのよい土壌を活かした畑作（露地野菜や茶等）が盛んです。富士山の綺麗で豊富で安定した水温の伏流水に恵まれた猪之頭や淀師・青木・大中里、市内南部の潤井川沿いの地域では、これを活かした養鱒・ワサビ栽培が、河川や用水路、湧水等により水が豊かな北西部から南部地域では、水稻生産が盛んです。

第2次産業では、明治時代以降、わが国の急速な近代化に伴い、市南部において富士山の豊富で綺麗な水を利用した製紙工業を中心に工業振興が図られてきました。その後市内に多くの工業団地が造成されると、豊かな自然環境、清浄な空気、首都圏への交通アクセスの良さを背景に、精密機械や、医療機器・食・飲料製造に係る企業も進出しています。また芝川や潤井川、用水路等を利用して明治時代から水力発電事業が行われており、現在、市内の小水力発電所の箇所数と最大発電出力の合計がともに日本一となっています。

第3次産業は、観光業を中心に発展しており、白糸ノ滝や朝霧高原等の豊かな自然や文化財、「富士宮やきそば」等の地元特産品を活かした商業活動が盛んです。



写真 1-5 畜産業（牧場）・製造業（工業団地）・観光業（キャンプ場）
（出典：富士宮市企業紹介ガイドブック）

(5) 観光

本市の観光資源として世界遺産富士山をはじめ、清涼な水や空気、雄大な自然と美しい景観、富士山本宮浅間大社を中心とした歴史文化、富士山の自然の恵みに育まれた豊富な食資源等があります。中でもアウトドアを楽しむことができる朝霧高原や田貫湖周辺と、文化財が集中する浅間大社周辺は来訪者数が多くなっています。

本市の観光客数は、年により増減はあるものの令和元年度（2019）まで増加傾向にあり、令和元年度（2019）は年間約 552 万人が訪れていました。令和 2 年（2020）初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大により激減しましたが、令和 5 年（2023）には以前の水準まで回復しました。

しかし、富士登山では、観光客が集中することによって起こるオーバーツーリズムが懸念されています。

また富士宮市を訪れるのは、伊豆箱根、富士五湖等のほかの観光地に向かう途中に立ち寄る日帰りの観光客が多いという課題があります。そのため富士宮市は、富士山と市内にある 6 か所の構成資産と従来の観光地・観光資源をつなげて、地域内周遊・滞在の促進に取り組んでいます。



図 1-10 富士宮市の入込客数・宿泊客数
(出典：第 4 次富士宮市観光基本計画)

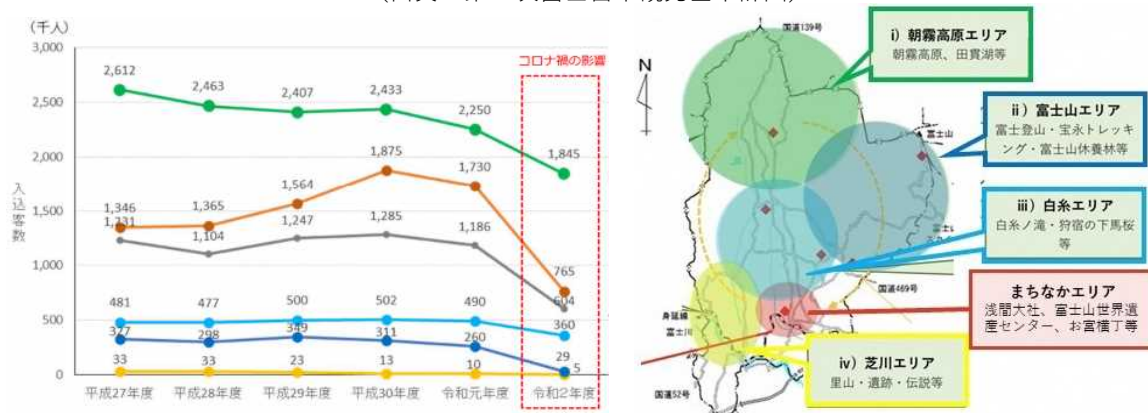


図 1-11 市内観光エリアごとの入込客数の年度推移とエリア区分
(出典：第 4 次富士宮市観光基本計画)

（6）文化財に関連する施設

富士宮市には、文化財に関連する市営の施設として富士宮市立郷土資料館（以下「郷土資料館」）と富士宮市埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」）、世界遺産の構成資産である山宮浅間神社・村山浅間神社・人穴富士講遺跡・白糸ノ滝に設置された案内所（ガイドダンス施設）があります。令和3年度（2021）から指定文化財等の重要な古文書等については、芝川会館に収蔵しています。

また令和3年度（2021）に、貴重な文化財を保管し、本市の豊かな歴史や文化を後世に伝える博物館の整備を目指し、「（仮称）富士宮市立郷土史博物館基本構想」を策定しました。

●郷土資料館（富士宮市宮町14番2号）

昭和45年（1970）開館。現在は富士宮市民文化会館内にあり、展示室では収蔵資料を活用した企画展を2～3回開催しています。（令和7年（2025）8月現在市民文化会館改修に伴い休館中）

●埋蔵文化財センター（富士宮市長貫747番地の1）

旧芝川町保健センターを改修し、平成26年（2014）開館（本館：1,373㎡、別館：178㎡）。古文書や民俗資料、埋蔵文化財等を一括して保存管理するとともに、一部資料を展示・公開しています。

●芝川会館（富士宮市長貫1131番地の6）

市指定・県指定等の重要な古文書等を2階会議室（50㎡）に収蔵しています。

●案内所

平成25年設置。世界遺産「富士山」の顕著で普遍的な価値、各構成資産の価値及び構成資産の関係性について来訪者の認知・理解を促進することを目的に、パネル等の展示を実施しています。



写真 1-6 富士宮市立埋蔵文化財センター



写真 1-7 芝川会館2階会議室

またこの他に、静岡県立の富士山世界遺産センターや一般財団法人地球の石科学財団が運営する奇石博物館、国設の自然学校第一号の田貫湖ふれあい自然塾があります。

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
第10章

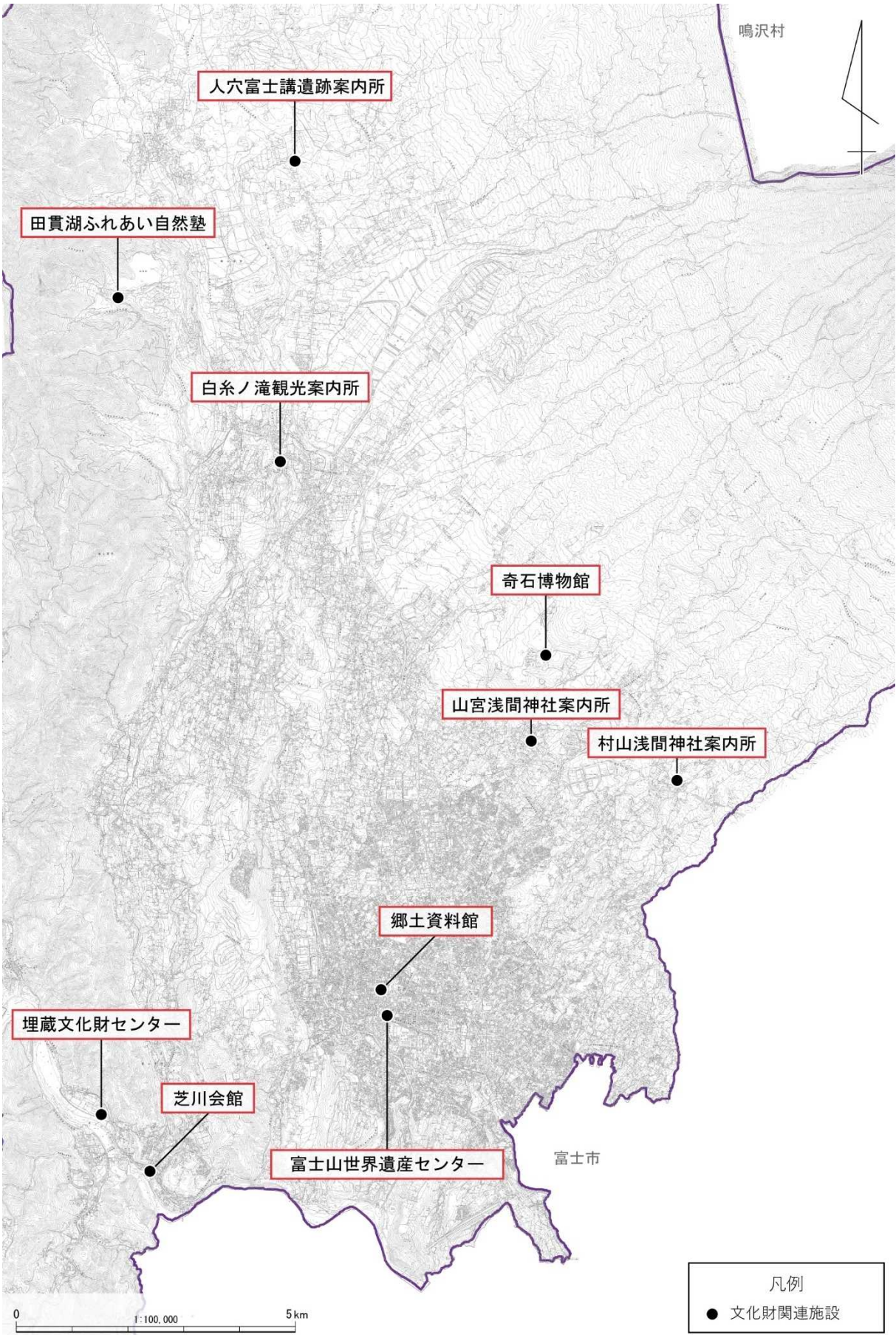


図 1-12 市内の文化財関連施設位置図（国土地理院地図に加筆）

3 歴史的環境

富士宮市の歴史的環境について、時代ごとに順を追って説明します。

(1) 先史・古代（旧石器～平安時代）

本市における人々の活動は、後期旧石器時代（約 40,000 年～16,000 年前）後期から始まります。この時期の市内の遺跡として確実なものは2遺跡であり、いずれも河川を望む丘陵上に立地しています。

縄文時代（約 16,000～2,800 年前または 2,400 年前）に入り温暖化が進むと、環境や動植物の生態系に変化が生じ、動物を追いかけて移動を繰り返していた人々は、その変化に対応して煮炊きする土器を開発し、定住しながら狩猟・採集する生活を送るようになります。縄文時代の最初期にあたる縄文時代草創期（約 16,000～11,500 年前）には、全国的にはわずかですが、その中でも本市の国指定史跡になっている大鹿窪遺跡（大鹿窪）では集落が発見されています。ここから出土した黒曜石の石器のほとんどが神津島産であり、当時から市域を越えた広域の活動があったことを物語っています。

縄文時代早期（約 11,500～7,000 年前）に入ると、本市では狩猟等に適した丘陵や裾野の湧水地点等に集落が営まれます。その1つである若宮遺跡（小泉）では、関東地域を中心に出土する撚糸文系土器と、東海地域から西日本を中心として出土する押型文系土器が出土しており、この場所が2つの文化圏が重なる場所であったことが分かります。

縄文時代前期（約 7,000～5,500 年前）になると本市で確認できる遺跡は減少しますが、中期（約 5,500～4,500 年前）になると以前の時期よりも遺跡が増加します。この時期、河川流域だけでなくそれまで集落の痕跡がなかった山間地に人々が住むようになります。また、この時期から中部高地の文化が流入していきます。しかし、後期（約 4,500～3,300 年前）から晩期（約 3,300～2,400 年前）にかけて、市内の遺跡の数は減少してきます。これは中期の終わりごろから富士山の火山活動の影響を大きく受け、人々が生活していくことが難しくなったためと考えられています。

弥生時代（約 2,800 または 2,400～1,800 年前）に入ると、日本列島に青銅器や鉄器、水田耕作（稲作）が伝えられ、全国的に社会が急速に変化していきます。しかし本市では、弥生時代中期以前の遺跡は現在確認できません。弥生時代後期になると潤井川流域の低地や、水田稲作に不向きな星山丘陵等の高台に集落が営まれるようになります。低地や丘陵といった性格の異なる場所で生活した点から、稲作以外にも畑作や狩猟採集を主とした生業もあり、



写真 1-8 大鹿窪遺跡



写真 1-9 千居遺跡

多種多様な生活があったのではないかと考えられます。弥生時代の終末期段階に入ると、後期までは遺跡が希薄であった小泉・大岩地域において遺跡が増加していきます。中でも丸ヶ谷戸遺跡（大岩）では、東海西部地域をはじめとした、近畿地域、北陸地域等の外来系の土器が多く出土しており、地域間との交流が盛んになったと考えられます。また、それまで本市には無かった東海西部地域の文化の影響を受けた前方後方型墳丘墓（周溝墓）が造営されたことから新たな人々の流入が考えられます。



写真 1-10 丸ヶ谷戸遺跡

古墳時代（約 1,800～1,300 年前）に入ると、全国的に首長（地域ごとの政治的なリーダー）の古墳が造営されるようになります。古墳時代前期は弥生時代後期から引き続いて遺跡が展開しますが、中期には遺跡が激減します。これは、富士山の火山活動の影響が考えられます。本市で明確に古墳が築造されるのは、古墳時代中期の終わり頃からになります。この頃、神田川の沖積地には浅間大社遺跡や大宮城跡（元富士大宮司館跡）（宮町）が営まれるようになります。後期に入ると、市指定史跡の大室古墳（小泉）や鉄製銀象嵌鍔や馬具、玉類が出土した別所一号墳（安居山）等が造営されました。



写真 1-11 大室古墳

奈良時代に律令制が成立すると、現在の富士・富士宮市域のほとんどが駿河国富士郡の領域として定められます。富士市域では、郡衙（役所）が東平遺跡に造られ、多くの建物跡等が造られますが、富士宮市域では平安時代中期まで、小規模な遺跡しか確認されていません。**平安時代前期**の9世紀には富士山の噴火と、噴火の鎮静化を祈る社が駿河国内にあったことが公式文書に書かれるようになりますが、この社が浅間大社を指すかは不明です。

平安時代中期の10世紀になると、文献に駿河守に就任した平兼盛が湧玉池・御手洗川辺で行われる臨時の祭祀に参列したとあり、この頃には浅間大社が現在の位置に社があったと考えられています。そして平安時代後期頃から富士山の噴火活動が沈静化すると、富士山は修験者たちの修行の場となり、末代上人のように埋経や寺院の建立をする者が現れます。

（2）中世（平安時代末期～戦国時代）

平安時代末期の治承4年（1180）8月17日、伊豆国に流されていた源頼朝は平氏討伐を命じる以仁王の令旨に応じ挙兵しました。頼朝は石橋山の戦いで平氏方に惨敗するも、鎌倉を拠点に勢力を拡大しました。

この頃、甲斐・信濃国（山梨・長野県）を拠点とする甲斐源氏も挙兵し、富士山北麓で起こった2つの戦い（波志太山の戦い・鉢田の戦い）で、平氏方に勝利しました。『吾妻鏡』

には、鉢田の戦いの際に甲斐源氏は、神野路・春田路を通して駿河国へ向かう最中、富士野を通して北上してきた平氏方と鉢合わせたとあります。神野路・春田路は甲州街道（中道往還）、富士野は本市北部地域に比定され、この頃には、本市を通り駿河・甲斐両国を結ぶ南北の道があったことが分かります。

鎌倉時代の建久4年（1193）、征夷大將軍となった頼朝は、將軍権力の誇示や交通路の掌握等のため「富士の巻狩」を行いました。市内では駿河・甲斐国を結ぶ交通の要衝であった「富士野」（朝霧高原一帯）が開催地となりました。巻狩の最中、曾我祐成・時致兄弟が頼朝の寵臣の工藤祐経を殺害する事件が発生しました（曾我兄弟の仇討ち事件）。市内には現在も富士の巻狩に関する伝承地が数多くあります。建仁3年（1203）には、頼朝の跡を継いだ頼家も富士の巻狩を行い、その際に家臣の仁田忠常に「浅間大菩薩の御在所」とされる人穴を調査させています。

また、富士郡は鎌倉時代初期から北条氏が地頭職を持つ等、北条氏との深いつながりがありました。鎌倉時代中期には得宗（北条氏の嫡流家）

の領地を管理するため、その家臣である南条氏の庶流が、市内へ派遣されていました。上野郷に派遣された南条兵衛七郎の子の時光は、身延山（山梨県身延町）に入山した日蓮の強力な後援者となり、さらに日蓮の死後、身延山を退去した高弟の日興も受け入れ、大石寺・北山本門寺・妙蓮寺の建立に大きく関与しました。

南北朝時代以降、駿河国は守護である今川氏が治めるようになりました。しかし富士郡の上方においては、浅間大社の長官家である富士一族が大きな力を持っていました。富士氏が拠点とした大宮は、浅間大社の門前町であり、本市を縦断する甲州街道（中道往還）上の要地として発展しました。室町時代後期になると、大宮を通り村山を経由して山頂に至る大宮・村山口登拝道が整備され、それまで修行の山だった富士山は一般の道者（登拝者）も受け入れられるようになり、登山拠点となった大宮や村山は多くの道者で賑わいました。

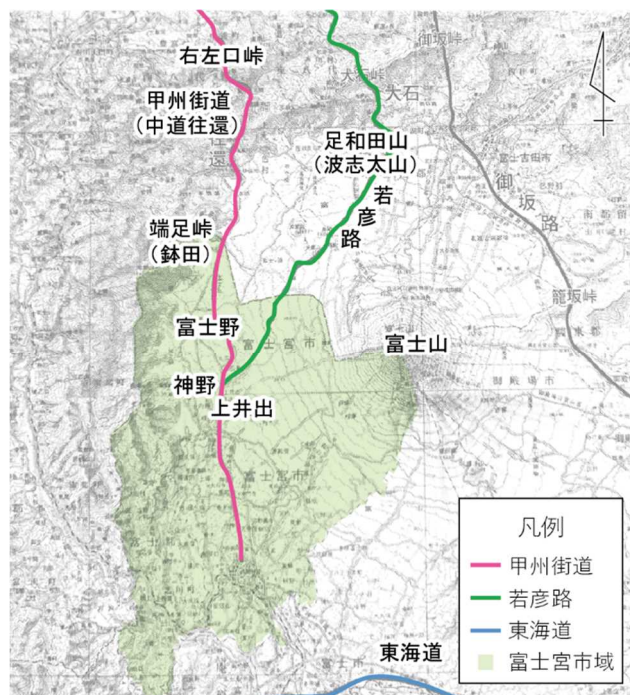


図1-13 2つの戦いと街道
(海老沼真治「甲斐源氏の軍事行動と交通路」(西山広平編、山梨県立博物館監修『甲斐源氏 武士団のネットワークと由緒』、戎光相中世史論集第2巻、2015)に加筆)



図1-14 曾我物語之内 夜討（市蔵）

戦国時代の永禄 11 年（1568）から始まった今川氏と武田氏との戦いでは、富士氏は大宮城に籠城し武田氏を苦しめましたが、やがて降伏しました。今川氏の後、駿河国は武田氏が治めるようになりましたが、武田氏も天正 10 年（1582）、織田・徳川・北条氏に敗北したため、駿河国は徳川氏が治めるようになりました。この年、甲斐国から近江国へ帰還する途中の織田信長は、甲州街道を通過して市内各所を訪れています。

天正 11 年（1583）、北山本門寺の願いで徳川家康により芝川の横手沢（内野）を取水源とする本門寺用水（北山用水）が開かれたと伝わります。市内ではこれ以後、江戸時代にかけて多くの用水路が開削されました。

天正 18 年（1590）、戦国大名北条氏が滅亡すると、豊臣秀吉の命令で徳川氏は関東移封になり、駿河国は秀吉の家臣である中村一氏^{なかむらかずうじ}が治めるようになりました。

（3）近世（江戸時代）

江戸時代前期、本市の村々は寺社領・天領（江戸幕府領）であり、天領の支配は大宮代官や駿河代官といった幕府代官が担っていました。その後元禄 11 年（1698）に「地方直し」^{じかたなお}（蔵米を支給していた旗本に知行地を与える政策）が行われると、村々は寺社領・天領・旗本領等に分割されていきました。

こうした村々の支配とは別に、富士山麓の一定の標高以上の森林は、幕府の用材確保等の目的で幕府の直轄林（御林^{おはやし}）として管理されていました。御林は、幕府が御林守^{おはやしもり}を任命してその管理に当たらせていました。その下に広がる山麓の原野は複数の村の入会地として、牛馬の飼料あるいは田畑の肥料、家屋材のための草木採取等が行われていました。

また江戸時代、本市と甲斐国（現山梨県）との間で人や物資の往来が盛んに行われました。それを促したのが、甲州三河岸^{こうしゅうさん}（^{かし} 鰍沢・^{かじかざわ} 黒沢・^{くろさわ} 青柳、現山梨県富士川町）から岩淵^{いわぶち}（現富士市）までを結ぶ富士川^{しゅううん}の舟運や、甲州街道（中道往還）、由比から甲斐国へ至る駿州往還、市内から身延山へ至る身延道、甲斐国の郡内地方と人穴・上井出地区を結ぶ道（人穴道・郡内道）、富士川の東岸と西岸を結ぶ渡船といった様々な交通路でした。中道往還の宿の 1 つである大宮町は、江戸時代以前と同様富士登山の起点、人・物資が集中する交通の要地であるとともに、そこに住む商人たちは、駿河半紙やたばこ・茶等の特産品を生産地の村々から買い入れ、江戸や大坂へ出荷したりする中で、産業のまちとしての色彩も濃くなっていきました。同じく中道往還の宿である人穴宿は、江戸時代中期以降、関東を中心に富士講^{ふじこう}が流行したことにより、甲斐国から富士登山をした関東道者が人穴の参拝のために訪れました。



写真 1-12 信玄がのろし台を築いたと伝わる白鳥山
（出典：『富士宮の歴史 自然環境編』）

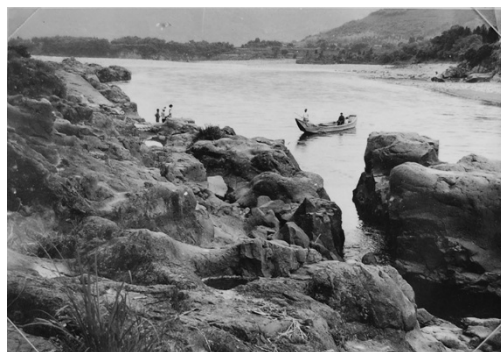


写真 1-13 明治時代以降の沼久保の渡船

こうした往還沿いの宿場を除き、市域の大半は田畑が広がる農村でした。江戸時代の初めは河川に近い村々では米作が行われ、残る多くの村々では畑作が行われていましたが、次第に芝川や潤井川・湧水を水源とする用水路の開発・拡張が進められると、緩やかに新田開発が進んでいきました。現在市内有数の水田地帯となっている上野や柚野は、江戸時代以降の用水路の開発により生まれました。また用水路にかけられた水車は、精米や製粉等の動力に使われました。

本市の発展に寄与した用水路ですが、開発や維持管理は簡単ではありませんでした。北山用水のように広域を潤す用水路は、水路が富士山の沢を横切る必要があったため、村々では用水路の維持や豪雨や融雪時に沢を流下する雪代や土石流への対策に苦心していました。また水源から遠い万野原では用水路の開発が中々成功せず、江戸時代をとおして何度も用水路の開発が試みられる場合もありました。



写真 1-14 江戸時代初期頃に開発された大堰用水（上野他）

（４）近現代（明治時代～）

慶応^{けいおう}3 年（1867）、江戸幕府将軍の徳川慶喜が政権を返上しました。徳川家は朝敵^{ちょうてき}とされましたが、後に家名存続を赦され駿河・遠江国を治める静岡藩の藩主となりました。旧幕臣^{きよくしん}たちの中には徳川家に従い移住する者もあり、静岡藩は旧幕臣たちのために、各地で帰農・開墾^{けいけん}等の授産事業を進めました。開墾地の1つとして選ばれたのが万野原で、明治元年（1868）に約 250 戸の士族が入植しましたが、厳しい生活環境のため、あまり定着しませんでした。この地区の人口が増加するのは、昭和の上水道設置以降のことです。

明治 22 年（1889）に東海道線が開通すると、翌年 6 月、富士製紙会社と大宮町^{いけたにしげ た}の池谷繁太郎^{ろろう}の尽力により、東海道線の鈴川駅（現吉原駅）と大宮町を結ぶ馬車鉄道が開通し、人や物資の輸送が迅速に行われるようになりました。明治 42 年（1909）には大宮一上井出を結ぶ富士軌道^{ふじきどう}が敷設され、村部と大宮町を結ぶ庶民の足となるとともに、富士山の原始林から伐り出した木材の搬出に力を発揮しました。昭和 3 年（1928）には「富士身延鉄道」（現 JR 身延線）が全線開通し、富士川舟運に代わる交通路として利用されるようになったことで、山梨から本市へ買い物、仕事、学校等に来る人が増え、駅沿いの西町商店街は賑わいました。こうした交通網の発達等により、富士登山者の増加と登山の観光化が進み、それ以前の富士登山に見られた信仰の意味合いは次第に薄くなっていきました。

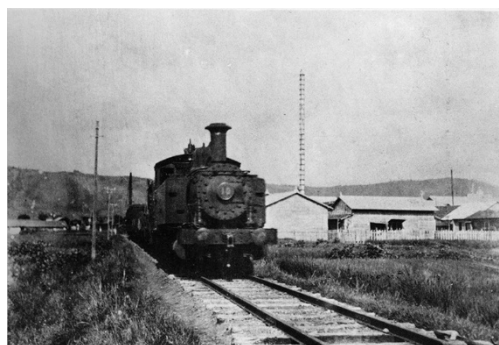


写真 1-15 身延線を走る SL

また、明治時代以降、富士山がもたらす豊富な水が、製糸業・製紙業等様々な産業に利用されるようになりました。さらに製紙工場では明治 40 年代以降、芝川・潤井川流域に水力発

電所を設立して電化を進め、余剰電力を周辺地域へ販売するようになりました。このことにより、市内に電力の普及が進みました。現在市域には30を超える水力発電所があり、中には明治時代に作られた発電施設もあります。昭和時代に入ると、芝川水系の猪之頭に静岡水産試験場富士養鱒場が開設されたのを皮切りに、市内でニジマスの養殖が盛んになりました。

第二次世界大戦中の昭和17年（1942）、上井出に陸軍少年戦車兵学校が開設され、富士山西麓はその演習地となりました。戦後、広大な演習地は食料増産等を目的とした開拓地となり、西富士長野開拓団等が入植しました。昭和29年（1954）、朝霧高原は国から「高度集約酪農地域」の指定を受け、本格的な酪農経営が行われるようになりました。

また昭和39年（1964）からは国・県により、富士山西斜面に位置する大沢崩れの雪代・土石流から下流を守るため、富士山の砂防工事が始まりました。さらに富士山から流れ出る多くの川が合流し、大沢崩れ等からの土砂流出も盛んな潤井川については、防災対策として昭和49年（1974）に星山放水路が設置されました。以降も台風や集中豪雨が原因となる洪水対策や土石流対策が続けられています。

平成4年（1992）、日本は世界遺産条約に批准し、世界遺産候補地として暫定一覧表づくりに取り掛かりました。平成18年（2006）から行われた一覧表への記載公募に対して、静岡・山梨両県と富士宮市をはじめとする関係市町村は共同で富士山を提案し、文化遺産としての登録を目指すことになりました。富士宮市は市内の構成資産を保護・保全するための保存管理計画と世界遺産にふさわしい文化財整備を行うための整備計画を策定しました。また、広く文化的価値を伝えるためのガイドブックの作成、登録気運を高めるための啓発フラッグの掲示等の活動に、市民と共に取り組みました。合わせて富士山の保存管理のためのより具体的な対策の検討を行う組織や、登録実現及び価値の構成継承の意識の醸成を目的とした民間を中心とした組織も立ち上げました。

こうした活動が結実して、平成25年（2013）、カンボジアで開かれた世界遺産委員会において「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産として登録されることが決定しました。

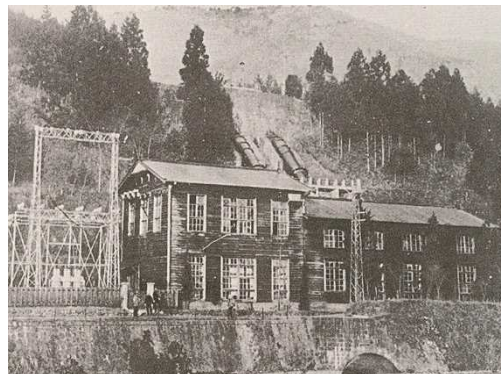


写真 1-16 大久保（西山）発電所
（出典：芝川町 2010『ふるさと芝川―合併記念写真集―』）



写真 1-17 世界遺産登録発表

※市町村合併については、1-7 ページ「（1）市域の形成」に別途記載しています。

第2章 富士宮市の文化財の概要

本市に所在する文化財の概要について、文化財保護法に基づく指定等文化財と未指定の文化財に分けて説明します。

1 指定等文化財

本市には、文化財保護法や県・市条例に基づく指定等文化財が、合計 88 件所在しています。その内訳は、国指定 22 件、県指定 25 件、市指定 41 件、国登録 1 件です。文化財類型ごとの件数は、有形文化財のうち建造物が 13 件、美術工芸品が 41 件、民俗文化財のうち無形の民俗文化財が 3 件、記念物の遺跡（史跡）が 6 件、名勝地（名勝）が 2 件、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）が 23 件、名勝及び天然記念物が 1 件となっています。

無形文化財の指定、文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術の選定、建造物を除く文化財の登録、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択はありません。

表 2-1 指定等文化財一覧

（令和 7 年（2025）3 月現在）

類型			国		県	市	合計
			指定・選定・選択	登録	指定・選定	指定	
有形文化財	建造物		2	1	4	6	13
	美術工芸品	絵画	1	0	1	4	6
		彫刻	0	0	0	6	6
		工芸品	3	0	5	2	10
		書跡・典籍	4	0	2	3	9
		古文書	3	0	0	2	5
		考古資料	0	0	0	4	4
		歴史資料	0	0	1	0	1
無形文化財			0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財		0	0	1	2	3
記念物	遺跡（史跡）		3	0	0	3	6
	名勝地（名勝）		1	0	0	0	1
	動物・植物・地質鉱物 （天然記念物）		3	0	11	9	23
	名勝及び天然記念物		1				1
文化的景観			0				0
伝統的建造物群			0				0
文化財の保存技術			0				0
合計			22	1	25	41	88

表 2-2 市域の指定等文化財一覧

国指定文化財（22 件）

No.	種別		文化財の名称	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
1	有形	建造物	富士山本宮浅間神社本殿	宮町	富士山本宮浅間大社	明 40. 5. 27
2	〃	〃	大石寺五重塔	上条	大石寺	昭 41. 6. 11
3	〃	絵画	絹本著色富士曼荼羅図	静岡市	富士山本宮浅間大社	昭 52. 6. 11
4	〃	工芸品	太刀（銘南无薬師瑠璃光如来／備前国長船住景光）	宮町	富士山本宮浅間大社	明 45. 2. 8
5	〃	〃	脇差（銘奉富士本宮源式部丞信国／一期一腰応永廿四年二月日）	東京都	富士山本宮浅間大社	〃
6	〃	〃	太刀（銘吉用）	上条	大石寺	大 12. 3. 28
7	〃	書跡・典籍	法華経（常子内親王筆）	西山	西山本門寺	昭 24. 2. 18
8	〃	〃	紺紙金字法華経（開結共）	西山	西山本門寺	〃
9	〃	〃	貞観政要巻第一（日蓮筆）	北山	北山本門寺	昭 27. 7. 19
10	〃	〃	細字金字法華経（藍紙）	北山	北山本門寺	昭 29. 3. 20
11	〃	古文書	法華證明鈔（日蓮筆）	西山	西山本門寺	昭 27. 7. 19
12	〃	〃	日蓮自筆遺文	上条	大石寺	昭 42. 6. 15
13	〃	〃	日蓮遷化記録（日興筆）	西山	西山本門寺	平 5. 1. 20
14	記念物	遺跡（史跡）	千居遺跡	上条	大石寺	昭 50. 6. 26
15	〃	〃	大鹿窪遺跡	大鹿窪	富士宮市	平 20. 3. 28
16	〃	〃	富士山	八合目以上他	（富士宮市他）	平 23. 2. 7
17	〃	名勝地（名勝）	富士山	二合目以上他	（富士宮市他）	昭 27. 11. 22
18	〃	〃	白糸ノ滝	原・上井出	（富士宮市）	昭 11. 9. 3
	〃	動植物等（天然記念物）				
19	〃	〃	万野風穴	山宮	（富士宮市）	大 11. 3. 8
20	〃	〃	狩宿の下馬ザクラ	狩宿	個人（富士宮市）	昭 27. 3. 29
21	〃	〃	湧玉池	宮町他	富士山本宮浅間大社他	〃

国登録文化財（1 件）

No.	種別		文化財の名称	所在地	所有者 (管理者)	登録年月日
1	有形	建造物	吉澤家住宅煉瓦蔵	宮町	個人	平 27. 3. 26

県指定文化財（25 件）

No.	種別		文化財の名称	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
1	有形	建造物	西山本門寺本堂厨子	西山	西山本門寺	昭 29. 1. 30
2	〃	〃	富士山本宮浅間大社社殿	宮町	富士山本宮浅間大社	〃
3	〃	〃	大石寺御影堂	上条	大石寺	昭 41. 3. 22

No.	種別		文化財の名称	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
4	有形	建造物	大石寺三門	上条	大石寺	昭 41. 3. 22
5	〃	絵画	富士浅間曼荼羅図	静岡市	富士山本宮浅間大社	昭 56. 10. 23
6	〃	工芸品	脇差（銘出羽大掾藤原国路）	大中里	個人	昭 37. 6. 15
7	〃	〃	青磁蓮弁文大壺	宮町	富士山本宮浅間大社	昭 52. 3. 18
8	〃	〃	青磁浮牡丹文香炉	宮町	富士山本宮浅間大社	〃
9	〃	〃	人形手青磁大茶碗	宮町	富士山本宮浅間大社	〃
10	〃	〃	鉄板札紅糸威五枚胴具足	宮町	富士山本宮浅間大社	〃
11	〃	書跡・典籍	万暦本一切経	上条	大石寺	昭 52. 3. 18
12	〃	〃	重須本曾我物語	北山	北山本門寺	昭 53. 10. 20
13	〃	歴史資料	村山浅間神社関係資料	長貫	村山浅間神社	令 6. 1. 16
14	民俗	無形の民俗	富士宮囃子	宮町他	富士宮囃子保存会	平 7. 3. 20
15	記念物	動植物等 (天然記念物)	村山浅間神社の大スギ	村山	村山浅間神社	昭 31. 5. 24
16	〃	〃	西山本門寺の大ヒイラギ	西山	西山本門寺	〃
17	〃	〃	北山本門寺のスギ	北山	北山本門寺	昭 32. 5. 13
18	〃	〃	大晦日五輪のカヤ	内房	個人	昭 40. 3. 19
19	〃	〃	村山浅間神社のイチョウ	村山	村山浅間神社	昭 43. 7. 2
20	〃	〃	上条のサクラ	上条	個人	〃
21	〃	〃	富士山芝川溶岩の柱状節理	羽鮒	個人	昭 59. 3. 23
22	〃	〃	猪之頭のミツバツツジ	猪之頭	個人	昭 60. 11. 29
23	〃	〃	大晦日のタブノキ	内房	個人	昭 62. 3. 20
24	〃	〃	芝川のポットホール	下柚野	(富士宮市)	平 7. 3. 20
25	〃	〃	精進川の大カシワ	精進川	個人	平 29. 3. 24

市指定文化財（41 件）

No.	種別		文化財の名称	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
1	有形	建造物	平等寺の三門	東町	平等寺	昭 60. 3. 11
2	〃	〃	井出家高麗門及び長屋	狩宿	富士宮市	平 7. 3. 16
3	〃	〃	妙蓮寺 5 棟	下条	妙蓮寺	平 23. 5. 24
4	〃	〃	上稲子八幡宮の厨子	上稲子	八幡宮	平 25. 6. 20
5	〃	〃	龍興寺の厨子	内房	龍興寺	〃
6	〃	〃	芭蕉天神宮本殿	内房	芭蕉天神宮	〃
7	〃	絵画	天象の図	長貫	村山浅間神社	昭 55. 1. 11
8	〃	〃	太郎坊権現の図	長貫	村山浅間神社	〃
9	〃	〃	阿字曼陀羅	長貫	村山浅間神社	〃
10	〃	〃	伝末代上人画像	長貫	村山浅間神社	〃
11	〃	彫刻	大日如来坐像（胎蔵界）	村山	村山浅間神社	昭 57. 8. 23
12	〃	〃	大日如来坐像（金剛界）	村山	村山浅間神社	〃
13	〃	〃	大日如来坐像（胎蔵界）	村山	村山浅間神社	〃

第2章 富士宮市の文化財の概要

No.	種別		文化財の名称	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
14	有形	彫刻	役行者倚像	村山	村山浅間神社	昭 57. 8. 23
15	〃	〃	不動尊像	村山	村山浅間神社	〃
16	〃	〃	隨身像	宮町	富士山本宮浅間大社	平 5. 5. 25
17	〃	工芸品	伝源義助作大薙刀	宮町	富士山本宮浅間大社	昭 40. 5. 10
18	〃	〃	弥陀観音勢至の軸 (阿弥陀三尊雲越之来迎図)	上柚野	延命寺	平 24. 5. 24
19	〃	書跡・典籍	後陽成天皇宸翰	宮町	富士山本宮浅間大社	昭 40. 5. 10
20	〃	〃	外国語(英・蘭)辞書類一括	中央町	個人	昭 63. 4. 15
21	〃	〃	三島ヶ嶽経塚出土経巻	宮町	富士山本宮浅間大社	令 1. 7. 18
22	〃	古文書	袖日記	大宮町	個人	昭 60. 3. 11
23	〃	〃	角田桜岳日記	長貫	富士宮市	令 1. 7. 18
24	〃	考古資料	三連甕形土器	長貫	個人	昭 55. 1. 11
25	〃	〃	安養寺の土偶	杉田	安養寺	昭 57. 8. 23
26	〃	〃	駿州富士郡二股村石経塚	栗倉	個人	昭 63. 4. 15
27	〃	〃	銅造虚空蔵菩薩像懸仏	宮町	富士山本宮浅間大社	平 29. 5. 18
38	民俗	無形の民俗	火伏念仏	内野	火伏念仏保存会	平 11. 1. 26
29	〃	〃	富士山本宮浅間大社流鏑馬	宮町	富士山本宮浅間大社流鏑馬保存会	平 18. 9. 8
30	記念物	遺跡(史跡)	大室古墳	小泉	個人	昭 60. 3. 11
31	〃	〃	中野梅市建立の句碑	黒田	本光寺	〃
32	〃	〃	虚空蔵社古墳	西小泉町	個人	平 5. 5. 25
33	〃	動植物等 (天然記念物)	大宮縄状溶岩	元城町	富士宮市	昭 44. 4. 1
34	〃	〃	フジキクザクラ	上条	大石寺	昭 57. 8. 23
35	〃	〃	中央町のカヤ(カヤの木)	中央町	個人	〃
36	〃	〃	猫沢のカシワ	猫沢	個人	平 26. 4. 30
37	〃	〃	西山本門寺のシダレマキ	西山	西山本門寺	〃
38	〃	〃	寛妙寺のイヌマキ	内房	(橋上町内会)	〃
39	〃	〃	平野のエドヒガンザクラ	羽鮒	平野町内会	平 29. 5. 18
40	〃	〃	田貫湖のハコネグミ	佐折	富士宮市白糸財産区	令 3. 6. 16
41	〃	〃	田貫湖のアシタカツツジ群落	佐折・猪之頭	富士宮市白糸財産区・富士宮市猪之頭財産区	令 3. 6. 16

有形…有形文化財、民俗…民俗文化財、無形の民俗…無形の民俗文化財、動植物等…動物・植物・地質鉱物

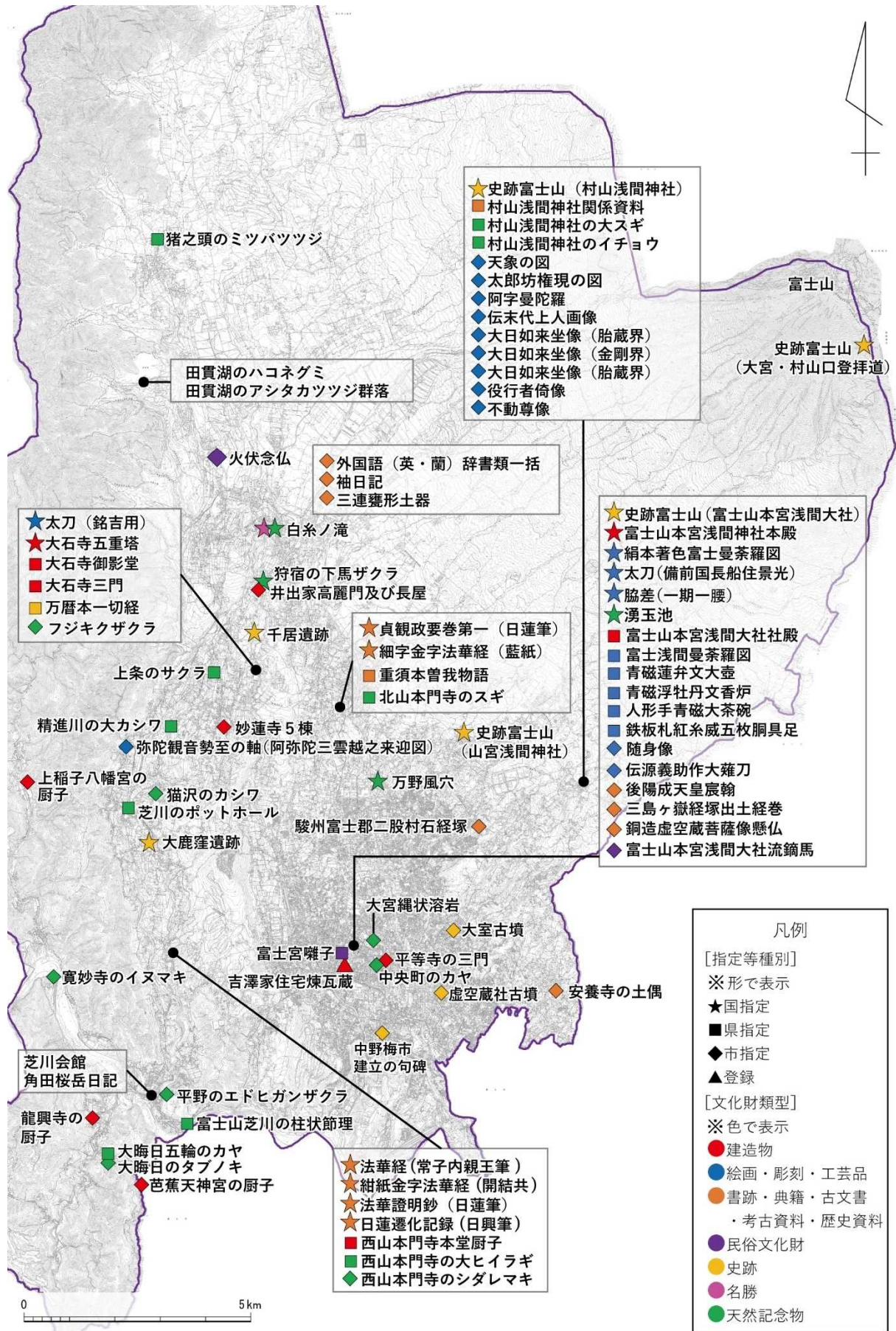


図 2-1 指定等文化財分布図

（１）有形文化財

①建造物

国指定2件、国登録1件、県指定4件、市指定6件があります。その多くは戦国時代末期から江戸時代の寺社建築で、そのほか江戸時代の民家の門・長屋や明治時代の煉瓦蔵です。

戦国時代末期から江戸時代の寺社建築には、徳川家康の寄進で作られた富士山本宮浅間大社（以下浅間大社）の本殿や、本市の有力な日蓮宗（日蓮正宗を含む）寺院である、大石寺・妙蓮寺・西山本門寺の建物や宗祖の像を入れる厨子、明治時代初期の神仏分離の際に、富士市今泉の東泉院（現日吉浅間神社）から移設したと伝わる平等寺の三門、上稲子八幡宮や龍興寺の厨子などがあります。



写真 2-1 浅間大社本殿

②美術工芸品

a 絵画

国指定1件・県指定1件・市指定4件があり、すべて富士山信仰に関わるものです。

特筆すべきものは、浅間大社が所蔵する重要文化財「絹本着色富士曼荼羅図」・県指定「富士浅間曼荼羅図」です。いずれも室町時代末期に制作されたと考えられ、当時の富士登拝の様子が視覚的に分かる貴重な作品です。



写真 2-2
富士浅間曼荼羅図

b 彫刻

市指定が6件あり、うち5件は村山浅間神社が所蔵する、室町時代から江戸時代中期頃の仏像です。

村山浅間神社は、江戸時代以前は大日堂・神社・大棟梁権現社を中核とする興法寺という修験道寺院であり、仏像はその痕跡を残すものとして非常に貴重です。このうち最も古いものは、正嘉3年（1259）の銘を持つ「大日如来坐像（胎蔵界）」で、市内の浅間神社に関わる像の中で古い像として、その存在意義を評価されています。文明10年（1478）の銘を持つ「大日如来坐像（金剛界）」は、興法寺（現村山浅間神社）を拠点とする村山修験と、浅間大社の大宮司富士氏が共同で制作したものです。

この他、富士山登頂の第一とされ、修験道の開祖として山岳信仰において広く信仰される役行者や、修験道の本尊である不動明王の木像も指定されています。



写真 2-3 大日如来坐像
（金剛界）

c 工芸品

工芸品の内訳は、刀剣類 5 件（国指定 3 件・県指定 1 件・市指定 1 件）、陶磁 3 件（県指定）、具足 1 件（県指定）、掛軸 1 件（市指定）です。国・県指定の具足と刀剣類の多くは、戦国時代に駿河国を支配した甲斐国の戦国大名武田氏ゆかりの品、焼物は豊臣秀吉の朝鮮出兵の際に日本にもたらされたと伝わります。

市指定の「^{みだかんのんせいし}弥陀観音勢至の軸」は、上柚野の曹洞宗延命寺に伝来する室町時代に作られた、阿弥陀三尊を刺繍した掛軸です。



写真 2-4 具足

d 書跡・典籍

国指定 4 件、県指定 2 件、市指定 3 件があります。そのうち国指定・県指定の書跡・典籍は、鎌倉時代に日蓮が、市内の有力武士の外護を得て布教活動を行ったことから、市内には日蓮の手によって書かれた經典等が中心となっています。

また市指定の書跡・典籍には、富士山頂三島ヶ嶽東側で発見された平安時代の富士山信仰と関わりが深い「^{みしま}三島ヶ嶽経塚出土経巻」があります。



写真 2-5 貞観政要

e 古文書

国指定 3 件、市指定 2 件があり、国指定はいずれも鎌倉時代に本地域で布教活動を行った日蓮とその弟子日興が書いたものです。このうち「^{ほつ けししょうみょうしやう}法華證 明 鈔（日蓮筆）」（西山）「日蓮自筆遺文」（上条）は、日蓮から市内の有力な武士であり外護者であった人物に宛てた自筆の手紙です。

市指定の「^{そでにつ き}袖日記」「^{かく た おうがくにつ き}角田桜岳日記」は、江戸時代末期に現在の中心市街地在住の人物によって書かれた日記ですが、中心市街地の様子がわかるだけでなく、筆者によって広く市内の噂話や出来事が記録されており、この時代の市内の様子も知ることができます。



写真 2-6 角田桜岳日記

f 考古資料

市指定が 4 件あり、このうち昭和 53 年（1978）に富士山頂三島ヶ嶽麓で発見された中世の懸仏は、富士山の登山道や施設の整備を推測させる貴重なものとして、指定されています。また完全な形で見つかることが少ない縄文時代の土偶や、全国的に珍しい古墳時代の三連の甕、造立経緯が判明している江戸時代の石経塚も、貴重な資料として指定されています。

写真 2-7
銅造虚空蔵菩薩像懸仏

g 歴史資料

県指定が1件です。

「村山浅間神社関連資料」は、もともと興法寺（現村山浅間神社）の修験者の家に伝わった資料の一部が、村山浅間神社へ寄贈されたことで形成された、富士山信仰に関する資料群です。内訳は古文書・典籍類・印章・版木で、静岡県側における富士山信仰の拠点となった村山地域及び村山修験、富士登山の実態を理解する上で欠かせない貴重な資料です。



写真 2-8
村山浅間神社関連資料

（2）無形文化財

現時点で指定されている無形文化財はありません。

（3）民俗文化財

富士宮市の民俗文化財は、いずれも無形の民俗文化財で、県指定が1件、市指定が2件です。

このうち2件（県指定「富士宮囃子」・市指定「富士山本宮浅間大社の流鏝馬」）は、浅間大社に関わるものです。前者は浅間大社の秋の大祭で演奏される祭礼囃子です。後者は、戦国時代に同社の年中行事として行われていたことが、古文書で確認できます。近年まで農馬を飼育し、農閑期に草競馬を行ってきた地域の人々により支えられてきました。現在は、古い流鏝馬の形式を残す「^{おこな}行い」と言われる部分を中心に一部分だけを「^{こしまやぶさめ}古式流鏝馬」と名付けて、指定しています。



写真 2-9 富士宮囃子

そのほか、江戸時代に集落全体の火災があったことから始まった市指定「火伏念仏」は、六斎念仏講が火防の祈願をする貴重な行事であるため市の指定となっています。

（4）記念物

a 遺跡（史跡）

国指定3件、市指定3件で、縄文時代から古墳時代までの遺跡（史跡）が中心です。

国指定の「大鹿窪遺跡」は縄文時代草創期の遺跡（史跡）です。この時期として国内最多（指定当時）の竪穴住居址が発見され、この時期の平地における集落のあり方を知ることができます。国指定の「千居遺跡」は、縄文時代中期の大規模な集落跡・配石遺構を中心とする遺跡（史跡）で、この時期の当地の繁栄を示しています。

また国指定の「富士山」は、日本最高峰の火山・日本を代表する信仰の山であり、古代の遥拝・修験者による登拝から、戦国時代の一般信者の登拝、江戸時代の富士講へと信仰の広がりを見せ、山岳信仰の在り方を考える上で重要



写真 2-10 大鹿窪遺跡

であることから、指定されています。本市にある構成文化財は、富士山登山の拠点となる寺社と、祭祀場、信仰の対象となる洞穴と記念碑で構成される遺跡（史跡）、山頂へ至る登山道の一部です。

b 名勝地（名勝）

国指定が2件で、いずれも世界遺産「富士山」の構成資産です。

「富士山」は、国土の象徴であり、火山活動による秀麗な地形と山頂からの眺望により、特別名勝に指定されています。「白糸ノ滝」はすだれをかけたように絶壁の全面に数多くの滝が落ちる景観と、芝川の本流が音止めの滝として流れ落ちる景観、台地からの富士山の展望が評価されています。



写真 2-11 富士山

c 動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

天然記念物の内訳は、植物18件（国1件、県9件、市8件）、地質鉱物6件（国3件、県2件、市1件）です。このうち2件は特別天然記念物です。

植物の中心は、地域と深く関わってきた巨樹・古木等です。寺社の境内にある樹木もありますが、内房大晦日にある県指定の「五輪のカヤ」、市指定の「平野のエドヒガンザクラ」などのように、地域で大切に守られている樹木もあります。

その他、静岡県・山梨県・神奈川県の富士・箱根・伊豆地方に分布が限られる「田貫湖のハコネグミ」、静岡県愛鷹山・富士山南東麓の十里木・田貫湖・天子ヶ岳に生育する典型的なフォッサマグナ要素の植物である「アシタカツツジ群落」等が、本市を代表する特徴的な樹木として、市が指定しています。



写真 2-12 ハコネグミ

地質鉱物は、富士山の噴火が生み出した多様な地質構造が中心となっています。富士山の地下水が湧き出してできた特別天然記念物の「湧玉池」や富士山の火山活動によって作られた国指定の「白糸ノ滝」、溶岩流が冷やされる際に収縮してできた県指定の「富士山芝川溶岩の柱状節理」、溶岩が流れ出るときにできた縄状構造である市指定の「大宮縄状溶岩」、溶岩流の中にできた溶岩トンネルである国指定の「万野風穴」等があります。



写真 2-13 白糸ノ滝

（5）文化的景観

現時点で選定されている文化的景観はありません。

(6) 伝統的建造物群

現時点で選定されている伝統的建造物群はありません。

2 未指定文化財

未指定文化財は、静岡県調査事業や旧 表 2-3 未指定等文化財一覧 (令和7年(2025)3月現在)

『富士宮市史』・『芝川町誌』・『区誌』等の編さん事業、現在編さんしている『富士宮市史』事業により把握されたものに加え、計画作成に当たって地域ごとに実施した聞き取りにより把握したものが、令和7年(2025)3月現在、6,835件あります。このうち古文書や考古資料、歴史資料は、複数で一括した資料群として捉えられることから、資料群ごとに1件としています。

内訳は、建造物 647 件、美術工芸品 1,161 件、無形文化財 1 件、民俗文化財のうち有形の民俗文化財 3,888 件、無形の民俗文化財 278 件、記念物のうち遺跡 266 件、名勝地 31 件、動物・植物・地質鉱物 138 件、文化的景観 8 件です。また文化的所産 418 件です。

類型			件数
有形文化財	建造物		647
	美術工芸品	絵画	27
		彫刻	54
		工芸品	19
		書跡・典籍	8
		古文書	115
		考古資料	97
		歴史資料	841
無形文化財			1
民俗文化財	有形の民俗文化財		3,888
	無形の民俗文化財		278
記念物	遺跡（埋蔵文化財包蔵地を含む）		266
	名勝地		31
	動物・植物・地質鉱物		138
文化的景観			8
伝統的建造物群			0
選定保存技術			0
文化的所産			418
合計			6,835

(1) 有形文化財

①建造物

建築物としては、神社や寺院・お堂がそのほとんどを占めますが、猪之頭や北山・麓など北部地域には多くの古民家が、中心市街地には商家が、沼久保・内房・小泉には、本市の文明開化の1つの証と言える煉瓦蔵があります。また、本市では江戸時代以降は煙草・茶、明治時代以降は桑などの栽培が盛んに行われたことから、蚕小屋(万野原新田)や煙草の乾燥小屋(山宮)・製茶工場(杉田)が残されています。

土木構造物としては、世界灌漑施設遺産に認定された「北山用水」(北山他)や中心市街地を流れる「横溝



写真 2-14 白糸発電所
(堰堤・取水口)

川（渋沢用水）」（淀師他）、大鹿窪・西山を灌漑する「大堀用水」を安居山・沼久保まで延長する「安居山隧道」等の用水路、万野原等にみられる地中深く掘られた井戸、「田貫湖」（猪之頭）「大岩灌漑貯水池」（大岩）等の貯水池といった農業・生活のためのものがあります。また、潤井川の氾濫や富士山に起因する土砂災害から地域を守るために作られた「星山放水路」（星山）や「一番堀」「二番堀」（万野）などの土木構造物もあります。

明治時代に本市の豊富な水を活用するため、富士製紙や四日市製紙が進出したことから、河川を利用できる小泉や羽鮒には製紙工場の施設があります。製紙工場は明治 40 年代に電化を進めたため、芝川や潤井川沿いには数多くの水力発電所が造られました。

②美術工芸品

a 絵画

信仰に関わるものとして、寺社が所蔵する涅槃図・十界像、富士曼荼羅図、東漸寺本堂（安居山）や日吉神社（下条）、精進川浅間神社（上条）、上稲子八幡宮（上稲子）の天井絵があります。また鎌倉時代に本市で行われた「富士の巻狩り」やその際に発生した「曾我兄弟の仇討ち事件」に関わる錦絵、富士山に魅せられ、富士宮へ移り住んだ洋画家の曾宮一念の作品などがあります。



写真 2-15 曾我兄弟錦絵

また、富士宮市で活動した和紙工芸家であり、昭和 53 年（1978）10 月に静岡県無形文化財に指定された「手漉き和紙」の保持者に認定された後藤清吉郎氏（明治 31 年（1898）—平成元年（1989）死去）の水彩スケッチ画のうち、関係者から本市へ寄贈されたり、本市で購入したりしたのがあります。

b 彫刻

本市の彫刻は、本市に数多くある日蓮宗（日蓮正宗を含む）寺院の日蓮像（祖師像）、平安時代末期の制作とされる龍興寺（内房）の金泥漆箔の阿弥陀如来三尊像や鎌倉時代前期に制作された延命寺（上柚野）の金剛目地藏菩薩立像、江戸時代に甲斐国青柳の仏師が制作し、富士山旧五合目の祖師堂に祀られていた大泉寺（野中）の日蓮坐像（天拝祖師像）、曾我祐成・時致兄弟の霊を祀る曾我八幡宮（上井出）の兄弟や兄祐成の愛人である虎御前の木像など、寺社の本尊等として信仰の対象となっている木像が多くを占めます。



写真 2-16 曾我兄弟・応神天皇・虎御前木像（上井出）

木像以外には、芭蕉天神拝殿の彫刻額（大晦日）や上稲子八幡宮（上稲子）の欄間彫刻があります。

c 工芸品

浅間大社の勝定作の短刀や西山本門寺（西山）の梵鐘や銅馨など奉納されたものや、本市が寄贈あるいは購入により所有する後藤清吉郎氏の金唐和紙作品があります。

この他本市に特徴的なものとして、「富士山下山仏」があります。これは、江戸時代以前に富士山中に奉納され、明治時代初期の神仏分離の中で富士山中から下ろされた仏像のことで、高砂酒造の薬師如来立像・観世音菩薩立像（西町）、大頂寺（東町）の鉄身胴首大日如来坐像、浅間大社（宮町）の銅造・陶製の薬師如来立像等があります。



写真 2-17
鉄身胴首大日如来坐像（大頂寺、東町）

d 書跡・典籍

書跡は、松尾芭蕉・弟子が書いた俳句（安居山）、戯作者として著名な十返舎一九の書（内房）があります。典籍は貸本屋を営んだ家に伝わる典籍群をはじめ、「絵本曽我物語」（精進川）や「富士人穴忠綱物語」（市蔵）など、多くが江戸時代以降の版本ですが、個人によって作られた写本もあります。



写真 2-18 富士人穴忠綱物語（市蔵）

e 古文書

地域の支配に関わる古文書は、江戸時代に村役人や町役人を務めた個人宅を中心に伝来し、「角田家文書」など、一部は市に寄贈されています。その他、「内野区有文書」のように地区の区民館に伝来した古文書や、「旧北山村役場文書」「旧上野村役場文書」のようにかつての村役場にまとめられ、伝来した古文書などがあります。「旧北山村役場文書」には、市内の広域を潤す北山用水（本門寺用水）の維持・管理に関わる古文書が多く含まれています。

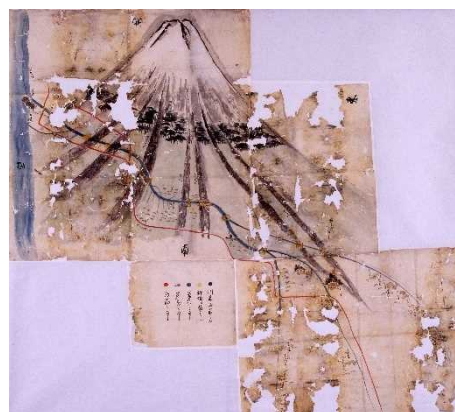


写真 2-19 北山用水絵図

寺社や信仰に関わるものとして、浅間大社や大石寺など大規模な寺社が所蔵する古文書や、地域の小規模な寺社を管理していた家に伝わる古文書、江戸時代以前に浅間大社に奉仕していた旧社家に伝来する古文書などがあります。

その他、産業に関わるものとして、江戸時代の駿河半紙の生産販売や明治時代の馬車鉄道の開通・本市最初の水力発電所である泉発電所の開業など、様々な産業に関与した池谷家に伝わる古文書、富士川でのモジリ漁に関わる古文書（内房・羽鮒）、山梨県と静岡県を結ぶ富士川の舟運や沼久保の渡船に関わる古文書（沼久保）、麓金山や富士山の幕府直轄林（御林）の管理を担った家に伝わる古文書（麓）などがあります。

f 考古資料

市内出土の考古資料のうち、未指定の資料においても市内では豊富な遺物があり、様々な地域との交流などが読み取れる資料が発見されています。

富士宮市域では、旧石器時代から人々の生活の痕跡が確認されており、ナイフ形石器などの旧石器時代を代表とする遺物が出土しています。

縄文時代は始まりの時期である草創期の段階から資料が確認できます。また、縄文時代は関東地域や東海地域、西日本を中心とした縄文土器が出土しており、他地域の文化圏が重なる様子が読み取れます。しかし、後期から晩期にかけては資料が減少してしまいます。これについては、富士山の噴火の影響が考えられます。

弥生時代は中期から資料が確認でき、甕や壺などの土器のほか、草本類を刈るための横刃型石器と呼ばれる石器などが出土します。後期から古墳時代前期ごろになると他地域、特に東海西部地域などの西側地域との交流がうかがえる資料が多く出土します。中期は資料が減少しますが、これについても富士山の噴火が原因の1つとして考えられます。この時期は韓半島から来た新しい技術で制作した土器である須恵器などが確認できるようになります。後期には再度資料が増加し、古墳も築かれるようになります。

奈良・平安時代では、山梨県を中心として出土する甲斐型甕や静岡県東部地域を中心として出土する駿東甕などが確認され、地域間の交流を物語っています。

中世では、素焼きの土器であるカワラケのほか、舶載陶磁器などの威信材も多く確認されており、大きな権力を有していたことが分かる資料群となっています。

近世は日常什器のすり鉢や灯明皿が多く出土する一方で高級品としての舶載の染付や肥前の染付、白天目茶碗が出土しています。また、仏飯器などの仏教に関連した遺物もあり、神仏習合といった当時の宗教観も浮かび上がる資料です。



写真 2-20 大宮城跡出土資料

g 歴史資料

市内で数多く把握できているものとして、寺社の棟札と日蓮宗（日蓮正宗を含む）寺院で祀られる曼荼羅本尊があります。曼荼羅本尊は、信徒にも授与されたことから、個人宅にも多く伝来しています。江戸時代に万野原の開拓をした芝川^{どうじゅん}順の子孫に伝来する御用旗（元城町）、幕末期に大宮町の町役人を務めた角田桜岳が製作に関わった地球儀（市蔵）などがあります。

また、和紙工芸家であり、手すき和紙の技術保持者であった後藤清吉郎氏が使用した型紙や型染棒などの道具類や書簡（市蔵）といった、その生涯と人物をうかが



写真 2-21 角田桜岳の地球儀（市蔵）

うことができる資料群があります。

この他本市に特徴的なものとして、富士山に関わる資料群があります。これは、江戸時代から昭和時代にかけて、人穴やその周辺を管理し、参詣者の案内や修行者の世話、お札・御朱印の授与、碑塔建立の世話等を行っていた赤池家に伝来する、古文書・版木・奉納額等から成る資料群（人穴）、浅間大社の四和尚を務め、富士登山者の宿坊を営んだ宮崎家に伝来した古文書や版木、掛け軸などの資料群（宮町）があります。

（２）無形文化財

市内で把握できている無形文化財は「富士宮の酒造り」です。豊富な湧水や伏流水を利用した酒造りは江戸時代から続けられています。



写真 2-22 富士宮の酒

（３）民俗文化財

①有形の民俗文化財

提灯や蓑、帯・椀など衣食住に関わるものや小荷駄鞍などの運搬に関わるもの、水車やモジリなど生業にかかわるもの、秤や算盤など交易に用いられるもの、レコードなどの娯楽に関わるものなど多種多様なものがあります。

中でも、富士山に自生している三桠を使用して行われた手漉き和紙（駿河半紙）の生産に使われた漉簀や干板、蚕糸業（養蚕・製糸）に使われた桑摘籠や養蚕棚、出来上がった繭を煮る鍋、糸撚り機等の道具、製茶に使われた茶鋏・製茶機など、本市で盛んに行われた産業に関わるものが注目されます。また、富士参詣者の案内を担った「強力」が使用した背負子や息杖といった道具や書類などの資料群、麓金山で金鉱をつき砕くのに使用した道具などは、本市の特徴的な生業を示す貴重な文化財です。

この他に本市には、道祖神・馬頭観音・牛頭観音・題目碑、神仏の名前や姿を刻んだり、祠の形をしたりした石造物、村山の山伏が富士峰修行の最中に加持祈祷を行った礼拝石（杉田）など信仰に関わる石造物があります。



写真 2-23
強力が使用した
背負子と息杖

②無形の民俗文化財

田植え後に田んぼの神を集落の端まで送り、豊作を祈願する田の神送り（内房）や、1月17日に山の神に竹で作った弓矢を奉納する山の神の祭り（山宮他）、作物に暴風の被害がないように祈願する風祭など農耕に結び付いた行事、子授かり・安産・子育てを祈る子安講のような社会集団、富士山お山開きや大悟庵（星山）観音開帳など地域にある氏神や山神社・庚申堂等の例祭といった祭礼や信仰に結び付いた行事など、様々なものがあります。

また1月15日の小正月に近い時期に、道祖神の前で行われる「どんど焼き」（ドンドン焼き、道祖神祭等）や七月に浅間大社や福石神社（宮町）で行われる茅の輪くぐり（輪くぐりさん）、八月のお盆時期に芝川・富士川流域の集落で行われる「川勧請」（カワカンジー・川供養等、内房他）、地域の火災予防の取り組みが行事化した石原の番屋づくり（栗倉）といった毎年繰り返される年中行事があります。どんど焼きは、山梨県の影響をうかがうことができるものもあります。

そのほか、郷土料理である富士宮焼きそばや落花生なます、落花生をゆでて食べるといった食文化もあります。



写真 2-24 盆行事（内房尾崎）

（４）記念物

①遺跡

先史時代の遺跡は、富士根地区や羽鮒、白尾、星山丘陵や芝川、富士川、潤井川流域に分布していますが、新富士火山の扇状地でもある万野原地区は遺跡がほとんど確認できないという特徴があります。ここから自然環境が当時の人々に多大な影響を与えていたことが想像できます。

先史時代の遺跡以外に、井出館（狩宿）・高原城跡（山本）・大宮城跡（元城町）・白鳥山城跡（内房）等の城館跡、麓金山跡や農産被害を防ぐために築かれた猪土手（佐折・内野・北山）など生産活動に関わる遺跡、明治時代に整備された馬車鉄道の軌道跡（上井出）など交通に関する遺跡、戦時中に上井出に設置された陸軍少年戦車兵学校の跡地、明治時代に万野原の開拓に尽力した人々の墓がある万野原共同墓地（三番堀墓地）などがあります。

この他、現在建物が失われている寺社など、祭祀信仰に関するものも遺跡に分類されます。富士山中の中宮八幡堂跡（栗倉）や御室大日堂跡（栗倉）、大石寺境内の御影堂基壇跡（上条）、西山本門寺の旧本堂跡（西山）、明治時代初めごろに沼久保の住人が「南無摩利支天」と唱えて巨石を運んで積んだ「摩利支天塚」（安居山）もあります。



写真 2-25 月の輪下遺跡

②名勝地

名勝地については、全国的にも誇れる名勝地として富士川があります。中でも川端が一気に狭まる釜口峡は、曲がりくねった川の流れと兩岸に続く絶壁が壮大な景観を作り出しています。また、天子の七滝（稲子）や神棚の滝（内野）、夫婦滝（馬見塚）・猪之頭瀑苑（猪之頭）などの瀑布や、足形溪谷（内野）といった溪流があります。この他市内の至るところから眺めることができ、自然の美しさを感じることが出来る富士山への眺望も、本市の誇るべき名勝地です。



写真 2-26 釜口峡

③植物・動物・地質鉱物

昭和 59 年（1984）から市で実施している自然調査では、富士山や朝霧高原、天子山系など本市を特徴づける自然環境において、多様で希少な植物や動物を確認しています。また富士山の噴火によって生まれた溶岩洞穴をはじめとする溶岩地形や豊富な湧水など、多種多様な地質鉱物についても確認しています。この他富士山西麓では唯一の湿性植物群落である小田貫湿原があります。



写真 2-27 小田貫湿原

（５）文化的景観

本市の文化的景観には、猪之頭のワサビ田や湧水・伏流水を利用した養鱒（猪之頭・淀師他）、芝川・潤井川沿いの水力発電所、水窪貯水池（青木）や田貫湖（猪之頭）など、水の利用に関する景観地があります。

また、市北部の県境付近でみられる茅場と、戦後に酪農のために作られた朝霧高原の人工草地（外来牧草による草地）という、富士山麓の土地利用の変遷が分かる採草・放牧に関する景観地、「静岡県棚田等十選」（静岡県、平成 10 年（1998））に選ばれた柚野の棚田群といった農耕に関する景観地があります。



写真 2-28 柚野の棚田群

この他フラワー通り商店街や本町通りなど、流通・往来に関する景観地があります。

（６）伝統的建造物群

現在本市で把握している未指定の伝統的建造物群はありません。

(7) 文化的所産

文化財保護法に定められる文化財等の類型に該当しないものの、本市には自然や歴史・信仰等に関わる伝承（伝承地）や屋号・方言などの地域独自の言葉、天気の話（気象俚語）や民謡・唱歌、郷土の偉人・芸術家など、様々な文化財があります。

本市で最も多く把握できた文化的所産が伝承（伝承地）です。その中で多く確認できるのが、鎌倉時代に行われた富士の巻狩りに関する伝承と地名に関わる伝承です。また市内西側の天子山地の麓に伝わる炭焼き長者、市内内房に伝わる白鳥山とどんど焼き、内野に伝わる鬼退治、杉田・柚野に伝わる狸和尚など、特定地域のみにもみられるものや、富士山の女神であるコノハナサクヤヒメに関わる「産の御前の松」（大宮町）・「衣掛松」（西町）などがあります。また集落内における家の特徴を示す屋号、例えば低い場所にあることを示す「川端家」、薬を扱っていたことを示す「丁子屋」（栗倉）などや、「とぶ（走る）」・「へつついさん（かまど）」などの方言、「富士山に笠雲がかかると雨」などの気象俚語、仕事や遊びの時に歌われる民謡があります。明治時代、明治時代に現在の富丘小学校で訓導（教諭）をしていた赤池常作が作詞した「富士山唱歌」も、当時の富士登山中の風景や本市の名所・旧跡などを知ることができる貴重な文化財です。

この他、計画作成に当たり実施した地区ごとにアンケートや聞き取りから、文字などに残されていない地域の記憶も把握できました。これには例えば、馬車鉄道「三軒屋」の停車場（三園平区聞き取り）や、西町にあった炭屋や駄菓子屋・問屋・職人の作業場（貴船・神立区聞き取り）など過去の風景、水が乏しい中で天水（雨水）を利用していた話や沢の水を上水道に使っていた話、「馬力道」「水汲み道」（阿幸地・富士見ヶ丘聞き取り）など生活の道や山梨県の十島や万沢へ行く道（芝川町誌）、田貫湖や水窪貯水池で草競馬が行われたこと（内野区誌、上野地区聞き取り）などがあります。



写真 2-29 市で定める富士山眺望点（田貫湖・興徳寺・白鳥山）

3 関連する制度

（１）世界遺産「富士山～信仰の対象と芸術の源泉」

世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれ、そして私たちが未来の盛大に引き継いでいくべきかけがえのない宝物です。UNESCO は、世界遺産を”人類共通の遺産”として保護・保全していくための国際的な協力体制を気づく国際条約として、1972 年第 17 回 UNESCO 総会にて、「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」（通称：世界遺産条約）を採択しました。

本市の象徴となる富士山は、人と自然が信仰と芸術をとおして共生する姿が富士山の大きな特徴であり、これが「顕著な普遍的価値を有している」という点が認められ、人類共通の宝であるとして、平成 25 年（2013）に、ユネスコ世界遺産委員会によって、「富士山～信仰の対象と芸術の源泉」として世界文化遺産に登録されています。

表 2-4 市内の世界遺産構成資産

(令和 7 年 (2025) 3 月現在)

名称			所有者	所在
1	1	富士山域山頂の信仰遺跡	富士山本宮浅間大社	八合目から山頂
	2	大宮・村山口登山道	国	六合目から山頂
2		富士山本宮浅間大社	富士山本宮浅間大社	宮町 1-1
3		山宮浅間神社	山宮浅間神社	山宮 740
4		村山浅間神社	浅間神社・興法寺大日堂	村山 1151
23		人穴富士講遺跡	人穴浅間神社・富士宮市	人穴 206
24		白糸ノ滝	富士宮市他	上井出 273-1 他

（２）日本農業遺産

日本農業遺産とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシーンスケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、我が国において重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）であり、農林水産大臣により認定されます。

本市を含む静岡県内（静岡市、浜松市、富士宮市、御殿場市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、小山町）では、伝統的な農法により行われているワサビ生産、「静岡水わさびの伝統栽培」が認定されています。



写真 2-29 猪之頭のワサビ田

（３）世界かんがい施設遺産

「世界かんがい施設遺産」とは、かんがい施設の適切な保存に資することを目的として、かんがいの歴史・発展を明らかにするとともに、理解醸成を図るため、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会（ICID）が認定する制度です。認定の対象は、建設から100年以上が経過したものであって、かんがい農業の発展に貢献したものや、当時卓越した設計や施工等の技術により建設されたものなど、歴史的・技術的・社会的価値があるかんがい施設です。

本市では、「北山（本門寺）用水」が、富士山の大小さまざまな沢を斜めに横断しながら、広範囲な地域に水を行き渡らせるための土木技術等が評価され、認定を受けています。



写真 2-30 北山用水 大久保沢掛樋

（４）ふるさと文化財の森

国宝・重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには木材や檜皮・茅、漆などの資材の確保と、これらの資材に関する技術者を養成することが必要です。このため文化庁では、文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修林となる「ふるさと文化財の森」の設定、資材採取等の研修、普及啓発事業を行う「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しています。

富士宮市では平成24年（2012）3月、「朝霧高原の茅場（ススキ草原、根原）」がふるさと文化財の森に設定されています。朝霧高原では古茅を焼き払い、均質で良質な茅を手に入れるため、春と秋に火入れを行っています。



写真 2-31 朝霧高原の茅場の火入れ

（５）生物多様性の観点から重要度の高い湿地（略称「重要湿地」）

環境省では、湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がりなどを受けて、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや、生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に、平成13年（2001）に「日本の重要湿地500」を選定しました。その後、選定以来数十年が経過したことから見直しを行い、平成28年（2016）4月22日に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として633か所を公開しました。本市では、「小田貫湿原」と「猪之頭湧水群」が選定されています。



写真 2-32 猪之頭湧水群

(6) 100 年フード

「100 年フード」とは、我が国の多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、地域で世界を超えて受け継がれてきた食文化を、文化庁が認定する制度です。認定の対象は、地域特有の食文化で地域に根差したストーリーを持つこと、地域で 2 世代以上にわたって継承され現存すること、地域の誇りとして 100 年を超え継承することを宣言する団体があることを満たす食文化です。「伝統の 100 年フード部門～江戸時代から続く郷土の歴史～」 「近代の 100 年フード部門～明治・大正に生み出された食文化～」 「未来の 100 年フード～目指せ、100！～」 のいずれかで認定されます。



写真 2-33 富士宮やきそば

本市では、戦後からの歴史を持つ伝統色である「富士宮やきそば」が、「未来の 100 年フード部門」で認定されました。

(7) 日本風景街道

日本風景街道とは、「道」やその周辺を舞台に、地域住民や NPO、企業、行政など多様な主体による協働のもと、景観や自然、歴史・文化、観光資源などの地域資源を活かし、美しい風景・景観の創出や地域の活性化、観光振興を図るため、国土交通省が登録する制度です。

本市を通る国道 139 号や国道 138 号、469 号周辺が富士山麓を環状に取り囲む「ぐるり・富士山風景街道」として登録されています。



写真 2-34 ぐるり・富士山風景街道（出典：国土交通省中部地方整備局 HP）

(8) しずおか遺産（市内の構成文化財）

「しずおか遺産」とは、「日本遺産」の県内版として魅力ある歴史文化資源を発信するための県の認定制度です。豊かな自然に恵まれ、様々な歴史的出来事が繰り広げられた静岡県は、歴史文化資源の宝庫です。県内の魅力的な歴史文化資源を県内外の多くの人に知ってもらい、現地を訪れてもらうことを目指しています。本市では、小山町とともに令和6年度（2024）に認定を受けました。

【タイトル】 富士山の清流が織り成した産業革命

【ストーリーの概要】

富士山は、古より信仰の対象として畏敬されるとともに、数多くの芸術作品を生み、その自然の恵みは山裾に生きる人々の生活を支えてきた。

日本が欧米列強と肩を並べんと、近代国家への道を駆け上がった明治時代。水力によって産業振興を目指す者たちがいた。その志を実現させたのが、富士山麓の豊富な水であった。富士山登拝の拠点であった東西のまちには、富士山の恵みで新たな時代を切り開いていった人々の遺産が、今も確かに受け継がれている。

【市内の構成文化財】

番号	文化財の名称	指定等の状況	ストーリー中の位置づけ
⑨	猪之頭発電所 （取水口・堰堤）	未指定 （建造物）	明治43年（1910）10月、富士製紙会社の関連会社である富士水電株式会社によって建設された。県内で稼働している水力発電所の中で最も古い。
⑩	白糸発電所 （取水口・堰堤・水槽）	未指定 （建造物）	大正5年（1916）、富士水電株式会社によって建設された。発電所は建て替えられているが、取水から発電所への総帥施設が古いまま残されている。
⑫	山麓の水を利用した 養鱒景観	未指定 （文化的景観）	昭和8年（1933）、国内三番目の県営養鱒場として開設された富士養鱒場をはじめ、富士山由来の豊富な湧水を用いた14か所の養鱒場がある。
⑬	富士宮の酒造り	未指定 （無形文化財）	市内には、江戸時代から続く4軒の造り酒屋がある。



写真 2-35 しずおか遺産 構成文化財
（左：白糸発電所水槽 右：山麓の水を利用した養鱒景観）

第3章 富士宮市の歴史文化の特性

本市の歴史文化は、富士山の南西麓の広い裾野で富士山の自然や周囲の山や川と人々が共存してきたものです。

本市にとって富士山の存在はかけがえのないものであり、富士山の火山としての活動や、その活動によりつくられた土壌や水等と人々が関って、富士山への畏敬の念による信仰や自然の恵みを活かした産業、災害や生活向上等への対応による歴史文化が生まれました。

また、富士山や周辺の山々との地理的環境による道や川により山梨方面と東海道をつなぐ経路の途中の要所として人や物の行き来が行われ、様々な歴史が繰り広げられました。

本市に暮らした人々は、日々富士山との関わり、想いをもちながら生活してきました。そして、富士山があるがために本市を訪れた人々との交流の中で、本市独自の歴史文化を育んできました。

このようなことから、本市の歴史文化の特性を次の5つのように捉えます。

表 3-1 富士宮市の歴史文化の特性

1 富士山と生きる歴史文化		
(1)	富士山に祈る	■噴火への畏怖と遥拝 ■興法寺と修験者たちの活動 ■庶民の富士登山 ■明治時代以降の富士登山と信仰 ■富士山の神仏 ■富士山に関わる寺社の祭礼
(2)	富士山の自然と生きる	■富士山の恵みと生きる ■富士山の災害と生きる
(3)	富士山の麓を拓く	■用水路の開削と新田開発 ■朝霧高原の開拓 ■火山灰土を活かした農・産業
2 道と交流がはぐくむ歴史文化		
(1)	陸の道と交流	■交通の要衝としての富士宮 ■街道沿いに残る古文書・石造物 ■明治時代以降の交通の発展 ■山梨県からもたらされた文化
(2)	川の道と交流	■富士川舟運（タテ渡し）と富士川渡船（ヨコ渡し） ■水難者を悼む

1 富士山と生きる歴史文化

富士山は古くから信仰の対象として畏敬されてきました。本市に残る文化財から時代ごとに生まれた様々な信仰の形や、本市の生活や文化の中に息づく富士山信仰を見ることができます。

また富士山は、本市の暮らしと密接にあります。富士山は本市に豊かな水の恵みをもたらす一方で、災害や保水力が低い火山灰土壌・乏しい水源という厳しい自然環境を与えてきました。本市に生きる人々は、富士山の水の恵みによって生活や産業を支え育みながら、その厳しい自然環境と向き合い、開発と工夫を重ねて山麓の地を切り拓いてきました。

（1）富士山に祈る

富士山は古くから信仰の対象として畏敬され、噴火が盛んな時期は遥拝、収まると修験・登拝などのように、時代ごとに様々な形で信仰されてきました。さらに本市においては、富士山への信仰は富士山を祀る寺社への参拝や祭礼、富士山に関わる伝承などの形で、文化や生活の中に深く息づいています。

■噴火への畏怖と遥拝

平安時代後期までの富士山は噴火を繰り返す山であり、麓から噴火の鎮静を祈りました。浅間大社（国指定史跡）は噴火の鎮静を祈るため建てられた神社であり、山宮浅間神社（国指定史跡）は、山麓から山頂を仰ぎ見て崇拝するための、遥拝の場（遥拝所）であったとされます。



写真 3-1 遥拝所（山宮）

■興法寺と修験者たちの活動

噴火活動が沈静化すると、富士山は修験道（日本古来の山岳信仰と密教・道教（神仙思想）が習合したもの）の考え方において、山頂に仏の世界があると考えられるようになりました。その中で多くの修験者が山頂を目指し、山中で修行しました。

末代上人は、富士山へ登拝し、山頂に大日寺を構えて一切経を埋納したとされます。末代以降も山頂において懸仏・仏像の奉納や經典の埋納が行



写真 3-2 村山浅間神社（村山）

われ、一部は市の指定文化財となっています。また末代は村山に寺を建立して修験道の拠点としたとされ、この寺が富士山興法寺（現村山浅間神社）へ発展したと考えられています。

現在村山浅間神社には、修験に関わる仏像や古文書等が、神社周辺は江戸時代以前以前の修験集落の景観が残されています。また江戸時代の日記や江戸時代以降の地域の神社に残された棟札・祈祷札などから、修験者たちが地域住民のためにおこなった祈祷や祓いなどの活

動を知ることができます。

■庶民の富士登山

室町時代後期になると、浅間大社を起点とし、興法寺を経由して山頂に至る大宮・村山口登拝道が整備され、庶民も富士山に登るようになりました。浅間大社や興法寺には、富士川以西の西国地域から多くの道者（登山者）が訪れ、周辺には道者のための宿坊が整備されました。富士登山を描いた曼荼羅図や浅間大社の旧社家、村山浅間神社に伝来する古文書等から、庶民の富士登山の様子を知ることができます。

江戸時代中期以降、関東を中心に富士講が流行すると、北口（富士吉田市）は関東からの道者が多く訪れるようになりました。北口から富士登山をした道者は、その後、駿河国へ向かい、富士講の開祖とされた長谷川角行の修行した人穴（国指定史跡）や白糸の滝（国指定名勝及び天然記念物）等を訪れました。人穴へ向かう道標や、人穴を訪れる富士講の世話等を行っていた家の資料、富士講の道者が市内へ奉納した碑塔等から、富士講の活動も知ることができます。



写真 3-3 人穴富士講遺跡（人穴）

■明治時代以降の富士登山と信仰

明治時代に入ると新政府の神仏分離政策により各地で廃仏毀釈運動が起こり、富士山中でも仏教的な地名が神道的な地名に変更されたり、祀られている仏像が破壊されたり、麓へ下ろされたりしました。麓へ下ろされた仏像を「富士山下山仏」と言い、市内でもいくつか確認できます。

また明治 39 年（1906）には村山を経由しない新道が開削されたことで、旧来の登山道が使用されなくなり、大宮から現在の六合目までは登拝道としての機能を失い、信仰登山としての意味は次第に薄れていきました。さらに昭和 45 年（1970）に開通した富士宮口五合目までの自動車ルートにより、交通手段の利便性が向上し、多くの人が観光やレジャー等の目的で富士登山をするようになっていきます。

しかし 7 月 10 日のお山開きの際に村山浅間神社において護摩焚き神事や水垢離を行ったりするなど、富士山への信仰は受け継がれています。

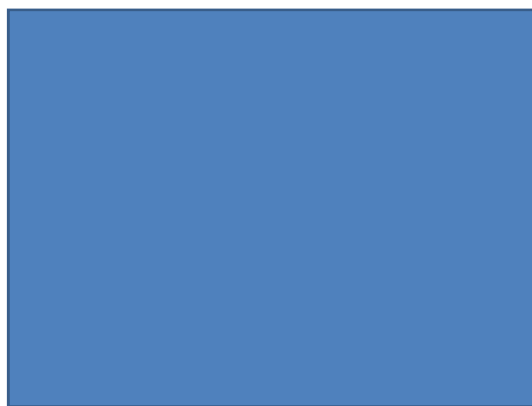


写真 3-4 富士山下山仏（宝町）



写真 3-5 衣掛松記念碑（西町）

■富士山の神仏

噴火を繰り返す富士山の姿に人々は神仏の姿を見出していました。

鎌倉時代、人穴は富士山の神仏である「浅間大菩薩」の御座所と呼ばれ、室町時代に描かれた曼荼羅には、富士山の神仏として山頂に薬師如来・阿弥陀如来・大日如来が描かれています。江戸時代になると、富士山の神仏の姿の1つとして、コノハナサクヤヒメが江戸を中心に急速に広まりました。本市には、コノハナサクヤヒメをはじめ、富士山の神仏に関わる伝承（地）・地名等が数多くあります。

■富士山に関わる寺社の祭礼

本市内には、富士山の神を祀る神社が数多くあります。

代表的なものとして浅間大社があり、年間を通じて富士山の水の恵みに感謝し五穀豊穰を祈る祭礼が行われています。その1つが4月に行われる「初申祭」は、江戸時代以前は毎年4月・11月の例祭前に、祭神が山宮浅間神社（山宮）と浅間大社（里宮）を往復する「山宮御神幸」という行事であり、市内には、神幸中に神が宿る銚を休める「銚立石」や神幸道を示す「丁目石」、神幸に関わる古文書が残っています。



写真 3-6 御神幸道首標（宮町）

（2）富士山の自然と生きる

富士山は、本市の暮らしと密接にあります。富士山は縄文時代から本市の人々に豊かな水の恵みをもたらし、本市に生きる人々は、富士山の水の恵みによって生活を支え、産業を育んできました。一方で富士山は、融雪期や大雨時に沢を流下する土石流をはじめとする災害をもたらしました。しかし本市に生きる人々は工夫を重ね、災害に立ち向かってきました。

■富士山の恵みと生きる

富士山に降り地下に浸み込んだ雨や水は、麓の溶岩の末端で湧水として現れます。湧水地周辺は、縄文・弥生時代から人の定住が確認されています。猪之頭湧水地を水源とする芝川沿いには田畑が広がり、川中では江戸時代に富士苔（ふじのり、芝川海苔）が採取され、流域の村の年貢として領主へ納められたり、各所へ献上されたりしました。

豊富で綺麗な水は産業にも利用されました。江戸時代には富士山麓に自生する三桮を材料とする「駿河半紙」の生産や日本酒の生産が、大正時代にはワサビ栽培が、そして昭和時代には養鱒が始まりました。

豊富な水は動力としても使われました。江戸時代から川や用水路に水車が置かれ、精米や製粉・製材などの動力として使われました。明治維新以降、我が国が急速に近代化をおし進める中、水力を利用した工業振興が図られ、本市では潤井川・芝川沿いに水車動力による

製紙工場が開かれました。明治時代後期には、市内有力者によって本市最初の水力発電所である泉発電所が建てられ、現在の中心市街地に電力が供給されました。さらにこの時期以降、製紙工場の動力源として、芝川や潤井川沿いに水力発電所が次々と建てられました。こうした経緯から、本市には、明治時代以降に建てられた数多くの水力発電所があります。

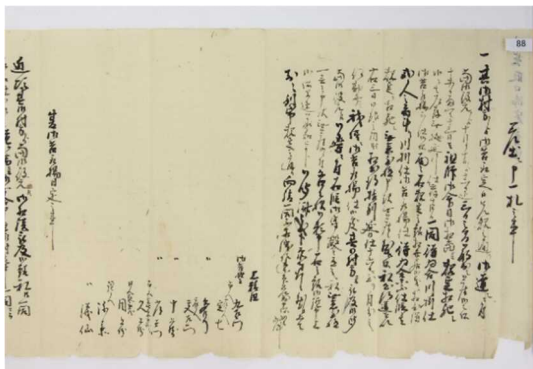


写真 3-7 富士苔の採取について書かれた古文



写真 3-8 江戸時代から続く酒造り



写真 3-9 狩宿発電所 第二堰堤



写真 3-10 三桠栽培記念碑

■富士山の災害と生きる

富士山は恵みだけでなく災害をもたらしました。噴火と土砂災害です。

富士山の噴火と遺跡の消長の関係は明らかではありませんが、地層の状況から縄文時代中期の噴火後、縄文時代後期から晩期にかけて市内の遺跡が減少するなど、人々が噴火の影響で生活していくことが難しくなったことが考えられます。しかし、文字による記録がみられる時代になっても、本市への直接的な噴火の被害は明らかではありません。

江戸時代の宝永4年(1707)、富士山の東南斜面で噴火が発生しました。この時、富士山南西麓に位置する市域では、火山灰が降り積もる被害はありませんでしたが、噴火の余震により白鳥山(内房)の崩壊が甚大な被害をもたらしました。

一方で、融雪期や大雨時に沢を流下する土石流は、今日まで多大な被害をもたらしてきました。特に富士山西斜面に位置する大沢崩れは膨大な土砂を生産・流出し、下流地域では度々土砂災害を引き起こしてきました。こうした被害から生活を守るため、江戸時代には近隣村々が無間沢(潤井川)に砂除堤(堤防)を設置し、昭和以降は静岡県・国土交通省が大沢崩れで砂防工事を行っています。

弓沢川と潤井川に挟まれ沢が発達していない万野原では、土石流の被害こそあまりありませんでしたが、大雨時に雨水が流れる道がなく山麓の斜面をそのまま流れ、市街地に被害をもたらしました。そのため江戸時代から明治時代にかけて一番堀・二番堀・三番堀が、昭和44年（1969）には4番目の堀（言弓沢川4号幹線）が造られました。



写真 3-11 宝永地震供養塔（長貫）



写真 3-12 宝永地震・宝永噴火との関連が想定される二股村石経塚（栗倉）

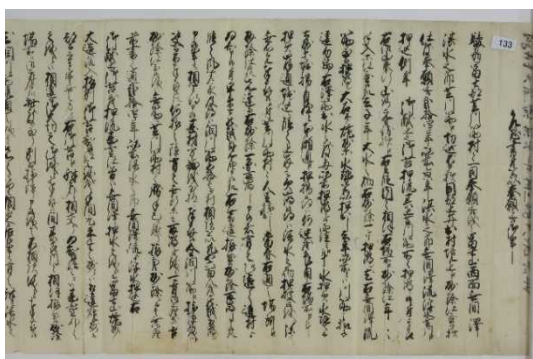


写真 3-13 砂除堤の設置について書かれた江戸時代の古文書（市蔵）



写真 3-14 二番堀（山宮）

（3）富士山の麓を拓く

富士山は、本市に保水力が低い火山灰土壌・乏しい水源という厳しい自然環境を与えてきました。本市に生きる人々は、その厳しい自然環境と向き合い、用水を開削して水不足の克服を目指す一方、その自然環境を活かしながら、農・産業を営んできました。

■用水路の開削と新田開発

本市は水に恵まれている地域と恵まれていない地域があり、後者では田畑だけでなく生活用水の確保にも苦慮しました。しかし戦国時代以降、河川や湧水を水源とする用水路が開削・順次拡張されたことにより、徐々に畑作地が水田地へと変わっていきました。しかし用水路の維持管理は簡単ではなく、市内に残された古文書などから、関



写真 3-15 井戸（万野原新田）

係する村間の調整に苦慮していたことがうかがえます。

また水源から遠い万野原では、江戸時代初め頃から用水路の開削や新田開発が試みられてきましたが、中々成功しませんでした。そのため水不足に備える井戸や水の恵みを願う神社、用水開削や新田開発に関わった家に伝わる古文書などがあります。

■朝霧高原の開拓

江戸時代、市北部地域の茅場は、周辺の村々の入会地とされ、家の材料や家畜の餌の採草地として利用されていました。一部では、第二次世界大戦後に食料増産などを目的として、長野県伊那からの西富士長野開拓団などが入植し、開拓が始まりました。昭和29年（1954）、朝霧高原は国から「高度集約酪農地域」の指定を受け、富士山麓の広大な土地と土壌・寒冷な気候を活かした本格的な酪農経営が行われるようになりました。県境の茅場が朝霧高原の人工草地（外来牧草による草地）へ変遷する景観から、山麓の土地利用の変遷を見ることができます。



写真 3-16 朝霧高原の人工草地（根原）

■火山灰土を活かした農・産業

富士山麓の火山灰土は黒ボク土と呼ばれ、水はけがよく水田等に適さなかったため江戸時代以降は煙草や茶、明治時代以降は桑などの栽培がされていました。養蚕業が発達し、さらに並行して製糸業も発達すると、本市は製糸業の町となりました。現在も市内には、煙草の乾燥小屋や製茶・養蚕・製糸に関わる道具などがあります。

現在本市では水はけのよさを活かした露地栽培が盛んになっています。本市でよく食べられる「落花生なます」「ゆで落花生」は土壌を活かして栽培された落花生を用いた本市の食文化です。



写真 3-17 茹で落花生

鎌倉時代以降になると、市域には周辺地域をつなぐ幾筋もの水陸の道が確認できるようになります。道沿いには往来のために造られたものや歴史的な出来事の痕跡が残り、また周辺地域と人と物の交流が盛んになったことにより、様々な歴史文化がはぐくまれました。

本市には、甲州街道（中道往還）、駿州往還、身延道、郡内道（人穴道）など、本市と山梨県を結ぶ陸の道があり、人・物・情報が行き交いました。特に現在の中心市街地にあたる浅間大社周辺は、文物の集積地としての役割を果たしました。これは明治時代以降、馬車鉄道やＩＲといった近代交通が発達するとより顕著になります。

戦国時代には本市は、戦国大名領国の境目にあることから甲州街道の要衝であるため戦乱の舞台になりました。戦国



3-8

大名が寺社へ発給した古文書や奉納した美術工芸品、古文書や大宮城跡（元城町）・白鳥山城跡（内房）の遺跡、伝承（伝承地）などがあります。



写真 3-18 陣馬の滝（猪之頭）

■街道沿いに残る古文書・石造物

江戸時代になると街道は人や物の輸送路として重要度を増して行きました。宿場に関わる古文書や人や物の輸送に関わる古文書、行き交う人のための整備された道標・石仏等の石造物、甲斐国や信濃国の石工によって作られた道祖神等があります。石造物には、特に往還に使われた駄馬や農耕馬などを供養する馬頭観音が多く、駄賃稼ぎや馬力による運搬業が盛んであったことがうかがえます。

■明治時代以降の交通の発展

明治時代以降、本市で製紙業が発展すると、資材の輸送のため馬車鉄道が整備されました。これらは身延線の開通により廃線となりましたが、現在も駅の場所を伝える石造物や軌道の一部が残され、馬車鉄道に関わる昔話や写真などから当時の様子を知ることが出来ます。

戦後、浅間大社の参拝客や富士登山者、身延山の参拝客のおみやげとして、また身延線を使って行商をする商人に身延方面で販売してもらうため、日持ちをする麺が開発されたという説があります。この麺を使った焼きそばは、本市の重要な食文化となっています。



写真 3-19 「大宮町鉄道馬車会社発着所」の碑（弓沢町）

■山梨県からもたらされた文化

小正月に正月飾りを焼く「どんど焼き」の際に作られるヤナギ飾りや内野で行われる火伏念仏（市指定民俗文化財）は、山梨県にも同じような行事が広く分布しています。これらは山梨県から県境に近い地域に伝わり根付いた文化であるとも考えられます。



写真 3-20 ヤナギ飾り（根原）

（２）川の道と交流がはぐくむもの

本市には、富士川舟運（タテ渡し）と富士川渡船（ヨコ渡し）という山梨県・静岡市と本市を結ぶ川の道がありました。富士川舟運は江戸時代から明治時代にかけて、山梨県と静岡県を結ぶ物流・交流の大動脈としての役割を果たしました。また昭和時代に蓬莱橋が掛けられるまで、富士川を渡る手段として渡船が利用され、渡船場で人と物の交流が盛んに行われました。

■富士川舟運（タテ渡し）と富士川渡船（ヨコ渡し）

慶長12年（1607）に開かれた「富士川舟運」は、江戸時代から明治時代にかけて、山梨県と静岡県を結ぶ物流・交通の大動脈として機能しました。江戸時代には、甲斐国から年貢米を中心に雑穀・薪炭・寒天などが運ばれ、駿河国から塩を中心に砂糖・肥料・日用品・材木などが運ばれました。沼久保には、船着き場である河岸があり、ここには荷物を取り扱う問屋や船宿ができ、中心市街地まで荷物を運ぶ人などもいて、多くの人で賑わいました。

また昭和時代まで富士川を渡るための橋は、釜口峡の橋場（長貫）・瀬戸島（内房）の間にかけられた吊り橋のみでした。そのためそれ以外の場所では渡船が発達しました。本市には7か所の渡船場があり、沼久保の渡船場は、物の輸送以外に身延線を利用して富士川の対岸へ通勤・通学する人々が利用しました。

富士川舟運は身延線開通をきっかけに、渡船は蓬莱橋の架橋を機に衰退・廃止されましたが、舟運・渡船に関わる古文書や伝承（地）、当時の姿を伝える写真等が残されています。

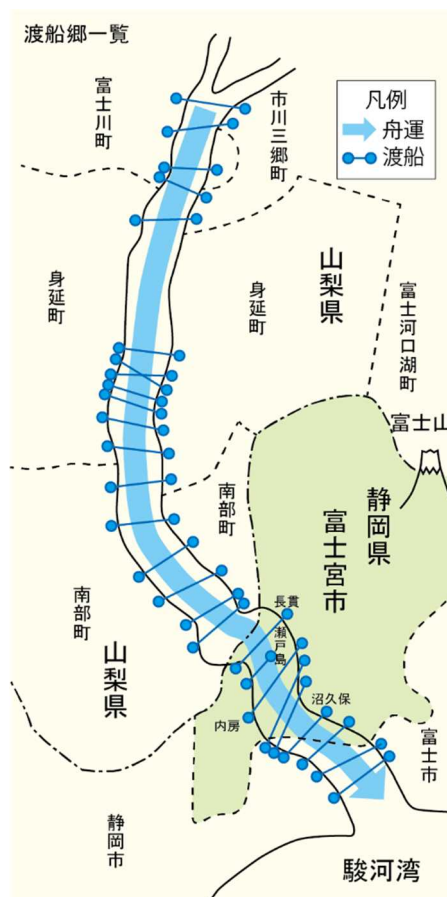


図 3-2 本市に関わる川の道
（「渡船郷一覧」（遠藤秀男（1981）『富士川—その風土と文化』、静岡新聞社）をトレースし作成）

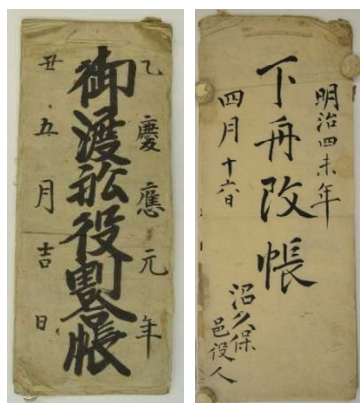


写真 3-21 舟運・渡船に関わる古文書
（沼久保）

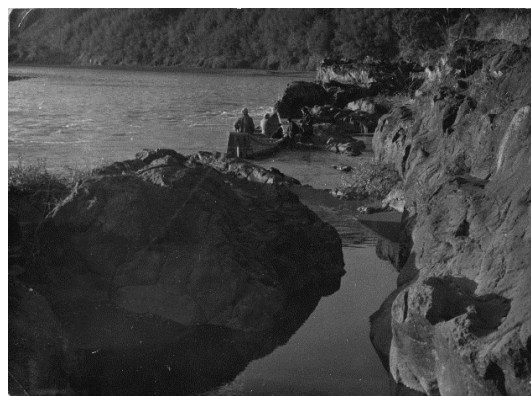


写真 3-22 沼久保渡船場写真（市蔵）

■水難者を悼む

富士川は日本三大難所と言われる水難事故が多い場所でした。富士川沿いでは水難事故により亡くなった人々の霊を慰める川勧請（川供養、カワカンジー）などの無形の民俗文化財や、水難供養碑等現在まで受け継がれています。



写真 3-23 川供養（内房尾崎）

第4章 文化財に関する既往の調査

1 これまでの文化財の調査

これまで本市に所在する文化財については、国・県・市や自治会・民間団体・個人によって文化財の有無を把握する調査や、個別の文化財の学術的な評価をする詳細調査などが実施されてきました。調査の内訳として（１）一定のエリアや特定の文化財を対象とした文化財６類型・類型外（埋蔵文化財・保存技術・文化的所産）にわたる調査と、（２）特定の文化財類型・類型外を対象とした調査があります。

ここでは一覧に分けて整理し、調査が未実施の地域や類型を把握します。

（１）文化財６類型・類型外にわたる調査

① 一定エリアを対象とした調査（郡・県・市・旧町域）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
静岡県富士郡誌	富士郡史編纂委員会	1914
静岡県富士郡大宮町誌（本編・補遺）	土屋勝太郎編／大宮町役場	1930
岳南史 1～5	鈴木覚馬編／岳南史刊行会	1931～1935
静岡県の歴史	若林淳之	1997
富士宮市史（上・下巻）	富士宮市教育委員会	1971・86
静岡県富士郡誌 増訂	長倉慶昌	1980
季刊「富士宮わがまち」	中島信哉	1982～
静岡県ふるさとの歴史と文化財	静岡県教育委員会	1985
機関誌「月の輪」	富士宮市郷土史同好会	1986～
静岡県風土記	若林淳之	1988
静岡県史 第1～2巻	静岡県	昭和5～6
富士宮の文化財	富士宮市教育委員会	1973・91
静岡県史 通史編1～7巻	静岡県	平成6～10
静岡県史 別編1～4	静岡県	平成3～8
富士宮市の道祖神 初版・改訂版	富士宮市教育委員会	2002・13
年表・図説で見る富士宮の歴史と伝説 富士宮市制70周年記念事業	富士宮市教育委員会	2012
静岡県の文化財第4集 史跡・名勝・天然記念物	静岡県教育委員会	1967
富士のお山と歴史讃歌	静岡県富士振興センター	1990
富士山学	静岡県富士山世界遺産センター	2021～

② 一定エリアを対象とした調査（現区域）

大宮東地区（日の出、瑞穂、大和、咲花、阿幸地、富士見ヶ丘、黒田、星山1、貫戸、山本、高原、高原1～2、田中、源道寺区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
星山の伝説と歴史	深沢洋	1970
大和区誌	大和区	1982
山本区誌 平和回復五十周年記念	山本区	1995
日の出二区誌	日の出二区	1997
阿幸地区誌 戦後50周年記念誌	阿幸地区	1996

第4章 文化財に関する既往の調査

書籍名	著者／発行機関名	発行年
さくはな	咲花区	1997
富士見ヶ丘区誌	富士見ヶ丘区	2005

大宮中地区（常盤、浅間、神田、木の花、城山、高嶺、宮本、琴平、三園平、二の宮、ひばりが丘、神田川区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
富士宮市常盤区史	常盤区	1975
木乃花区史	木の花区	1986
創立30周年記念誌 にのみや	二宮区	1988
琴平区誌	琴平区	1990
ひばりが丘 40周年記念誌	ひばりが丘区	1995
城山区誌	城山区	1996
宮本区誌	宮本区	2000
神田区誌 かんだ今と昔	神田区	2000
あさま区誌	浅間区	2014
三園平区誌	三園平区	1993
神田川区史 50年のあゆみ	神田川区	2022

大富士地区（万野1～4、希望、宮原1、外神東区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
万野歴史調査 第一集	富士宮市立大富士小学校	1968?
萬野区誌	万野1・2・3・4区	2001

大宮西地区（神立、松山、羽衣、貴船、神賀、福地、野中1～4、星山2、安居山1～2、沼久保区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
星山の伝説と歴史	深沢洋	1970
野中用水	深沢彪	1987
安居山区誌	安居山区	1992
神立区誌	神立区	1993
福地区誌	福地区	1993
たかね区誌	高嶺区	1993
野中一区区誌	野中一区区	1993
沼久保区誌	沼久保区	1997

富丘地区（宮原、淀師、淀橋、大中里、青木、外神、青木平）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
富丘村誌	富丘村	1925?
よどばし 淀橋区・区創立三十周年記念淀橋区・区民館建設記念 区誌	淀橋区	1993
宮原区誌	宮原区	1997
青木区誌	青木区	1998
大中里区誌	大中里区	1998
淀師区誌	淀師区	2000
外神区誌	外神区	2002

富士根南地区（小泉1～6、上小泉、大岩1～3、杉田1～6区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
旧富士根村沿革誌	不明	大正期カ
大岩三区区誌	大岩三区	1993
杉田区誌 霊峰富士とともに	杉田区	1996

書籍名	著者／発行機関名	発行年
富士宮市小泉六区 区誌	小泉六区	2010

富士根北地区（栗倉 1～4・舟久保・村山 1～3・栗倉南区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
旧富士根村沿革誌	不明	大正期カ
村山浅間神社調査報告書	富士宮市教育委員会	2005

上野地区（上条上・下、下条上・下、精進川上・下、馬見塚区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
上野村誌	上野村	不明
大石寺をめぐる史蹟と伝説	富士宗四郎	1973

北山地区（北山 1～4・山宮 1～4 区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
富士郡北山村誌	北山村役場	1920
北山用水	山宮小学校 富士根北小学校	1968
北山区のあゆみ 北山会館落成記念	北山区	1981
北山、山宮用水の今昔について	上杉義並	2005
本門寺用水のこと一本門寺用水 50 年顕彰祭記念一	富士宮市北山用水運営協力委員会	2006

上井出地区（上井出、芝山、猪之頭、人穴、麓、根原、富士丘区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
上井出村誌	上井出村役場	1920
富士山をめぐる郷土の歴史	遠藤秀男	1985
富士丘のあゆみ	富士丘区	1993
ふるさと上井出村の 800 年誌	木本弥太郎	1992
曾我の里、上原村の歴史 富士の巻狩り 800 年記念誌	木本弥太郎	1993
ふるさとかみいで	上井出区	1989

白糸地区（内野、狩宿、半野、原区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
白糸村誌	白糸村	1920
白糸村をめぐる郷土研究 渡辺兵定翁遺稿	渡辺兵定／白糸村	1953
狩宿下馬桜周辺地域調査報告書	富士宮史跡観光協会	1994
半野区誌	半野区	2005
内野区誌	内野区	2022

芝川地区（西山・大久保・長貫・上羽鮎・下羽鮎・稗久保・香葉台・大鹿窪・猫沢・明光台・上柚野・下柚野・鳥並・上稲子・下稲子・内房第 1～4 区）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
内房村誌	内房村	1913
芝富村誌	芝富村	1914
庵原郡誌	静岡県庵原郡役所	1916
富士郡芝富村誌 第一篇	静岡県富士郡芝富村	1951
芝川町誌（本編・追補）	芝川町	1973・ 1985
芝川町の史跡と伝説	芝川町教育委員会	1972

書籍名	著者／発行機関名	発行年
機関誌「かわのり」	芝川町郷土史研究会	1973～
芝川町の文化財	芝川町	1985
ふるさと稲子	稲子を知る会	1989
ふるさと芝川	芝川町	2010
西山本門寺寺宝類聚 1～3	西山本門寺寺宝類聚刊行会	2018～ 2024
柚野村誌前記	不明	不明
柚野 郷土の歩みをたずねて	篠原昭二	2001
仲ものがたり	望月満久	2007

③ 特定の文化財等を対象とした調査

書籍名	著者／発行機関名	発行年
富士山表口「村山」の歴史	遠藤秀男	1967
富士川 その風土と文化	遠藤秀男	1981
富士山文化塾叢書 第1集～15集	富士宮市教育委員会	1995～ 1997
富士川と通船の歴史～よみがえる静岡と山梨の交流史～	遠藤秀男／静岡県富士県行政センター	1997
史蹟人穴	富士宮市教育委員会	1998
富士山村山口登山道跡調査報告書	富士宮市立郷土資料館	1993
村山浅間神社調査報告書	富士宮市教育委員会	2005
昔の富士登山	和田嘉夫	2009
史跡富士山 大宮・村山口登拝道調査報告書	富士宮市教育委員会	2016
史跡富士山 人穴富士講遺跡調査報告書	富士宮市教育委員会	2017
富士山巡礼路調査報告書 大宮・村山口登山道	静岡県富士山世界遺産センター・富士市・富士宮市	2021

(2) 6 類型・類型外ごとの文化財調査

①有形文化財

建造物

書籍名	著者／発行機関名	発行年
建築 静岡県文化財調査報告書 (一)	静岡県教育委員会	1952
静岡県の民家	静岡県教育委員会	1973
静岡県の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書	静岡県教育委員会	1979
歴史的建造物等詳細調査報告書 1. 猪之頭地区調査	社団法人静岡県建築士会	1991
上稲子八幡宮 —芝川町指定文化財上稲子八幡宮厨子修造調査報告書—	後藤喜美夫・賀古唯義／八幡宮修造委員会	1995
静岡県の近代化遺産 静岡県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書	静岡県教育委員会	2000
富士宮市の伝統建築 富士宮市内歴史建造物悉皆調査報告書	日本建築専門学校編／富士宮市教育委員会	2001
富士宮市の棟札集成 富士宮市内歴史建造物悉皆調査報告書	日本建築専門学校編／富士宮市教育委員会	2001
静岡県の近代和風建築 静岡県近代和風建築総合調査報告書	静岡県教育委員会	2002
富士山本宮浅間大社奥宮社殿〔本殿・幣殿・拝殿・社務所・休憩所〕改築工事報告書	富士山本宮浅間大社	2005
静岡県指定有形文化財富士山本宮浅間大社社殿〔楼門・拝殿・幣殿・透塀〕保存修理工事報告書	富士山本宮浅間大社	2005

書籍名	著者／発行機関名	発行年
妙蓮寺の表門修理工事報告書	妙蓮寺	2008
井出家高麗門及び長屋に関する調査報告書	富士宮市	2008
妙蓮寺の客殿修理工事報告書	妙蓮寺	2010
妙蓮寺の大庫裏修理工事報告書	妙蓮寺	2012
史跡富士山「村山大日堂」保存修理工事報告書	富士宮市教育委員会	2015
井出家高麗門及び長屋修復整備工事報告書	富士宮市	2016
－先達の信心を後世に－蘇れる往代の威容 総本山大石寺御影堂大改修工事全記録	大日蓮出版	2016
日蓮正宗総本山 御影堂 寛永の再建から平成の大改修まで	総本山大石寺	2016
伝統を永遠に 総本山大石寺五重塔 修復工事六四三日全記録	大日蓮出版	2017
大石寺五重塔 宗祖日蓮大聖人御聖誕八百年記念展	大石寺	2021
静岡県指定有形文化財大石寺御影堂修理工事報告書 本文編・図版編	富士宮市教育委員会	2017
大石寺三門 宗祖日蓮大聖人御聖誕八百年記念展	大石寺	2021

②美術工芸品

絵画

書籍名	著者／発行機関名	発行年
富士の美術	沢田章	1973

彫刻・工芸品

これらのみを対象とする調査は行われていません。

書跡・典籍

書籍名	著者／発行機関名	発行年
静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書 第七集 足立鉄太郎「富士山頂の埋経につきて」	静岡県図書館協会	1978

古文書

書籍名	著者／発行機関名	発行年
富士の研究Ⅰ～Ⅲ	浅間神社	1928
浅間文書纂	浅間神社	1931
静岡県史料 第2輯	静岡県	1933
浅間神社史料	浅間神社	1934
福石神社史	小金澤昌三	1938
静岡県神社志	静岡県郷土研究協会	1941
富士山をめぐる郷土の歴史	遠藤秀男	1965
富士大石寺	湊邦三	1968
富士門徒の沿革と教義	松本佐一郎	1968
杉田氏神様・浅間神社の由来記	杉田浅間神社建立委員会	1978
静岡県地震対策基礎調査報告書 第2次調査・静岡県地震史第3報	静岡県地震対策課	1979
宗祖日蓮大聖人第七百遠忌記念 本山妙蓮寺	本山妙蓮寺	1981
御開山日興上人六百五十遠忌報恩記念出版 日興上人六百五十遠忌記念 本門寺並直末寺院縁起	大本山本門寺	1982
曹洞宗 廣國山先照寺縁起	廣國山先照寺護持会	1986
富士宗学要集 第1～11・別巻	堀日亨編	1986～ 1942

書籍名	著者／発行機関名	発行年
西山本門寺文書	高橋肅道編	1989
静岡県史 資料編 1～25	静岡県	1989～ 1998
駿州大宮町横関本家袖日記 壺番・弍番・四番、五番・六番、七番、八番・九番、 拾番	富士宮市教育委員会	1996 ～2001
駿州富士郡大宮町 角田桜岳日記 一～五	富士宮市教育委員会	2004～ 2008
富士山本宮浅間大社流鏑馬調査報告書	富士宮市教育委員会	2007
上井出区有文書	富士宮市教育委員会	2012
旧上野村役場文書	富士宮市教育委員会	2014
史跡富士山 大宮・村山口登拝道調査報告書	富士宮市教育委員会	2016
旧北山村役場文書	富士宮市教育委員会	2018
角田家文書	富士宮市教育委員会	2021

歴史資料

書籍名	著者／発行機関名	発行年
富士宮市水道五十年史	富士宮市水道部	1985
市行政から見たオウムの記録	富士宮市	1998

③民俗文化財

有形の民俗文化財

書籍名	著者／発行機関名	発行年
伝狩野元信筆「富士曼荼羅」に就て (『三田文学』芸術特輯第2輯)	江口正一／三田文学会	1942
静岡県民俗資料緊急調査報告書	静岡県教育委員会	1966
富士山麓石造物総集	富士宮北高等学校郷土研究部	1968～ 1969
道祖神のふるさと 性と石神と民俗習俗	伊藤堅吉・遠藤秀男	1972
富士川流域民俗調査資料集 行人塚	富士宮北高等学校郷土研究部	1972
芝川の石造物 神々の舞	芝川町教育委員会	1977
富士宮の道祖神	遠藤秀男	1981
富士宮碑文の人を訪ねて ふるさとの史実	佐野十三郎	1986
富士宮市石造物調査 (1) 富丘の石造物	富士宮市教育委員会	1993
人穴浅間神社の碑塔と拓影	富士市立博物館	1999
富士宮市石造物調査 (2) 富士宮市の道祖神	富士宮市教育委員会	2002
静岡の力石	高島愼助・雨宮清子	2011
富士宮市石造物調査 (3) 富士宮市の道祖神 改訂版	富士宮市教育委員会	2013
静岡の力石 2	高島愼助・雨宮清子	2014
参詣曼荼羅の研究	大高康正／岩田書院	2021
しずおかの文化 6 ふじのくに文化財	公益財団法人静岡県文化財団	2023
富士宮の歴史 民俗編	富士宮市教育委員会	2025

無形の民俗文化財

書籍名	著者／発行機関名	発行年
民俗調査報告富士宮 昭和 47 年度	富士宮北高等学校郷土研究部	1972
道祖神のふるさと 性と石神と民俗習俗	伊藤堅吉	1972
静岡県民俗地図 民俗文化財分布調査報告書	静岡県教育委員会	1978
静岡県の年中行事	富山昭／静岡新聞社	1981

書籍名	著者／発行機関名	発行年
無形の民俗文化財 記録 第34集 盆行事Ⅱ 静岡県	文化庁文化財保護部	1991
富士宮のまつり	富士宮市	1993
静岡県の民俗芸能 静岡県民俗芸能緊急調査報告書	静岡県教育委員会	1997
静岡県指定無形民俗文化財 富士宮ばやし	富士宮市教育委員会	1994
山と森のフォークロア —富士山を語るシンポジウム全記録	(財)静岡県文化財団静岡県環境民俗研究会共著	1996
上稲子の民俗	早稲田大学第二文学部民俗調査団	1999
内房の民俗	東京学芸大学地域研究学科岩田研究室	1999
静岡県の祭り・行事 静岡県祭り・行事調査事業報告書	静岡県教育委員会	2000
中部地方の民俗芸能 4	三隅治雄・大島暁雄・吉田順子編	2006
富士山本宮浅間大社流鏑馬調査報告書	富士宮市教育委員会	2007
富士宮の歴史 民俗編	富士宮市教育委員会	2025

④記念物

遺跡（史跡）・考古資料・埋蔵文化財

書籍名	著者／発行機関名	発行年
富士の研究Ⅳ 富士の遺跡	柴田常恵	1928
静岡県遺跡地名表 埋蔵文化財包蔵地一覧	静岡県教育委員会	1961
静岡県の古代文化—静岡県遺跡地名表—解説篇	静岡県教育委員会	1963
大石原千居遺跡 静岡県富士宮市日蓮正宗総本山大石寺所有地内遺跡 第1次発掘調査概報	大石原千居遺跡発掘調査団	1970
大石原千居遺跡 静岡県富士宮市日蓮正宗総本山大石寺所有地内遺跡 発掘調査概報（第1次、第2次）	大石原千居遺跡発掘調査団	1972
月の輪平・月の輪下・南部谷戸遺跡の概要	月の輪遺跡発掘調査団／富士宮市教育委員会	1972
駿河小塚	芝川町教育委員会・沼津考古学研究所	1972
千居	小林真一編／加藤学園考古学研究部	1975
滝戸遺跡発掘調査（第Ⅰ次）概報	富士宮市教育委員会	1977
滝戸遺跡発掘調査（第Ⅱ次）概報	富士宮市教育委員会	1978
西富士道路埋蔵文化財発掘調査（富士宮地区）概報	静岡県教育委員会・日本道路公団名古屋建設局	1979
大室古墳墳丘実測調査報告	大室古墳実測調査団／富士宮市教育委員会	1979
西富士道路埋蔵文化財発掘調査（富士宮地区）概報Ⅱ	静岡県教育委員会・日本道路公団名古屋建設局	1980
静岡県歴史の道調査報告書—身延道・本坂通（姫街道）—	静岡県教育委員会	1980
滝戸遺跡発掘調査（第Ⅲ次）概報	富士宮市教育委員会	1980
富士宮市文化財調査報告書 1 月の輪遺跡群	富士宮市教育委員会	1981
富士宮市文化財調査報告書 2 月の輪遺跡群Ⅱ	富士宮市教育委員会	1981
富士宮市文化財調査報告書 3 滝ノ上遺跡	富士宮市教育委員会	1981
小塚遺跡Ⅱ	柴川町教育委員会	1981
西富士道路埋蔵文化財発掘調査（富士宮地区）概報Ⅲ	静岡県教育委員会・日本道路公団名古屋建設局	1981
静岡県の中世城館跡	静岡県教育委員会	1981
富士宮市文化財調査報告書 4 月の輪遺跡群Ⅲ（月の輪平・月の輪上）	富士宮市教育委員会	1982
富士宮市文化財調査報告書 5 代官屋敷遺跡	富士宮市教育委員会	1982

第4章 文化財に関する既往の調査

書籍名	著者／発行機関名	発行年
上石敷遺跡発掘調査概報	富士宮市教育委員会	1982
権現遺跡発掘調査概報	富士宮市教育委員会	1982
富士宮市文化財調査報告書 6 若宮遺跡	富士宮市教育委員会／日本道路公団名古屋建設局／静岡県教育委員会	1983
滝戸遺跡発掘調査（第Ⅳ次）概報	富士宮市教育委員会	1983
富士宮市文化財調査報告書 7 沼久保坂上遺跡	富士宮市教育委員会	1985
富士宮市文化財調査報告書 8 上石敷遺跡	富士宮市教育委員会	1985
南原遺跡	芝川町教育委員会	1985
探訪 縄文の遺跡 東日本編	戸沢充則編 (馬飼野行雄)	1985
富士宮市文化財調査報告書 9 黒田向林遺跡	富士宮市教育委員会	1986
富士宮市文化財調査報告書 10 富士宮市古墳実測調査報告書	富士宮市教育委員会	1987
富士宮市文化財調査報告書 11 駿州富士郡二股村石経塚	富士宮市教育委員会	1987
富士宮市文化財調査報告書 12 小松原 A 遺跡	富士宮市教育委員会	1989
富士宮市教育委員会報告書 13 渋沢遺跡	富士宮市教育委員会	1989
国分寺・国府台遺跡	静岡県教育委員会	1990
富士宮市遺跡分布調査略報	富士宮市教育委員会	1990
富士宮市のあけぼの	富士宮市教育委員会	1990
富士宮市文化財調査報告書 14 丸ヶ谷戸遺跡	富士宮市教育委員会	1991
富士宮市文化財調査報告書 15 稲干場遺跡	富士宮市教育委員会	1991
葛谷城調査概要	葛谷峠埋蔵文化財発掘調査団・南部町委員会・芝川町教育委員会	1991
報告書 6 号 富士山村山口登山道跡調査報告書 市制 50 周年記念事業	富士宮市立郷土資料館	1993
富士宮市文化財調査報告書第 16 集 富士宮市の遺跡	富士宮市教育委員会	1993
富士宮市文化財調査報告書第 17 集 猪之頭養鱒場内遺跡	富士宮市教育委員会	1994
富士宮市文化財調査報告書第 18 集 峯石遺跡	富士宮市教育委員会	1994
富士宮市文化財調査報告書第 19 集 月の輪遺跡群Ⅳ	富士宮市教育委員会	1994
富士宮市文化財調査報告書第 20 集 木ノ行寺遺跡	富士宮市教育委員会／静岡県教育委員会	1995
富士山表口「中宮八幡堂跡」一村山口登山道跡芝刈り事業に伴う確認調査報告一	富士宮市教育委員会	1995
小塚遺跡Ⅲ・Ⅳ	芝川町教育委員会	1995
小塚遺跡Ⅴ	芝川町教育委員会	1995
富士宮市文化財調査報告書第 21 集 月の輪遺跡群Ⅴ	富士宮市教育委員会	1996
富士宮市文化財調査報告書第 22 集 浅間大社遺跡	富士宮市教育委員会	1996
葛谷城と山静地方の城館	葛谷峠埋蔵文化財発掘調査団・南部町教育委員会・芝川町教育委員会	1996
富士宮市文化財調査報告書第 23 集 滝戸遺跡	富士宮市教育委員会	1997
静岡県の重要遺跡 静岡県内重要遺跡詳細分布調査報告書	静岡県教育委員会	1998
静岡県の中世城郭跡	静岡県教育委員会	1999
静岡県歴史の道 身延街道	静岡県教育委員会	1998
史跡めぐり	富士宮市文化財愛好会	1999
富士宮市文化財調査報告書第 24 集 元富士大宮司館跡	富士宮市教育委員会	2000
富士宮市文化財調査報告書第 25 集 石敷遺跡	富士宮市教育委員会	2000
富士宮市文化財調査報告書第 26 集 箕輪 A 遺跡	富士宮市教育委員会	2001

書籍名	著者／発行機関名	発行年
富士宮市文化財調査報告書第27集 丸ヶ谷戸遺跡Ⅱ	富士宮市教育委員会	2001
富士宮市文化財調査報告書第28集 史蹟人穴Ⅱ	富士宮市教育委員会	2001
富士宮市文化財調査報告書第29集 村山浅間神社遺跡	富士宮市教育委員会	2002
富士宮市文化財調査報告書第30集 富士宮市の遺跡Ⅱ	富士宮市教育委員会	2003
富士宮市文化財調査報告書第31集 浅間大社遺跡Ⅱ	富士宮市教育委員会	2003
静岡県の古代寺院・官衛遺跡	静岡県教育委員会	2003
大鹿窪遺跡・窪B遺跡（遺構編）	芝川町教育委員会	2003
富士宮市文化財調査報告書第32集 塚本古墳	富士宮市教育委員会	2004
窪C遺跡	芝川町教育委員会	2004
辻遺跡	芝川町教育委員会	2004
富士宮市文化財調査報告書第33集 富士宮市の遺跡Ⅲ	富士宮市教育委員会	2005
富士宮市文化財調査報告書第34集 大中里坂下遺跡	富士宮市教育委員会	2005
富士宮市文化財調査報告書第35集 大室遺跡	富士宮市教育委員会	2005
村山浅間神社調査報告書一遺跡範囲確認調査編一	富士宮市教育委員会	2005
猫沢遺跡	芝川町教育委員会	2006
大鹿窪遺跡・窪B遺跡（遺物編）	芝川町教育委員会	2006
富士宮市文化財調査報告書第36集 滝戸遺跡Ⅱ	富士宮市教育委員会	2007
富士宮市文化財調査報告書第37集 丸塚遺跡	富士宮市教育委員会	2007
富士宮市文化財調査報告書第38集 三ツ室遺跡	富士宮市教育委員会	2007
富士宮市文化財調査報告書第39集 富士宮市の遺跡Ⅳ	富士宮市教育委員会	2008
富士宮市文化財調査報告書第40集 東田遺跡	富士宮市教育委員会	2009
富士宮市文化財調査報告書第41集 神祖遺跡	富士宮市教育委員会	2009
村山浅間神社遺跡	静岡県教育委員会	2009
浅間大社遺跡・山宮浅間神社遺跡	静岡県教育委員会	2009
大宮・村山口登山道	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所	2009
富士山頂信仰遺跡	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所	2009
富士宮市文化財調査報告書第42集 国指定史跡千居遺跡範囲確認調査報告書	富士宮市教育委員会	2010
富士宮市文化財調査報告書第43集 代官屋敷遺跡Ⅱ	富士宮市教育委員会	2010
富士宮市文化財調査報告書第44集 峯石遺跡Ⅱ	富士宮市教育委員会	2012
富士宮市遺跡地図 第4版	富士宮市教育委員会	2013
富士宮市文化財調査報告書第45集 富士宮市内遺跡分布調査報告書	富士宮市教育委員会	2013
富士宮市文化財調査報告書第46集 浅間大社遺跡Ⅲ	富士宮市教育委員会	2013
富士宮市文化財調査報告書第47集 丸ヶ谷戸遺跡Ⅲ	富士宮市教育委員会	2013
富士宮市文化財調査報告書第48集 元富士大宮司館跡Ⅱ	富士宮市教育委員会	2014
富士宮市文化財調査報告書第49集 山宮浅間神社遺跡	富士宮市教育委員会	2015
富士宮市文化財調査報告書第50集 村山浅間神社遺跡Ⅱ	富士宮市教育委員会	2016
富士宮市文化財調査報告書第51集 富士宮市の遺跡Ⅴ	富士宮市教育委員会	2016
富士宮市文化財調査報告書第52集 富士宮市の遺跡Ⅵ	富士宮市教育委員会	2017
史跡大鹿窪遺跡発掘調査総括報告書	富士宮市教育委員会	2018
図録 富士宮市の遺跡	富士宮市教育委員会	2018
静岡県の中近世墓 基礎資料編	静岡県教育委員会	2019
史跡富士山発掘調査報告書	静岡県教育委員会	2020

書籍名	著者／発行機関名	発行年
史跡富士山発掘調査報告書	富士宮市教育委員会	2020
静岡県の中近世墓 総括・地域報告編	静岡県教育委員会	2021
静岡県的前方後円墳—総括編—	静岡県教育委員会	2021
富士宮市の遺跡Ⅶ	富士宮市教育委員会	2021
史跡大鹿窪遺跡発掘調査報告書—史跡整備に伴う再発掘調査—	富士宮市教育委員会	2022
村山浅間神社遺跡発掘調査報告書—駐車場整備に伴う発掘調査—	富士宮市教育委員会	2023

名勝

書籍名	著者／発行機関名	発行年
静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書 12集 川合治榮「白糸の瀧」	静岡県図書館協会	1978
名勝に関する総合調査 —全国的な調査（所在調査）の結果—報告書	文化庁文化財保護部	1991

天然記念物

書籍名	著者／発行機関名	発行年
歴史地理 36巻第1号 富士山号	日本歴史地理学会	1920
富士の研究Ⅴ 富士の地理と地質	石原初太郎	1928
富士の研究Ⅵ 富士の動物・富士の植物	岸田久吉・矢部吉禎	1928
富士山 富士山総合学術調査報告書	国立公園協会編	1971
静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書 第9集 杉本順一「天子ヶ岳の原始林と瓔珞躑躅」	静岡県図書館協会	1978
静岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書 12集 川合治榮「湧玉池に就て」	静岡県図書館協会	1978
富士宮市の保存樹・保存湧水池	富士宮市	1980
富士山の溶岩洞穴・溶岩樹型の地質学的観察 （『洞人』第2巻第3号）	小川孝徳／日本洞窟協会	1980
静岡県の自然景観—その地形と地質	土隆一編著／静岡県自然保護課企画	1985
富士宮の自然 第一次富士宮市域自然調査研究報告書	富士宮市	1987
富士宮市の植生 緑の実態調査と緑の保全・創造に対する植生学的研究	宮脇昭／富士宮市	1987
遠州の自然 12号	遠州自然研究会	1989
昆虫・白糸神代杉	富士宮市教育委員会	1990
富士山の自然と砂防 初版・改訂版	建設省富士砂防工事事務所	1990 2001
富士宮の火山洞窟	富士宮市立郷土資料館	1991
富士宮市北部朝霧地域地下水調査研究報告書	富士宮市	1992
富士宮の野鳥	日本野鳥の会富士宮支部 ／富士宮市教育委員会	1992
富士宮の野草 改訂版	富士宮市理科同好会	1993
富士山登山道 表口 茂良山	村山登山道保存観光資源 化推進協議会	1993
富士宮の自然 第二次富士宮市域自然調査研究報告書	富士宮市	1994
富士宮市域地下水調査報告書	富士宮市	1996
資料集 富士山大沢崩れ	国土交通省中部地方整備 局富士砂防工事事務所	2001
富士山頂の自然	増沢武弘	2002
富士宮の自然 第三次富士宮市域自然調査研究報告	富士宮市	2004

書籍名	著者／発行機関名	発行年
書		
静岡県の天然記念物（地質鉱物） 天然記念物緊急調査（地質鉱物）報告書	静岡県教育委員会	2004
富士宮の自然 第四次富士宮市域自然調査研究報告書	富士宮市	2012
東海自然誌 静岡県自然史研究報告 6号	ふじのくに地球環境史ミュージアム	2013
南アルプスカモシカ保護地域 特別調査報告書	静岡県教育委員会	2016
まもりたい静岡県の野生動物 静岡県レッドデータブック 2019 動物編	静岡県くらし・環境部環境局自然保護課	2019
富士宮の自然 第五次富士宮市域自然調査研究報告書	富士宮市	2020
まもりたい静岡県の野生生物 静岡県レッドデータブック 2020 植物・菌類編	静岡県くらし・環境部環境局自然保護課	2020
富士宮の歴史 自然環境編	富士宮市教育委員会	2023

⑤文化的景観

書籍名	著者／発行機関名	発行年
静岡県の文化的景観総合調査報告書	静岡県教育委員会	2022

⑥伝統的建造物群

伝統的建造物群を対象とする調査は実施していません。

⑦文化財の保存技術

文化財の保存技術を対象とする調査は実施していません。

⑧文化的所産（地名・伝承・方言・民謡等）

書籍名	著者／発行機関名	発行年
嶽雪之露滴・その他の人物関連	木本竹窓・木本初藏	1940
史話と伝説 富士山麓の巻	松尾四郎	1958
人穴と家康 富士西麓の伝説	遠藤秀男	1963
富士山 史話と伝説	遠藤秀男	1967
富士山麓 伝承の旅	遠藤秀男	1970
富士の研究4 富士の文学	高柳光寿	1973
富士山の謎	遠藤秀男	1974
静岡県人	遠藤秀男	1974
富士宮むかし語り	遠藤秀男	1975
ふるさと百話 第17巻	静岡新聞社	1976
静岡県下の方言 37 方言録音集 自然会話	静岡県方言研究会	1976
富士山の洞穴探検 怪奇と伝説	遠藤秀男	1983
静岡大学		
静岡県の民謡 民謡緊急調査報告書	静岡県教育委員会	1986
富士山よもやま話	遠藤秀男	1989
富士宮の文学散歩	富士宮市立中央図書館	1989
なつかしの町名をたずねて—富士宮市町名今昔—	富士宮市教育委員会	1992
富士宮ふるさと再発見 富士宮 43ヶ町村の歴史地名事典	遠藤秀男	1996
富士山歴史散歩	遠藤秀男	1996
静岡県ころのうた	静岡県教育委員会	1996
紙芝居にまとめた 富士宮に伝わるおはなし 第1・	富士宮市地域婦人団体連	2001～

第4章 文化財に関する既往の調査

書籍名	著者／発行機関名	発行年
2 集	絡会 富士宮に伝わるおはなし実行委員会	2016
富士山の謎と奇談	遠藤秀男	2007
富士宮の昔話と伝説—ふじのみや再発見— 新訂版	「富士宮の昔話と伝説」製作委員会	2012
富士山南麓ものがたり 随想集	遠藤秀男	2015
徳川家康と本門寺堀 第四回全国小水力発電大会 in 富士宮開催記念	富士宮市環境企画課環境エネルギー室	2018

2 文化財の調査の現状と課題

これまでの調査の内容を見ると、旧富士宮市域と旧芝川町域で調査の進捗状況に差があります。これを踏まえ、市域の文化財を類型別に旧富士宮市域・旧芝川町域に分けた今後の調査について課題となる点は下表のとおりです。

なお調査には、文化財の存在を把握するための「把握調査」、文化財の学術的な価値を判明させるための「詳細調査」、かつて調査がなされていますが古いため再評価するために行う「再調査」、現在の状況を確認するための「現況調査」があります。

表 4-1 富士宮市における未指定文化財の調査状況

本計画における文化財				富士宮	芝川	調査の状況	
文化財保護法が規定する文化財	文化財保護法の6類型の文化財	有形文化財	建造物		○	▲	全：県による調査で近世社寺建築・近代化遺産・近代和風建築を把握しているが、実測等の詳細調査が未実施。 富：寺社等の歴史的建造物の把握・詳細調査が完了。実施から年数が経過しているため現況調査が必要。 芝：寺社等の歴史的建造物把握調査は一部調査に留まる。
			美術工芸品	絵画	▲	▲	富：富士山信仰や特定地区の把握に留まる。 芝：特定の寺院の把握に留まる。
				彫刻	▲	▲	富：特定地区の把握に留まる。富士山信仰に関わるものは詳細調査が完了。 芝：特定の寺院の把握に留まる。
				工芸品	▲	▲	全：特定地区の把握に留まる。 芝：特定の寺院の把握に留まる。
				書跡・典籍	▲	▲	全：特定地区の把握に留まる。 芝：特定寺院の把握に留まる。
				古文書	▲	▲	全：区誌等に記載があるものや令和の市史編さん事業等で調査したものについては把握。市で報告書を作成したものについては、詳細調査が完了。
				考古資料※	▲	▲	全：開発に伴う発掘調査によって出土したもので、報順次把握・詳細調査が進行。
				歴史資料	▲	▲	全：区誌等に記載があるものや令和の市史編さん事業等で調査したものについては把握。
		無形文化財		×	×	未実施。	
		民俗文化財	有形の民俗文化財	▲	▲	全：特定地区や令和の市史編さん事業等で調査したものについては把握。	
			無形の民俗文化財	▲	▲	富：区誌が作成されている地区については暮らし等の把握を実施しているが、未実施の地区もある。 芝：特定地区について暮らし等の把握が完了しているが、多くが未実施。	

	記念物	遺跡（史跡）	▲	▲	全：道については把握。戦争に関わる遺跡等は未実施。
		名勝地（名勝）	▲	○	富：特定地区の把握に留まる。 芝：国の調査・町誌で把握。
		動物・植物・地質鉱物 （天然記念物）	○	○	全：7年に1度の調査で把握調査が完了。
	文化的景観	▲	▲	全：区誌や景観賞などで把握されているが、全容は把握できていない。	
		伝統的建造物群	×	×	全：未実施。
	埋蔵文化財包蔵地	▲	▲	全：踏査や試掘確認調査により、範囲や内容が把握。学術調査や記録保存のため一部は詳細調査実施。	
	文化財の保存技術	×	×	全：未実施。	
	文化的所産（地名・伝承・方言・民謡等）	○	▲	全：地名・伝承・民謡は把握調査が完了。 方言は特定地区の把握に留まる。	

凡例 ○：おおむね調査ができている、▲：部分的に実施、×：未実施

全：全域、富士宮・富：旧富士宮市域、芝川・芝：旧芝川町域

※埋蔵文化財を含む

類型別に見た、文化財の把握と調査の課題は次のとおりです。

有形文化財のうち建造物は、寺社等の歴史的建造物の把握調査が必要な地域と現況調査が必要な地域があります。また県による調査で把握された民家や近世社寺建築・近代化遺産・近代和風建築については、現況調査・詳細調査が必要です。

有形文化財（美術工芸品）のうち、古文書・歴史資料については令和の富士宮市史編さん事業において把握調査を実施しましたが、点数が膨大なものについては全容が解明できていないため、詳細調査が必要です。

民俗文化財は、区誌編さんや令和の富士宮市史編さん事業で一部の把握調査が実施されていますが、地区ごとの民俗の全面的な把握に至っていないため、これらの把握調査を実施する必要があります。

記念物のうち、遺跡については戦争関連の遺跡について十分に把握できていません。名勝については地区ごとに把握状況に偏りがあるため、全容を把握するための調査が必要です。

文化的景観は、富士山の水を利用した景観や北部地域の景観等、一部把握ができていますが、全容を把握するための調査が必要です。

無形文化財・伝統的建造物群・文化財の保存技術は、把握調査が未実施です。

文化的所産のうち、方言については地区ごとに把握状況に偏りがあるため、全容を把握するための調査が必要です。

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

1 めざすべき将来像

富士宮市は富士山の南西麓に位置します。富士山は豊かな自然で多くの恵みをもたらす一方で、噴火や土砂災害等の脅威ももたらしました。富士宮の先人達は、自然災害の脅威に対応しながら富士山の恩恵を巧みに利用して、この地で生活を営み、今の本市の礎を築いてきました。

また、富士宮市は東西・南北のみちを介して周辺と関わり、影響を受けながら歴史文化を育んできました。

このような特性から、市内には地域ごとに魅力のある文化財が数多く存在しています。

しかし、文化財は継承基盤となる地域コミュニティの希薄化や少子高齢化などにより、これまでのような所有者・地域による保存・継承が難しくなっています。

その一方で、世界文化遺産への登録を機に、文化財を地域資源としてまちづくりに活かす期待も高まっています。

富士宮市は第5次総合計画において、目指す都市像として「富士山の恵みを活かした元気に輝く国際文化都市」を掲げていますが、先人達が残した文化財は、まさに富士山の恵みの象徴の1つであり、それらを知ることとおして郷土愛を育み、また保存・活用に努めることは、本市の目指す都市像の実現につながります。

そこで、本計画では目指すべき将来像を次のとおり設定します。

「富士山とともに生きた富士宮の歴史文化に誇りを持ち、

守り、未来へ活かす」

2 基本方針

1 の将来像を実現することを目指し、市域の文化財の保存と活用のため、今後の取り組みについては、以下の4つ基本方針で進めます。

基本方針1 掘り起こす（調査研究）

市内には、指定された文化財以外にも、各地域で守られてきた文化財が数多くあります。これらは、富士山とともに生きてきた富士宮ならではの特徴・魅力です。これらを調査・研究することは、新たな特徴・魅力を掘り起こすことにつながり、本市の歴史文化に誇りを持ち、守り、未来へ生かすための基礎となります。これまでの調査で把握されているものや、存在は知られていますが十分に調査されていないもの、まだ調査がされていないものなどの調査研究を進め、本市の魅力を掘り起こしていきます。

基本方針2 守り伝える（保存管理）

本市には富士山を始め数多くの魅力的な文化財があります。これらの文化財の価値を明らかにするとともに、文化財を適切な方法や環境で保存管理し、歴史文化を後世に守り伝えていきます。

基本方針3 誇りを持つ（情報発信）

本市の文化財は、少子高齢化、人口減少、地域コミュニティに対する市民の価値観の多様化などの社会の変化により、所有者や行政だけでは守ることが難しくなっています。情報発信やイベント・講座等を通じて、市民が歴史文化への理解を深め、郷土への愛着や誇りを持ち、大切に守り伝える思いを育みます。

市民が歴史文化を大切にしたい気持ちや、他の人にも富士宮の歴史文化の魅力を知って欲しいという気持ちは、文化財を持続的に未来へ活かすことにつながります。

基本方針4 未来へ活かす（活用）

本市の歴史文化に魅力を感じる様々な分野のファンと市が協力することで、観光や文化、教育やまちづくり等の様々な事業のなかでその魅力を活用しながら、富士山とともに生きてきた富士宮の歴史文化を未来に守り伝えていきます。

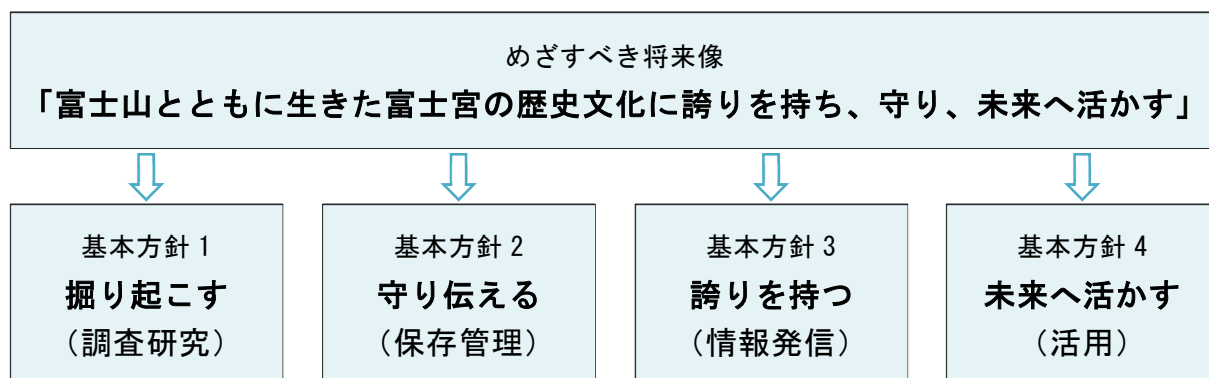


図 5-1 将来像と基本方針の相関図

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針と措置

第5章で述べた4つの基本方針ごとに、現状の課題を整理し、課題に対する方針と、具体的な措置についてまとめます。措置については、市費のほか国費（文化庁文化財関連補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）・県費（静岡県文化財保存費補助金、観光地域づくり整備事業費補助金等）や民間資金等を活用しながら進めていきます。

1 基本方針1の課題・方針と措置

基本方針1 掘り起こす（調査研究）

富士宮市では、第4章に示したとおり、これまでも様々な調査を実施してきました。しかし、文化財の所在について十分に把握しきれていない地区や類型があります。また、把握できているものの、その価値が明らかになっていないものもあります。

基本方針1では、これまでの調査で十分に把握しきれていない地区や類型については、把握に務め、把握できている文化財については、その価値を明らかにするため、それぞれ必要な調査を進めていきます。

【課題・方針】

課題①-A：絵画、工芸品、彫刻、書跡・典籍等の美術工芸品及び無形文化財、記念物の名勝地、伝統的建造物、文化財の保存技術は、市域全体を対象とした把握調査が未実施です。

⇒方針①-A：計画的な調査の実施による、市内の文化財把握。

課題①-B：美術工芸品のうち古文書と歴史資料、民俗文化財については、把握調査が一部に留まっています。特に、近代以降の戦争や年中行事等については、市内全体の状況が十分に把握できていません。

⇒方針①-B：市史編さん事業等や住民からの聞き取りを通じて全体像の把握を進めます。

課題①-C：伝承や地域の記憶等の文化的所産について、十分に把握できておらず、過疎化・高齢化の進展により知られずに失われてしまう危険性が高いです。

⇒方針①-C：市民と一体となった情報収集と把握調査を行います。

課題② 過去の調査等で把握した文化財について、現在の所在や保管状況について把握できていない文化財があります。

⇒方針② 過去の調査等に基づき市民や所有者・団体・学識者と協力して、現況調査を実施します。

課題③ これまでに把握調査を実施した文化財について情報が整理されておらず、学術的評価に必要な調査も十分にできていません。

⇒方針③ 調査により把握した文化財については、データベース化により一元管理をする

とともに、地域の歴史文化の理解に不可欠な文化財については、計画的な詳細調査を実施します。

課題④ 市には、書跡・典籍及び古文書、歴史資料並びに遺跡や埋蔵文化財を専門とする学芸員はいますが、この他の類型を専門とする職員は未配置であり、文化財の把握調査や詳細調査を実施する上では、人員と体制が不十分であり、調査の体制が万全とはいえません。

⇒**方針④** 文化財専門職員の計画的採用により、人員の確保と専門分野の多様化を進めるとともに、専門知識を有する民間の人材を積極的に活用します。

【措置】表 6-1 基本方針 1 の措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期
①-A	1	類型別把握調査	市域全体を対象とした無形文化財及び文化財の保存技術の把握調査の実施。		○		○	◎ 文化 (食まち) (環エネ)			
	2	把握調査計画の検討	類型別の把握調査の実施にむけて、専門家等の意見を聴取するなど、調査計画作成に向けた検討を行う。		○		○	◎ 文化			
①-B	3	富士宮市史編さん事業（継続）	旧市史や県史等で把握した古文書・歴史資料の現況調査・再調査を行う。また、市民から寄せられた情報等に基づき、把握調査を継続する。調査成果に基づき、『富士宮の歴史』を刊行する。	○	○	○	◎	◎ 文化			
	4	地域別民俗調査	市内の一定の地域ごと、年中行事を始めとする地域に伝わる民俗文化財全体の調査を行い、調査報告書としてまとめる。	○	○	○	◎	◎ 文化			
	5	戦争の歴史調査	戦争の記録や戦没者、戦車兵学校などの情報について把握調査を行う。		○			◎ 文化 (福企)			
①-C	6	地域の記憶調査事業	過去の町並みや行われていた行事・地域の文化など、交礼会により情報が伝わらず失われつつあるため、聞き取り調査等を行い、かつての記憶を保存する。	○	○			◎ 文化			
	7	地域の歴史文化掘り起こし事業	小中学校や地域の大人との協働で、地域に埋もれた身近な文化財を掘り起こす。	○		○	○	◎ 文化			
②	8	文化財現況調査	建造物など過去の調査で把握した文化財の現況を確認する。	○	○	○	◎	◎ 文化			
③	9	文化財情報データベース化事業	本市に関わる文化財について、一元的に管理できるよう情報を整理し、データベース化する。	○	○	○	○	◎ 文化			

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政	前期	後期	次期	
								主管 (連携)				
	10	詳細調査計画策定 検討	把握調査が完了した文化財の詳細 調査を行うための計画を検討する。		○	○	◎	◎	文化 (花緑)			
	11	詳細調査事業	把握調査が完了した文化財について、学識者との連携により、詳細調査を実施する。		○	○	◎	◎	文化 (花緑)			
④	12	文化財専門職員の 計画的採用・育成	人員の増員や専門分野の多様化を進めるとともに、研修等を充実させながら人材育成を行い、文化財の保存・活用の基礎となる文化財調査の体制を強化する。				○	◎	文化			
	13	地域人材連携事業	専門知識を有する市民を登録し、調査の際には、協力を呼びかける。	◎	○	◎	○	◎	文化			

【推進体制】

市民……文化財の保存活用に関心のある市民等

◎中心的役割

所有者……文化財の所有者・団体

○連携・協力

団体……保存活用団体、研究団体、観光・商工関係団体等・大学等

学識者……文化財保護審議会委員、学識経験者

行政……主管（庁内連携課）

【期間】

前期：R8～12年度（2026～2030年度）、後期：R13～17年度（2031～2035年度）、次期：R18～27年度（2036～2045年度）

2 基本方針2の課題・方針と措置

基本方針2 守り伝える（保存・管理）

本市の歴史文化の理解に欠かせない文化財は、指定等により確実な保存・活用を図るとともに、文化財個々の特性に応じた適切な方法や環境での保存・管理が必要ですが、十分に対応できていない文化財もあります。また、文化財の保存・管理には所有者や行政関係者だけではなく、市民の理解も必要であり、さらなる理解を得ていく必要があります。

これまで、文化財の保存・管理に関しては、行政が主導して取り組んできましたが、基本方針2では、従前の取り組みは維持しながら、不足する部分を市民や民間で補い、文化財を後世に伝えていきます。

【課題・方針】

課題① 詳細調査により重要性が判明しているものの、未指定のままの文化財があります。

⇒方針① 詳細調査の成果に基づき、重要性が認められるものは指定等による保護を図ります。また、新たな枠組による保護についても検討します。

課題② 世界文化遺産の構成資産となっている文化財を始めとする指定等文化財については、将来的な活用も視野に入れた整備と適切な管理の一層の充実が必要です。

⇒方針② 指定等文化財に対する計画的な整備事業の推進及び周辺環境を含めた保存の推進。

課題③-A：物価上昇や後継者不足など、文化財を取り巻く環境変化により、継承に困難をきたしている文化財が増えています。

⇒方針③-A：文化財所有者への技術的助言や修理・整備に係る経費に対する支援を行います。また、滅失のおそれがある文化財については現況を記録することで、後世に伝えます。

課題③-B：保存・管理の現状が十分に把握できていない民間所有の指定等文化財があります。特に市指定文化財についての現況把握が不足しています。

⇒方針③-B：指定等文化財の現況を確認する体制を整備し、定期的に状況を把握します。

課題④ 開発等により、文化財が影響を受ける可能性は避けられません。特に埋蔵文化財は地中にあるため、その存在に気づかず開発が及ぶおそれがあります。

⇒方針④ 文化財の保存に対する意識を高めると共に、規制や事業者との調整により、開発が文化財に及ぼす影響を抑えます。埋蔵文化財については、包蔵地の適切な把握に務め、開発の影響が避けられない場合は、記録保存を図ります。

課題⑤ 市民の力を、文化財の保存に十分に活かし切れていません。

⇒方針⑤ 文化財を守る活動を行っている市民団体との連携を強化します。

課題⑥ 市が所有する文化財の中には、保存環境が十分に整えられていないものがあります。

⇒方針⑥ 適切な保存を図るための施設を整備します。

【措置】表 6-2 基本方針 2 の措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期
①	14	文化財の新規指定・登録推進（継続）	文化財の適切な保存を念頭に、調査を終え、評価が固まったものについて指定・登録に向けた業務を実施する。		○		◎	◎	文化		
	15	市登録制度（仮）創設の検討	他市の登録制度の先行事例を収集し、本市らしい制度の在り方について市文化財保護審議会で検討する。				◎	◎	文化		
②	16	富士宮市世界遺産富士山基金（継続）	世界遺産富士山に係る保全と活用に充て、富士山の美しい自然と歴史・文化を後世に継承する。	○	○	○		◎	世界		
	17	富士山の環境保護・保全（継続）	マイカー規制により渋滞緩和と自然環境を保護する。また市民や団体と協力し、一斉清掃や富士山原生種（広葉樹）の植樹による自然林の復元を行う。	○		◎		◎	観光 花緑		
	18	富士山湧水池の環境保護・保全（継続）	湧水池の環境美化や自然環境等の保全のため、保存湧水池の指定・周知を行う。また所有者・ボランティアと協力して定期的に清掃を行う。	○	◎	○	○	◎	花緑 文化		
	19	湧玉池の現況・維持管理に関わる調査検討（継続）	定期的な観測の実施や、学識者に依頼して現況を調査し、文化庁・県とともに、今後の維持管理について検討する。	○	○	○	○	◎	文化 (花緑)		
	20	小田貫湿原の保全（継続）	富士山西麓で唯一の湿性植物群落である小田貫湿原の乾燥化を防ぐとともに、湿性植物や生物を保護する。	○			○	◎	花緑 (文化)		
	21	根原地区火入れ事業（継続）	一部がふるさと文化財の森に設定されている朝霧高原茅場の環境保全のために、定期的な火入れ事業を実施する。		◎			◎	花緑 上井出 (文化)		
	22	国史跡「富士山」整備事業（継続）	保存管理計画・整備基本計画等に基づき、浅間大社・村山浅間神社・人穴富士講遺跡・山宮浅間神社の整備事業を進める。また、今後の整備を検討する。		◎		○	◎	文化 (世界)		
	23	国名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備事業（継続）	保存管理計画・整備基本計画等に基づき、民有地の買い上げが進み次第、整備事業を進める。				○	◎	文化 世界		
	24	国史跡「大鹿窪遺跡」整備事業（継続）	令和6年度に整備事業を完了した史跡の周辺地の整備事業について検討する。				○	◎	文化 (世界)		

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政	前期	後期	次期	
								主管 (連携)				
②	25	保存活用計画作成事業	国指定文化財について、保存活用計画が未作成のものは作成し、作成済のものは改正を行う。	○	◎	◎	○	◎	文化 (世界)			
	26	重要遺跡発掘調査	史跡整備等に必要となる情報把握のための発掘調査の実施。		○	○	○	◎	文化			
	27	公開活用環境の維持・整備	文化財所有者や市民団体と連携し、整備した文化財の公開環境維持を図る。		○	◎		◎	文化 世界			
	28	市所有文化財修理計画作成事業	市が所有する文化財のうち、劣化・損傷が認められる文化財について、修理計画を作成する。	○	○	○	○	◎	文化			
③ A	29	文化財に関わる各種届出の指導 (継続)	文化財を適切に保護するため、所有者に文化財保護法等法令・条例に基づく届出を指導する。		◎			◎	文化			
	30	文化財保存修理事業支援 (継続・強化)	所有者が行う文化財の整備・修理事業における事前調査や計画作成への助言、クラウドファンディングや民間助成金等の資金調達に関する情報提供。	○	○	○	○	◎	文化			
	31	文化財補助金の交付 (継続)	文化財所有者が行う指定文化財の修理等に対して、経費の一部を補助する。		○			◎	文化 (国) (県)			
	32	登録文化財等に対する補助制度の検討	国登録文化財の修理等に対する市の補助制度について検討する。				○	◎	文化			
	33	無形の民俗文化財等の継承支援	継承が困難となっている行事などについて、理解者や協力者が増えるよう市民に働きかけるとともに、聞取や録画等により現況を記録保存する。		○		○	◎	文化			
	34	文化財のデジタル化	滅失のおそれがある文化財を対象に3Dなどのデジタル技術により記録保存を図る		○		○	◎	文化			
③ B	35	文化財所有者等との連絡体制構築	文化財所有者等と定期的に連絡を取りあうことで、文化財の現況を把握する。		◎	◎		◎	文化			
	36	文化財パトロール制度の整備	市指定文化財の定期的巡回による現況把握と、保存上の問題を抱える文化財については、市文化財保護審議会委員が所有者に指導する体制を構築する。	○	○	○	○	◎	文化			
④	37	文化財を守る意識の醸成 (継続)	文化財に親しむ機会等をとおして、文化財を守る意識の醸成を図る。					◎	文化			
	38	大規模太陽光発電設備・風力発電設備抑制事業 (継続)	富士山の景観などを守るため、大規模な太陽光発電と風力発電の建設を規制する。		○			◎	環エネ (企画) (都計)			

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)		前期	後期	次期
	39	埋蔵文化財包蔵地把握事業	踏査・試掘・確認調査の実施により、埋蔵文化財包蔵地の内容を適切に把握する。		○			◎ 文化				
	40	記録保存のための本発掘調査	開発による影響が避けられない埋蔵文化財について、発掘調査を行い記録保存する。	○	○	○	○	◎ 文化				
⑤	41	文化財保存・活用支援団体の指定・育成と支援	文化財を守る活動を行っている団体の指定・育成し、支援や新たな活動の創出を実施。				○	◎ 文化				
⑥	42	(仮称)郷土史博物館整備事業・収蔵施設整備	博物館整備により、適切な温度管理が可能となる収蔵庫を新設する。				○	◎ 文化				

3 基本方針3の課題・方針と措置

基本方針3 誇りを持つ（情報発信）

市民が歴史文化への理解を深め、郷土への愛着や誇りを持ち、大切に守り伝える思いを育むためのきっかけとして、まずは文化財について知る必要があります。

基本方針3では、市民が文化財を知るための情報発信や、文化財に触れるイベント・講座等についての取り組みを行います。

【課題・方針】

課題① 市民が文化財と触れ合う機会や歴史文化を持続的に学ぶ機会が少ないため、本市の歴史文化に関心を高める機会が限られています。

⇒**方針①** 歩く博物館探索会や体験学習、講演会、展示など文化財に触れるイベント等の実施を通じて、文化財と触れ合う機会を増やします。また富士山学習を始めとする学校教育や、広く市民が参加する講座等の社会教育と連携し、本市の歴史文化に関心を高めるきっかけを増やします。

課題② 本市の豊かな歴史文化について広報や新聞等を利用して情報発信をしていますが、市民の認知がなかなか進んでいません。

⇒**方針②** アナログ・デジタルを併用して機会をとらえた積極的な情報発信を行うと共に、現地の案内板等を充実させ、多言語対応なども行います。

【措置】表 6-3 基本方針3の措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政	前期	後期	次期	
								主管 (連携)				
①	43	文化財見学イベントの開催	本市の文化財を直接見て触れるきっかけを作り、市民の関心を高めるため、歩く博物館をはじめとした文化財を巡るツアーや遺跡の発掘調査現場、文化財の修理や整備現場での見学会・説明会などを開催する。	○	○	○	○	◎	文化			
	44	こども向け講座の開催	勾玉づくりや親子富士登山講座等、こどもたちが本市の文化財を見て触れることで、魅力を体感してもらう機会を創出する。	○	○	○	○	◎	文化 世界 社教			
	45	出張展示（継続）	公民館等で各地域に根差した多様な文化財について、直接見て触れるきっかけを作り、各地域の持つ歴史文化の背景や魅力について体感する機会を創出する。	○	○	○	○	◎	文化 (社教)			
	46	小・中学校の地域学習との連携（継続・強化）	「富士山学習」や「外国語ハンドブック」の活用など学校での学習と連携し、こどもや保護者が身近な歴史文化に触れる機会を増やす。	○	○	○	○	◎	文化 学教			

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政	前期	後期	次期	
								主管 (連携)				
①	47	歴史講座等の開催 (継続・強化)	幅広く市民に、本市の文化財について魅力を発信し、関心を高める機会を創出するため、公民館等講座・出前講座等で古文書解読講座や歴史講座を開催する。	○	○	○	○	◎	社教文化			
	48	(仮称) 郷土史博物館整備事業	既往調査成果をもとに展示を作成し、地域学習等に役立てる。また、情報発信の拠点として市内文化財の様々な情報を提供する	○	○	○	○	◎	文化			
②	49	富士山の日記念イベント (継続)	世界遺産富士山の魅力を発信するため、富士山の日に合わせてイベント等を開催する。	○		○		◎	世界 (各課)			
	50	世界かんがい施設遺産「北山用水」の公開周知 (継続)	令和5年度に世界かんがい施設遺産に登録された「北山用水」について、所有団体と共有して公開周知を行う。		◎	○	○	◎	文化 北山出張 河川 環エネ			
	51	景観賞事業 (継続)	本市の優れた景観形成に貢献している町並み、建築物、広場、水辺、森林、農地などや、活動団体などを募集・表彰し、その内容を広く公開することで景観に対する市民の意識を高め、美しいまちづくりを推進する。	○	○	○	○	◎	都計 (文化)			
	52	WEB等のメディアを活用した情報発信 (継続・強化)	富士宮の歴史文化専用サイトの構築などWEB等のメディアを活用した市民への情報発信や、マスコミへの情報提供により市外にも発信する。 また、多言語に対応する。	○	○	○	○	◎	文化 (広報)			
	53	文化財紹介パンフレットの作成	地域の身近な歴史文化を情報発信し、関心を高めるため、テーマごとに気軽に手にすることができるパンフレットを作成する		○	○	○	◎	文化 観光 世界			
	54	説明板等の付替と新設 (継続)	文化財の所在や内容の周知を図るため、老朽化した説明板等の付替・内容更新や新設を実施する。 また、多言語に対応する。		○		○	◎	文化 観光 世界			
	55	文化財の所在情報等の発信	本市の文化財の情報を集約し、破壊や散逸を防ぐために地図上に情報を統合し、市民がアクセスできるようにする。		○	○	○	◎	文化 (広報)			

4 基本方針4の課題・方針と措置

基本方針4 未来へ活かす（活用）

文化財は、本市の歴史文化に魅力を感じる様々な分野のファンによって活用されながら様々な人との関わりの中で守られていきます。

基本方針4では、文化財を活用したイベントの開催や関連する団体と協働した取り組みを行います。

【課題・方針】

課題① 市内の魅力ある文化財について観光資源やまちづくり、地域活性化に活かされていません。また文化財を活用する市民団体や文化財を所有する企業、市内外の博物館・大学との連携が十分ではありません。

⇒方針① 地域の様々な魅力を活かすことができる観光の提案やイベントの開催をととして、参加する市民や来訪者の拡大を目指します。またまちづくりや地域活性化において、市内の文化財が素材として活かされるよう、関係団体と連携します。文化財を活用する市民団体や文化財を所有する企業、市内外の博物館・大学との連携を強化します。

【措置】表6-4 基本方針4の措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期
①	56	世界遺産を活かした賑わいのあるまちづくり(中心市街地)	『富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想』に基づき、中心市街地を対象とし浅間大社の門前町の賑わいとおもてなしの心の再生、世界遺産となった貴重な文化的資源・歴史及び富士山の恵みを活かした、世界遺産にふさわしいまちづくりを目指す。	○	○	◎	○	◎			
	57	中心市街地まちあるきコースの設定	文化財だけでなく、飲食店なども含めて市街地・商店街を楽しめるコースを設定する。		○	◎	○	◎			
	58	歩く博物館コースの改訂・拡張	富士宮市内に点在する文化財を歩いて巡り、見て、触れ、感じてもらうために設定した24コースを、新たな調査結果に基づいて改訂・拡張する。		○	○	○	◎			
	59	自転車コースの設定	新たな観光アクティビティである電動自転車E-bikeを活用し、テーマに応じた市内周遊コースを設定する。		○	○	○	◎			

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政	前期	後期	次期	
								主管 (連携)				
①	60	史跡大鹿窪遺跡におけるイベント・講座の開催	令和6年度に整備を完了した史跡を気軽に来訪し、縄文時代の歴史文化に触れる場として活用するため、イベント・講座を開催する。			◎	○	◎	文化			
	61	白糸ノ滝季節イベント開催（継続）	整備事業が完了した場所を活用しイベントを行うことで、白糸ノ滝の来訪の機会を増やす。			◎	○	◎	世界観光 (文化)			
	62	食のまちづくり推進事業（継続）	市特産の食を活かしたまちづくりを推進し、食文化の継承を図る。		◎	◎	○	◎	食まち			
	63	地域の文化財等関連団体等との連携・支援	地域の活動団体と協力し、文化財の魅力発信や活用を図る。また、情報交換などを行う。		◎	◎	○	◎	文化観光 世界			
	64	しずおか遺産事業の推進	しずおか遺産に認定された芝川沿いの発電施設の歴史や施設を活用した観光プランの確立や展示・講座・講演会など各種事業を推進する。		◎	◎	○	◎	文化 (観光) (環エネ)			
	65	地域文化をほりおこす市民のつどいとの連携	市民団体と協力し、地域の歴史等を題材にした紙芝居の作成や講演を行う。また紙芝居の動画を市内各所で配信する。		○	◎	○	◎	社教 (文化)			
	66	文化財を活用した企画、ツアーの誘致	本市の文化財を活用したイベントやツアー等を誘致する。		○	◎		◎	文化観光			
	67	ガイドボランティアによる案内（継続）	市民や観光客に文化財を現地で案内する。			◎		◎	文化 世界観光			
	68	ボランティアガイドの育成支援	観光ガイドボランティアや世界遺産ガイドボランティアに対し、本市の文化財への理解を深めるため講座等を開催する。		○	○		◎	文化 世界観光			
	69	地域のイベント時に展示・講座等の開催	地域コミュニティの充実を図るため、自治会等と連携して展示や講座等を開催する。					◎	文化			
	70	歴史文化まちづくりコーディネーターの設置	市内の歴史文化や所有者等と市内外の関係団体をつなげる人材の育成と配置					◎	文化			
	71	魅力的景観の創出	無電柱化や朝霧地区景観形成ワークショップ会議などの推進により、富士山眺望と魅力的な景観の創出を図る	○	○	○		◎	都計 (道路) (文化)			
	72	博物館・大学と共同の文化財調査・刊行事業	博物館・大学等と本紙の文化財を調査し、成果を刊行・報告する。		○	○	○	◎	文化			
	73	(仮称)郷土史博物館での市民共同研究	調査研究の拠点となる博物館を整備し、市民の研究を補助したり、共同で調査研究を行ったりする。		○	○	○	◎	文化			

5 重点的に行う措置

（１）（仮称）富士宮市立郷土史博物館整備事業

富士宮市の歴史文化の拠点として、（仮称）富士宮市立郷土史博物館の整備を進めます。

市では、令和３年度に「（仮称）富士宮市立郷土史博物館基本構想」を策定しました。博物館は「富士宮市の歴史・文化を学び未来を拓く、人づくりの拠点」として、富士宮市の歴史文化を知っていただくことで、郷土への愛着や誇りを持つ市民を育てるとともに、学ぶ場所や実際に市内をめぐるきっかけの場として整備を計画しています。

また、これまで市内には十分な保存環境の収蔵施設がありませんでしたが、博物館には収蔵庫を整備することで、貴重な文化財を保存し、後世に伝えます。

富士宮の歴史文化を保存し、展示し、研究する施設として、また、学習や情報発信の場としてこの６章に位置づけた様々な措置についても、この施設を中心に展開することを想定しています。

関連する措置：No. 42、73

（２）世界遺産構成資産の環境整備事業

市内にある世界遺産の構成資産の環境整備事業を進めます。

史跡富士山の整備は、史跡「富士山」保存管理計画（静岡県）に基づき、構成する富士山本宮浅間大社、村山浅間神社、山宮浅間神社、人穴富士講遺跡の整備を中心に進めます。

今後は、各構成資産の活用を行うための保存活用計画を策定し、それに基づいて、構成資産ごとに整備計画を策定し、順次整備を行います。

名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」の整備は、名勝・天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画に基づき進めます。周囲の文化財との連携も検討していきます。

整備にあたっては、整備委員会を組織し、学識経験者の意見を聞きながら行い、各構成資産の価値や魅力を高め、訪れる人に伝えます。

関連する措置：No. 22、23、25、26、27



写真 6-1 富士山本宮浅間大社



写真 6-2 村山浅間神社

第7章 関連文化財群

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を、ストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものです。この設定により、未指定文化財についても、法・条例等で優先的に保護が推進されている指定等文化財と共にまとまりを持って扱うことができ、ストーリーの構成要素としての価値づけ・措置が可能となります。

本計画においては、本市の歴史文化を特徴づけ、その魅力をわかりやすく伝えるストーリーであるとともに、

- ①市民等が共感でき、歴史文化を活かしたまちづくり活動等の促進につながるもの
- ②市外からの来訪者にアピールでき、市内観光等のための回遊性の向上につながるもの
- ③核となる関連施設や歴史文化に関わるイベントなども含めて、多様な取り組みへの展開を見据えていること

の3点を念頭に、本計画期間においては第3章に掲げる歴史文化の特性を踏まえ、2つの関連文化財群を設定します。

歴史文化の特性		関連文化財群
1 富士山と生きる歴史文化 (1) 富士山に祈る	⇒	関連文化財群1 修験集落「村山」
1 富士山と生きる歴史文化 (2) 富士山の恵みと生きる	⇒	関連文化財群2 富士山の清流が織り成した近代産業

1 関連文化財群1 修験集落「村山」

【概要】

古より信仰の対象として畏敬された富士山。平安時代後期、噴火が収まった富士山で修業することで特別な力を得ようとした修験者たちは、興法寺（現村山浅間神社・大日堂、以下同）を活動拠点と定め、室町時代後期には富士登山者（道者）を山頂へいざなうようになりました。江戸時代を迎えると、村山に定住した修験者たちによって、興法寺がある集落「村山」は修験者たちが多く住まう特異な修験集落となります。

明治以降修験者たちは次第に村山を離れていきますが、今もなお集落には修験集落「村山」の痕跡が多く残されています。

【ストーリー】

平安時代以前、富士山は噴火を繰り返す恐ろしい山でしたが、平安時代後期に噴火が収まると、富士山の特別な力（験力）を得ようと修行する修験者が現れました。室町時代後期に入ると、興法寺は修験者の活動拠点となりました。そして富士登山が盛んになると、修験者たちは登山道や山中の諸堂の管理を担い、道者を山頂へといざなうようになりました。その中で東見付から西見付の参道を中心とする範囲は、開山期間中不浄の立ち入り等を禁止され

る特別な空間となっていました。さらに江戸時代に修験者が村山へ定住するようになると、興法寺がある集落「村山」は、集落の住民の半分以上が興法寺の関係者が住む特異な修験集落となりました。

明治時代初期の神仏分離令・修験禁止令の発布により興法寺は村山浅間神社・大日堂に分離し、修験者たちの中には村山を離れていきました。しかし村山は明治時代以降大きな開発が行われていないことから、修験集落の痕跡が多く残されています。

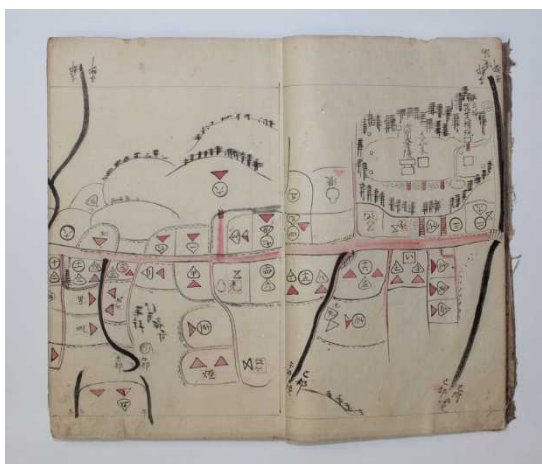


写真 7-1 江戸時代の村山の集落絵図
(村山浅間神社所蔵)



写真 7-2 開山祭の採灯護摩供



写真 7-3 紅葉天満宮奥之宮の石造物

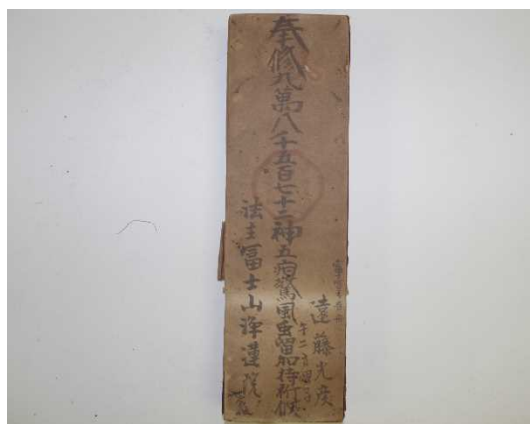


写真 7-4 虫封じの祈祷札 (村山浅間神社所蔵)

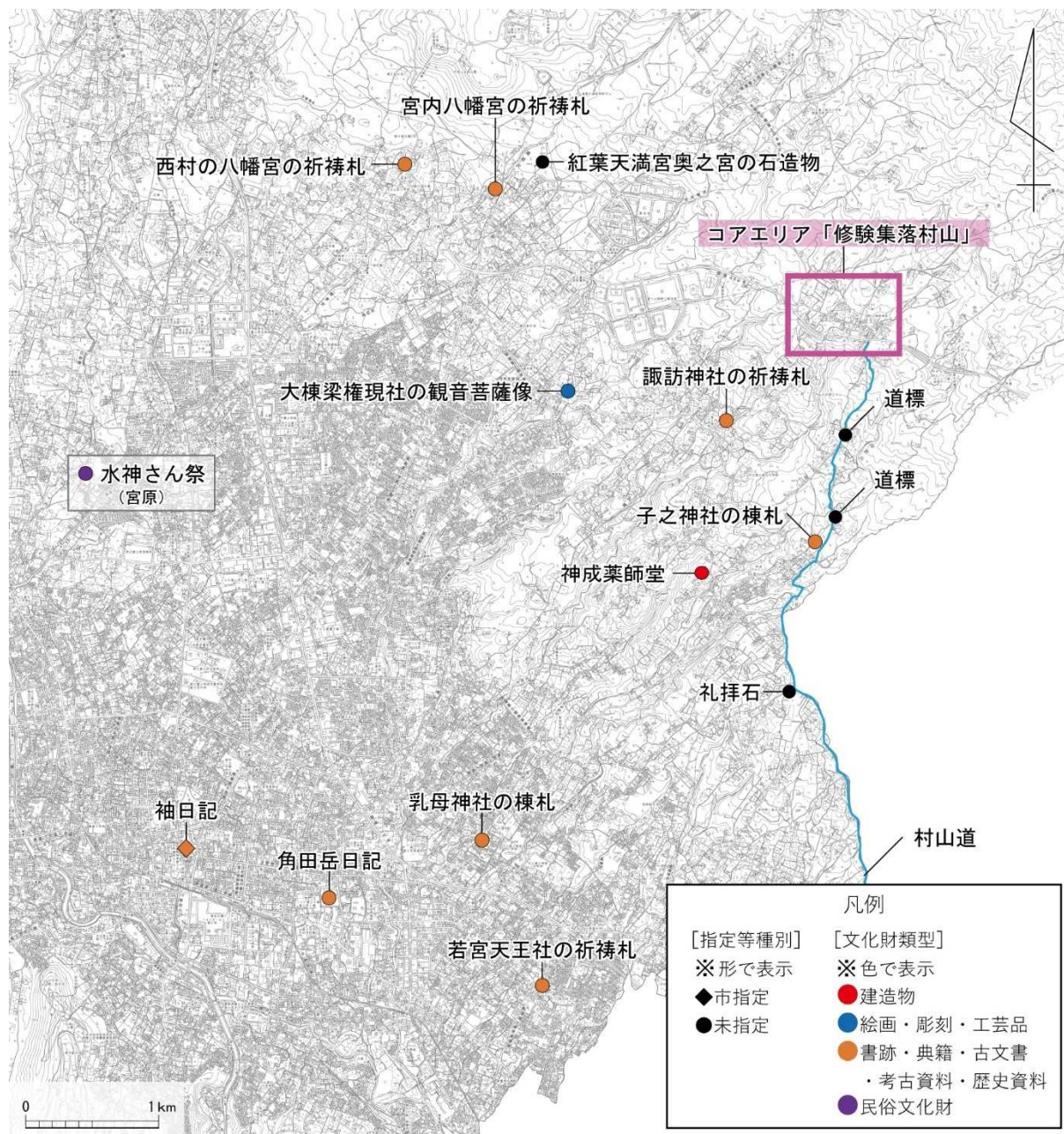


図 7-1 関連文化財群 1 修験集落「村山」の分布図

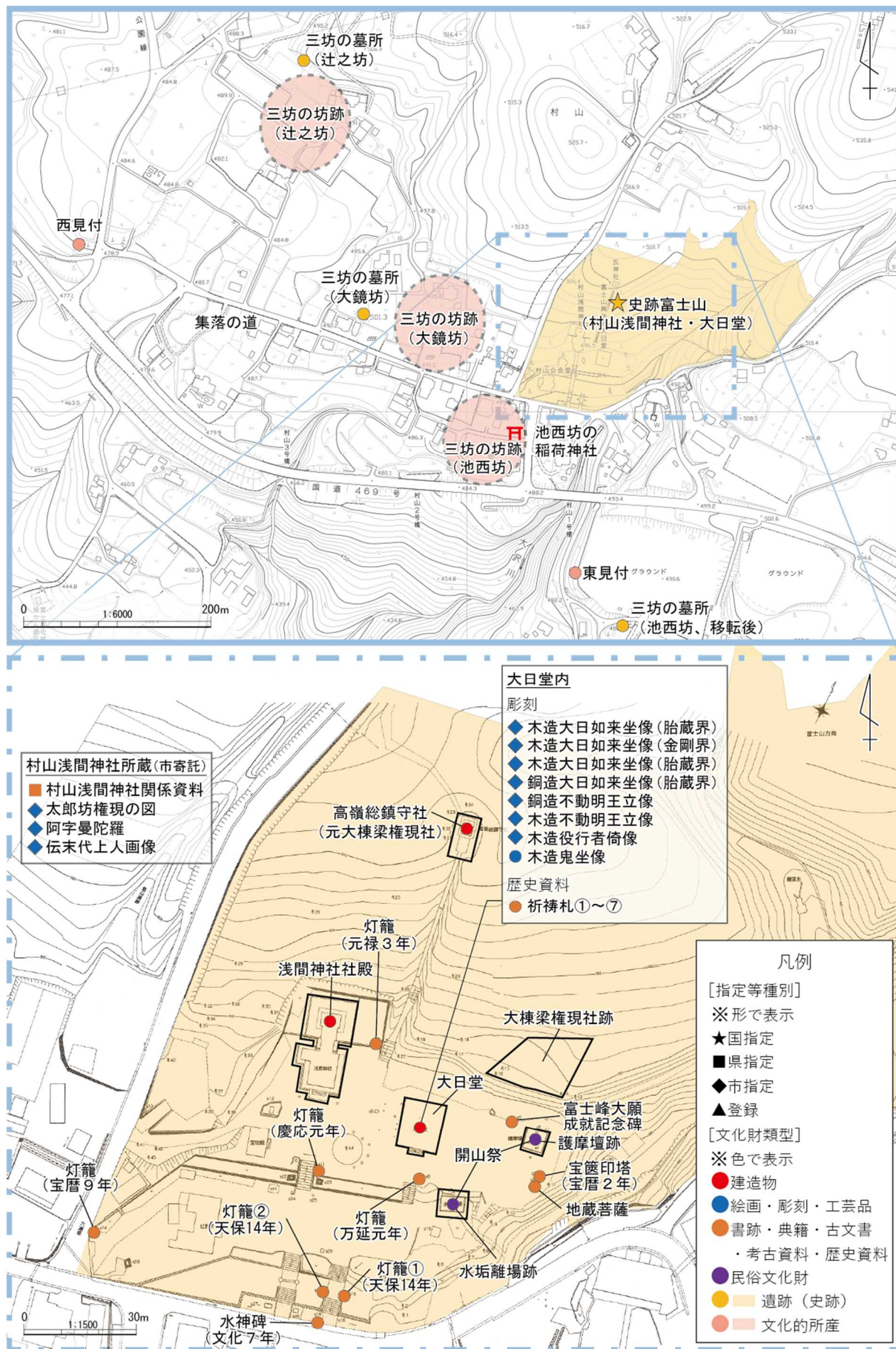


図 7-2 コアエリア「修験集落村山」

【構成する文化財】

No.	種別		指定等	文化財の名称	所在地	備考
1	有形	建造物		浅間神社社殿	村山	神仏分離によって境内富士浅間七社を相殿として造られた社。
2	〃	〃		大日堂	村山	興法寺の中心的な建造物。江戸時代末期建造か。
3	〃	〃		高嶺総鎮守社 (元大棟梁権現社)	村山	大棟梁権現社を明治初年に境内地高台に遷した社。
4	〃	美 工	絵 画	国 絹本著色富士曼荼羅図	静岡市 (寄託)	16世紀の富士参詣曼荼羅。
5	〃	〃	彫 刻	市 木造大日如来坐像 (胎蔵界)	村山	正嘉3年(1259)造立の木像。
6	〃	〃	〃	市 木造大日如来坐像 (金剛界)	村山	文明10年(1478)造立の木像。
7	〃	〃	〃	市 木造大日如来坐像 (胎蔵界)	村山	16世紀頃造立の木像。
8	〃	〃	〃	市 銅造大日如来坐像 (胎蔵界)	村山	中世後期ないし近世に遡る銅像。
9	〃	〃	〃	市 銅造不動明王立像	村山	応永24年(1417)造立の銅像。
10	〃	〃	〃	市 木造不動明王立像	村山	18世紀頃の造立の木像。
11	〃	〃	〃	市 木造役行者倚像	村山	慶長13年(1608)造立の木像。
12	〃	〃	工 芸 品	市 太郎坊権現の図	長貫 (寄託)	富士山に住む太郎坊という天狗を描いたとされる掛軸。
13	〃	〃	〃	市 阿字曼陀羅	長貫 (寄託)	大日如来を示す阿字が書かれた掛軸。
14	〃	〃	〃	市 伝末代人画像	長貫 (寄託)	興法寺の開祖末代を描いたと伝わる掛軸。
15	〃	〃	考 古 資 料	村山浅間神社遺跡 出土遺物	長貫	村山浅間神社遺跡の発掘調査で出土した考古遺物。
16	〃	〃	歴 史 資 料	県 村山浅間神社関係資料	長貫 (寄託)	村山浅間神社や修験者の子孫の家に伝来した資料群。
17	〃	〃	〃	村山浅間神社近代資料	長貫 (寄託)	近代の村山浅間神社で作成された文書・図面・写真等。
18	〃	〃	〃	聖護院雄仁親王碑伝木	村山	富士山峰入りの証に納めた碑。
19	〃	〃	〃	祈祷札①	村山	池西坊栄寿の採燈護摩供の祈祷札。
20	〃	〃	〃	祈祷札②	村山	別当三坊と一山衆徒による本尊秘密供の祈祷札。
21	〃	〃	〃	祈祷札③	村山	別当三坊と衆徒による富士山護摩供の祈祷札。
22	〃	〃	〃	祈祷札④	村山	修験者威光院による祈祷札。
23	〃	〃	〃	祈祷札⑤	村山	浄蓮院による本尊秘密供の祈祷札。
24	〃	〃	〃	祈祷札⑥	村山	富士山護摩供の祈祷札。
25	〃	〃	〃	祈祷札⑦	村山	村山の威光院による祈祷札。
26	〃	〃	〃	宝篋印塔(宝暦2年)	村山	池西坊の檀那、村山周辺の人々らが写経石を奉納したと伝わる。
27	有形	美	歴 史	富士峰大願成就記念碑	村山	村山の修験者大宝院秋山氏の屋敷跡より移

No.	種別			指定等	文化財の名称	所在地	備考
		工	資料				築した石碑。
28	〃	〃	〃		地蔵菩薩	村山	遠州の檀那が奉納した地蔵菩薩。
29	〃	〃	〃		灯籠（万延元年）	村山	池西坊の檀那が寄進した灯籠。
30	〃	〃	〃		灯籠（元禄3年）	村山	村山の修験者泉如坊が寄進した灯籠。
31	〃	〃	〃		灯籠（慶応元年）	村山	池西坊檀那の金龍講が寄進した灯籠。
32	〃	〃	〃		灯籠（宝暦9年）	村山	修験者龍宝院・宝光院らが西国巡礼供養に建てた灯籠。
33	〃	〃	〃		灯籠（天保14年）①	村山	神成・木伐山・栗倉等の金弊講が建てた灯籠。
34	〃	〃	〃		灯籠（天保14年）②	村山	神成・木伐山・栗倉等の金弊講が建てた灯籠。
35	〃	〃	〃		水神碑（文化7年）	村山	文化7年（1810）の年紀銘が入った水神碑。「富士山真面之図」には神社の前に水神碑が描かれている。
36	民俗	無形の民俗			開山祭	村山	明治時代以降に行われるようになった富士山の開山の行事。現在は護摩焚きや水垢離が行われる。
37	記念物	遺跡（史跡）			史跡富士山（村山浅間神社・大日堂）	村山	水垢離場跡や護摩壇跡、末代上人を祀る大棟梁権現社跡など、修験道にかかわる遺跡。
38	〃	〃			墓所（三坊）	村山	村山三坊（大鏡坊・池西坊・辻之坊）の墓所。池西坊の墓地は昭和時代に集落東側の現在地へ移転した。
39	文化的所産				東見付・西見付	村山	集落の東西の入り口には集落に入る人を監視する見付があったという。
40	〃				三坊の坊跡	村山	池村山三坊の建物跡地。池西坊の推定位置にある稲荷神社が、地域で池西坊の稲荷神社と呼ばれている。

※ コアエリア「修験集落『村山』」内の文化財

【課題・方針】

課題① 修験集落だった頃の痕跡として村山浅間神社境内の水垢離場・護摩壇・建物、集落内の墓所などがありますが、改変されたり地下に埋蔵されたりしたため見た目ではわからないものがあり、理解することが難しくなっています。

⇒方針① かつての修験集落全体の範囲や様相、明治時代以降の変化について十分に調査の上、修験に関わる文化財を保存しつつ、修験や個々の文化財について理解できるような解説サインの設置や、地下遺構の活用につながる整備を行います。

課題② 市内外の人が、富士山信仰や修験、興法寺や集落に関わる歴史・文化財を知ったり触れたりする機会が限られています。

⇒方針② 富士宮市立郷土資料館の出張展示や講座、ホームページ等を活用し、市内外への情報発信を強化します。また歴史・文化財の紹介パンフレットやリーフレットを作成し、見学イベントを開催するなど、歴史・文化財に触れる機会を創出します。

【措置】

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政	前期	後期	次期	
								主管 (連携)				
①	22	国史跡「富士山」整備事業（継続）	保存管理計画・整備基本計画等に基づき、浅間大社・村山浅間神社・人穴富士講遺跡・山宮浅間神社の整備事業を進める。また、今後の整備を検討する。		◎		○	◎	文化 (世界)			
	25	保存活用計画作成事業	国指定文化財について、保存活用計画が未作成のものは作成し、作成済のものは改正を行う。	○	◎	◎	○	◎	文化 (世界)			
	54-1	修験の拠点である村山の地域を巡るための説明板等の整備	村山地区に残された見付跡や墓所などを巡ることができる案内の整備を検討する。		○		○	◎	文化 (世界)			
②	43	文化財見学イベントの開催	本市の文化財を直接見て触れるきっかけを作り、市民の関心を高めるため、文化財を巡るツアーや遺跡の発掘調査現場、文化財の修理や整備現場での見学会・説明会などを開催する。	○	○	○	○	◎	文化			
	45	出張展示（継続）	公民館等で各地域に根差した多様な文化財について、直接見て触れるきっかけを作り、各地域の持つ歴史文化の背景や魅力について体感する機会を創出する。	○	○	○	○	◎	文化 (社教)			
	46	小・中学校の地域学習との連携（継続・強化）	「富士山学習」や「外国語ハンドブック」の活用など学校での学習と連携し、こどもや保護者が身近な歴史文化に触れる機会を増やす。	○	○	○	○	◎	文化 学教			
	47	歴史講座等の開催（継続・強化）	幅広く市民に、本市の文化財について魅力を発信し、関心を高める機会を創出するため、公民館等講座・出前講座等で古文書解説講座や歴史講座を開催する。	○	○	○	○	◎	社教 文化			
	52	WEB等のメディアを活用した情報発信（継続・強化）	富士宮の歴史文化専用サイトの構築などWEB等のメディアを活用した市民への情報発信や、マスコミへの情報提供により市外にも発信する。 また、多言語に対応する。	○	○	○	○	◎	文化 (広報)			

2 関連文化財群 2 富士山の清流が織り成した近代産業

【概要】

江戸時代以前から豊富な水で山裾の生活を支えてきた富士山。明治時代、その水は水力によって産業振興を目指す者たちの志に応え、製紙（近代洋紙）・電気事業を發展させました。さらに大正時代にはその水は本市を製糸のまちへ發展させ、昭和時代には全国三番目の官営養鱒場^{ようそんじょう}を本市へ誘致し、周辺地域の發展をもたらしました。現在も市内各所に関連する文化財があり、歴史に触れることができるとともに市民の生活を支えています。

【ストーリー】

江戸時代以前から本市では富士山の綺麗で豊富な水で育つ海苔を採取し、用水路を開いて田畑を開き、水車を回して動力にし、そして地下水をくみ上げて醸造等に活かしてきました。

明治時代、日本が国を挙げて産業の近代化を目指す中、国内の豊富な水をもって日本の産業振興・国家発展を目指す者が現れます。彼らが目を付けたのは、富士山の豊富で安定した水が流れる潤井川でした。彼らは富士製紙会社を設立、富士市で水車動力の近代洋紙工場の運営に成功すると、本市へ工場を拡大しました。また同時期に芝川流域では、四日市製紙が操業を開始しました。

明治時代後期、製紙工場は動力源として電力に注目します。明治43年（1910）には、富士水電株式会社（富士製紙株式会社の関連会社）によって、芝川の豊富な水と高低差を利用した猪之頭発電所が造られると、それを皮切りに昭和初期までに本市芝川流域に15か所、潤井川流域に3か所発電所が造られました。これらの発電所の多くは、改修されながら現在も使用されており、市民の生活や産業等を支えています。

さらに明治時代後期には、山梨県をはじめ各地の製糸工場が進出し、大正時代には本市は製糸のまちへ発展しました。さらに昭和初期には、豊富な湧水がある猪之頭で全国3番目となる官営の養鱒場が開業し、静岡県の実験養鱒場の始まりとなるとともに、周辺には鱒料理や避暑を兼ねた保養・宿泊施設が進出するなど地域の発展をもたらしました。



写真 7-5 市蔵古写真
（富士製紙第二工場）

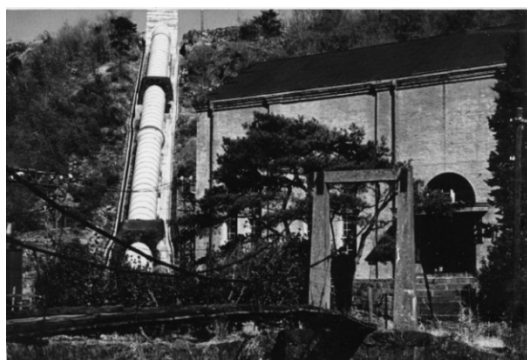


写真 7-6 猪之頭発電所（市蔵）



写真 7-7 白糸発電所



写真 7-8 近江絹糸紡績会社富士宮工場内（市蔵）



写真 7-9 白糸発電所県営養鱒場（市蔵）

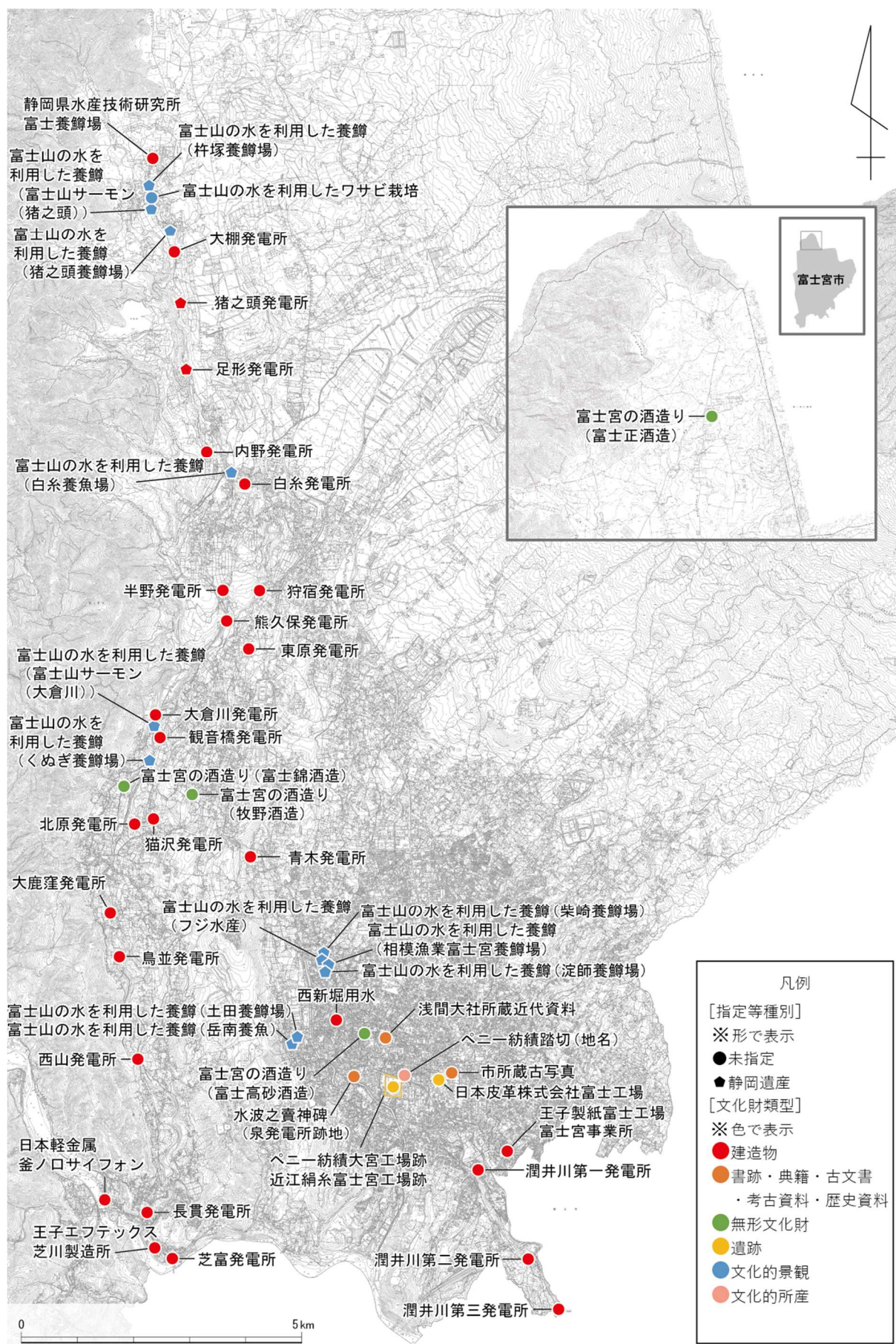


図 7-3 関連文化財群 2 富士山の清流が織り成した近代産業の分布図

【構成する文化財】

No.	種別		指定等	文化財の名称	所在地	備考
1	有形	建造物	静	猪之頭発電所	猪之頭	
2	〃	〃		青木発電所	青木	
3	〃	〃		白糸発電所	白糸	
4	〃	〃	静	足形発電所	足形	
5	〃	〃		内野発電所	内野	
6	〃	〃		大倉川発電所	大倉	
7	〃	〃		狩宿発電所	白糸	
8	〃	〃		北原発電所	精進川	
9	〃	〃		観音橋発電所	大倉	
10	〃	〃		大鹿窪発電所	大鹿窪	
11	〃	〃		大棚発電所	猪之頭	
12	〃	〃		半野発電所	半野	
13	〃	〃		猫沢発電所	猫沢	
14	〃	〃		西山発電所	西山	
15	〃	〃		長貫発電所	長貫	
16	〃	〃		芝富発電所	羽鮒	
17	〃	〃		鳥並発電所	鳥並	
18	〃	〃		潤井川第一発電所	山本	
19	〃	〃		潤井川第二発電所	山本	
20	〃	〃		潤井川第三発電所	山本	
21	〃	〃		熊久保発電所	半野	
22	〃	〃		東原発電所	上条	
23	〃	〃		王子エフテックス 芝川製造所	羽鮒	大きな水力を利用でき、パルプ用材の入手や運搬の便がよいことなどを理由に建設された製紙工場。
24	〃	〃		王子製紙富士工場 富士宮事業所	小泉	明治30年(1897)、富士製紙会社第二工場として操業を開始した製紙工場。
25	〃	〃		日本軽金属釜ノロサイフォン	長貫	日本軽金属(株)の第一水力発電所(山梨県)から第二発電所(静岡市)へ水を運ぶ施設。
26	〃	〃		静岡県水産技術研究所 富士養鱒場	猪之頭	静岡県でのニジマス養殖のため開設された県営養鱒場。
27	〃	〃		西新堀用水	淀川町	製糸工場の動力として水車を利用するため拡幅改修された用水路。
28	〃	美 工	古 文 書	高砂酒造所蔵資料	宝町	高砂酒造に伝来した酒造等に係る近世・近代資料。
29	〃	〃	歴 史 資 料	公文富士家文書	若の宮町	浅間大社の旧神職家に伝わる古文書。
30	〃	〃	〃	浅間大社所蔵近代資料	宮町	明治初期から現代までの浅間大社の近現代資料。

No.	種別			指定等	文化財の名称	所在地	備考
31	有形	美 工	歴 史 資 料		市所蔵古写真	弓沢町	市で保存している製紙工場・発電所等の古写真。
32	〃	〃	〃		水波之賣神碑 (泉発電所跡地)	泉町	市で最初の水力発電所である泉発電所跡の碑。
33	無形			静	富士宮の酒造り	宝町 下条 上柚野 根原	江戸時代から続く、四つの蔵による富士山の伏流水を利用した日本酒造り。
34	文化的景観			静	富士山の水を利用した養鱒	市内各所	猪之頭・淀師・大中里等にみられる富士山の水を利用した養鱒の風景。
35	〃				富士山の水を利用したワサビ栽培	猪之頭	大正時代中頃から富士山周辺の清らかな湧水を利用して行われていたワサビ栽培の風景。
36	文化的所産				ペニー紡績踏切（地名）	大宮町	イオンモール富士宮の場所にあった日本ペニー紡績大宮工場が名前の由来。
37	〃				駿河半紙の生産（伝承）	潤井川流域 芝川流域 富士川流域 稲子川流域	富士山の豊富な水と三極が自生していたことから芝川沿いを中心に駿河半紙が盛んに生産された。
38	〃				ペニー紡績大宮工場跡 近江絹糸富士宮工場跡	大宮町	イオンモール富士宮の場所にはペニー紡績大宮工場・近江絹糸富士宮工場があった。
39	〃				日本皮革株式会社富士工場	弓沢町	戦時中、空襲を避けるため豊かな水がある富士宮へ日本皮革株式会社が来た。

凡例：静 静岡遺産

【課題・方針】

課題① 『静岡県の近代化遺産』（静岡県、2000）で戦前の施設については、把握調査と一部の施設の詳細調査ができています。しかし、調査から20年以上が経過し、建て直しによってなくなった施設もあります。それらの現況を把握できていません。戦後に造られた施設については把握調査ができていません。

⇒方針① 『静岡県の近代化遺産』をもとに、把握されている文化財の現況の調査を行い、新たにリストとして整理します。併せて戦後に造られた施設については、把握調査を行います。

課題② 富士宮市の水を利用した営み・産業について、これまで刊行された『富士宮市史』や各地域の『区誌』で整理されていますが、令和の市史編さん事業の中で新たに収集された資料もあります。これまでの調査内容の取りまとめと、調査が不足しているものの追加調査が必要です。

⇒方針② 富士宮市の水を利用した営み・産業に関わる資料について、収集資料の整理を進めるとともに、価値等の解明に向けた調査を実施します。

課題③ 近代産業については、市で十分に情報発信をしていないため、ストーリーや構成文化財について理解が進んでいません。

⇒方針③ 広報・パンフレットなどの媒体を用いた市内外への情報発信や、展示・講座でストーリーや文化財へ興味を持つ人の学習機会を創出することで、ストーリーや構成文化財について理解を進めます。

【措置】

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政	前期	後期	次期	
								主管 (連携)				
①	1-1	水力発電所・製紙工場の把握・詳細調査	市内の水力発電所・製紙工場について、『静岡県近代化遺産』に基づき把握・詳細調査を進め、報告書を刊行する。	○	○	○	◎	◎	文化			
②	3-1	富士宮市の水の利用の歴史に関する調査	富士宮市の水の利用の歴史に関する資料を調査・収集・整理し、取りまとめを行い価値の周知や活動につなげる。	○	○	○	○	◎	文化			
③	46	小・中学校の地域学習との連携（継続・強化）	「富士山学習」や「外国語ハンドブック」の活用など学校での学習と連携し、こどもや保護者が身近な歴史文化に触れる機会を増やす。	○	○	○	○	◎	文化学教			
	52	WEB等のメディアを活用した情報発信（継続・強化）	富士宮の歴史文化専用サイトの構築などWEB等のメディアを活用した市民への情報発信や、マスコミへの情報提供により市外にも発信する。 また、多言語に対応する。	○	○	○	○	◎	文化（広報）			
	53-1	文化財紹介パンフレットの作成	近代産業について調査・収集した内容に基づき、市民の関心を高めるため、気軽に手にすることができるパンフレットを作成する。		○	○	○	◎	文化（環エネ）			
	64	しずおか遺産事業の推進	しずおか遺産に認定された芝川沿いの発電施設の歴史や施設を活用した観光プランの確立や展示・講座・講演会など各種事業を推進する。		◎	◎	○	◎	文化（観光）（環エネ）			

第8章 文化財保存活用区域

文化財保存活用区域とは、文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（文化財群）を核として文化的な空間を創出するために、域内の地区特性や歴史文化の特性に応じて市町村が独自に設定する計画区域です。多様な文化財が集中する区域を設定して面的に保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につなげることができます（『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針』（令和5年（2023）3月変更））。

本計画においては、保存活用区域1件を設定し、域内の文化財の保存・活用に取り組みます。次期以降の計画においては、新たな保存活用区域を設定していきます。

1 文化財保存活用区域「浅間大社周辺区域」

【文化財保存活用区域の概要】

本区域は富士宮市の中心部にあります。本区域は浅間大社を中心とする富士山信仰の拠点であるとともに、甲斐国（山梨県）と駿河国（静岡県東部）を結ぶ交通の要衝であり、街道や鉄道沿線に市街地が発展し、人や物資の往来が盛んに行われてきました。

また本区域は富士山の伏流水の恵みを受けており、特別天然記念物「湧玉池」を水源とする神田川など水の豊かさを感じる地域固有の景観がひろがるとともに、豊富な伏流水を利用した産業が発展してきました。

表 8-1 文化財保存活用区域内の指定等文化財

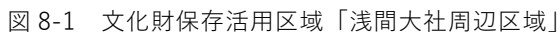
No.	指定等	種別		名称
1	国指定	有形	建造物	富士山本宮浅間神社本殿
2	〃	有形	絵画	絹本著色富士曼荼羅図
3	〃	有形	工芸品	太刀（銘南无薬師瑠璃光如来／備前国長船住景光）
4	〃	有形	〃	脇差（銘奉富士本宮源式部丞信国／一期一腰応永廿四年二月日）
5	〃	記念物	遺跡（史跡）	富士山（富士山本宮浅間大社）
6	〃	〃	動植物 （天然記念物）	湧玉池
7	国登録	有形	建造物	吉澤家住宅煉瓦蔵
8	県指定	〃	建造物	富士山本宮浅間大社社殿
9	〃	〃	絵画	富士浅間曼荼羅図
10	〃	〃	工芸品	青磁蓮弁文大壺
11	〃	〃	〃	青磁浮牡丹文香炉
12	〃	〃	〃	人形手青磁大茶碗
13	〃	〃	〃	鉄板札紅糸威五枚胴具足
14	〃	民俗	無形の民俗文化財	富士宮囃子
15	市指定	有形	建造物	平等寺の三門

No.	指定等	種別		名称
16	市指定	有形	彫刻	隨身像
17	〃	〃	工芸品	伝源義助作大薙刀
18	〃	〃	書跡・典籍	後陽成天皇宸翰
19	〃	〃	〃	外国語（英・蘭）辞書類一括
20	〃	〃	〃	三島ヶ嶽経塚出土経巻
21	〃	〃	古文書	袖日記
22	〃	〃	考古資料	銅造虚空蔵菩薩像懸仏
23	〃	民俗	無形の民俗文化財	富士山本宮浅間大社流鏑馬
24	〃	記念物	動植物 (天然記念物)	中央町のカヤ（カヤの木）
25	〃	記念物	動植物 (天然記念物)	大宮縄状溶岩

表 8-2 文化財保存活用区域内の未指定文化財（一部）

No.	種別		名称	所在	備考
1	有形	建造物	渋沢用水（横溝川）	宮町他	市内淀師を水源とし、旧大宮町域を潤す用水。
2	〃	〃	神田蔵屋敷稲荷神社	大宮町	大宮城の蔵屋敷に創建された伝承をもつ稲荷神社。
3	〃	〃	神田市神社	大宮町	大正 11 年、商店街の発展を願って祠が祀られた。
4	〃	〃	宗心寺の観音堂・閻魔堂	東町	観音堂は富士横道観音霊場巡りの第一番札所となっていた。
5	有形	建造物	高砂酒造建物群	宝町	酒造りに関わる江戸時代以降の建物群。
6	〃	〃	西新堀用水	西町他	浅間大社社領開発のため開削された用水。
7	〃	彫刻	高砂酒造の富士山下山仏	宝町	富士山頂に祀られていたと伝わる仏像群。
8	〃	〃	大頂寺の富士山下山仏他仏像	東町	富士山からの下山仏として伝えられる銅造大日如来坐像。
9	〃	古文書	角田家文書	市、宮町	大宮町東町方の町役人を務めた角田家に伝来した古文書群。
10	〃	〃	池谷家文書	市、東町	紙や茶の流通に関わった池谷家に伝来した古文書群。
11	〃	〃	旧四和尚宮崎家文書	宮町	浅間大社の四和尚を務めた宮崎家に伝来した古文書群。
12	〃	〃	旧富士公文家文書	若の宮町	浅間大社の公文を務めた富士家に伝来した古文書群。
13	無形文化財		富士宮の酒造り	宝町	江戸時代から続く、富士山の伏流水を利用した日本酒造り。
14	民俗	有形	富士見石と道祖神	西町	織田信長が腰掛けて富士山を眺めた石といわれ、横の道祖神にその由来が刻まれる。
15	〃	〃	芙蓉館碑	西町	浅間大社大宮司の居館「芙蓉館」跡地に建立された石碑。
16	〃	〃	井出正次の墓碑	宝町	本門寺用水（北山用水）の開

No.	種別		名称	所在	備考
					削など関わった井出正次の墓。
17	〃	〃	富士亦八郎重本筆跡の道祖神	宝町	安政5年建立。「道祖神」の文字は浅間大社大宮司の富士亦八郎重本の筆による。
18	〃	〃	二つ石	阿幸地	源頼朝が馬に乗るときに踏み台にした石と伝わる。
19	民俗	無形	富士山本宮浅間大社の秋祭り	西町他	浅間大社の例大祭。山車・屋台の引き回しや富士宮囃子の演奏も行われる。
20	〃	〃	御田植祭	大宮町他	富士山の湧水への感謝と、五穀豊穡を祈る祭り。
21	〃	〃	富士宮やきそば	全域	市内で製造される「むし麺」を使った焼きそば。
22	〃	〃	福石神社のわくぐりさん	元城町	茅と青竹で作った茅の輪をくぐり、夏の無病息災を祈る。
23	記念物	史跡	富士大宮司家墓地	光町	浅間大社の大宮司を務めた富士家の墓所。
24	〃	〃	富士公文家墓地	元城町	浅間大社の公文を務めた富士家の墓所。
25	埋蔵文化財		城山遺跡	若の宮町	弥生時代後期の方形周溝墓群を検出した遺跡。
26	〃		浅間神社遺跡	宮町	浅間大社境内地の遺跡。様々な遺構や遺物が確認されている。
27	〃		大宮城跡	元城町	中世、浅間大社の大宮司を務めた富士氏が居館とした場所。
28	文化的所産		甲州街道（中道往還）	宮町他	大宮から上井出・人穴・根原などを通り甲斐国へ至る街道。
29	〃		御神幸道と道標	宮町他	浅間大社の大祭前日に行われた山宮御神幸の道と道標。



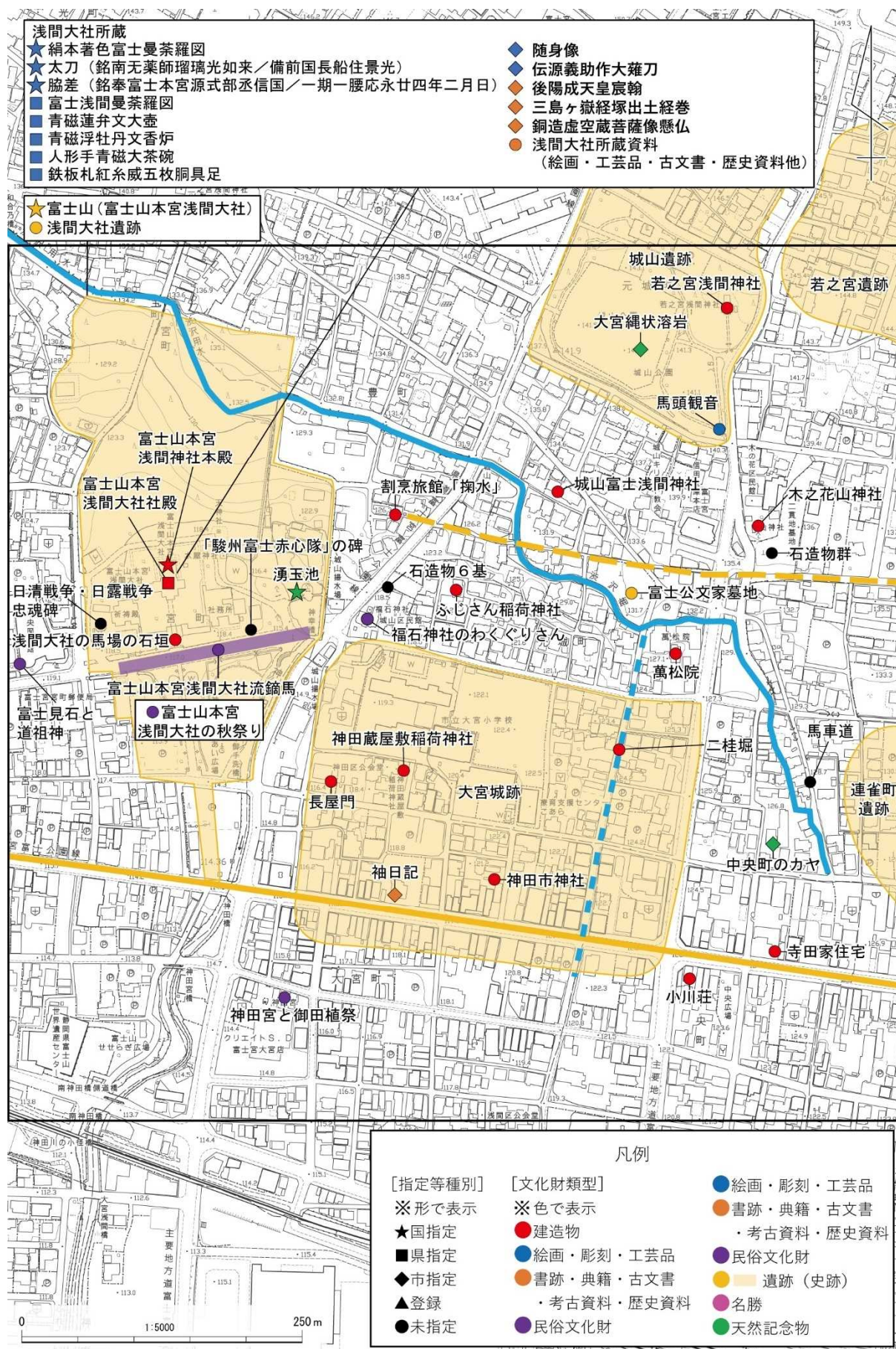


図 8-2 浅間大社周辺区域の拡大図

【課題・方針】

課題① 本区域内の文化財については、『富士宮市史』や『区誌』、市で出版した報告書などで紹介されていますが、調査は地域や内容に偏りがあります。また出版から時間が経ったものが多く、現況を把握できていません。

⇒**方針①** 既存の出版物の記載内容をもとに、区域内の文化財の情報を整理します。また聞き取り調査などを行い、出版時から失われたものがないか現況を調査します。調査が不十分なものについては地域ごとに把握調査を行います。

課題② 区域内の文化財の価値が明らかではありません。特に本区域の代表的な文化財である浅間大社については、区域内に数多くの関連する文化財があることから、集中的な調査が必要です。

⇒**方針②** 把握調査が終了した文化財について順次詳細調査を行い、価値を明らかにします。特に浅間大社については、関連する文化財を含めて総合的な歴史の調査を進めます。

課題③ 本区域内を代表する国史跡である浅間大社について、遺構の保護や景観の保護・修景、見学路の整備などが十分に進んでいません。

⇒**方針③** 整備活用基本計画に従い、計画的な整備を進めます。

課題④ 区域内は本市の中で特に文化財が集中しており、古代から近代までの重層的な歴史を感じることができる場所ですが、そうした歴史や文化財の魅力について、十分に周知できていません。

⇒**方針④** 歴史講座や出張展示、小・中学校の地域学習との連携をととして、市民が区域内の歴史や文化財を楽しみながら学習できる場を提供するとともに、文化財に触れる機会を増やします。

【措置】表 8-2 文化財保存活用区域の措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期
①	1	類型別把握調査	市域全体を対象とした無形文化財及び文化財の保存技術の把握調査の実施。		○		○	◎ 文化 (食まち) (環エネ)			
②	8-1	浅間大社総合調査	浅間大社の建造物をはじめ、関連する文化財の総合的な調査を進めます。	○	◎	○	◎	◎ 文化 世界			
	10	詳細調査計画策定検討	把握調査が完了した文化財の詳細調査を行うための計画を検討する。		○	○	◎	◎ 文化 (花緑)			

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政	前期	後期	次期	
								主管 (連携)				
	11-1	富士山巡礼路調査	静岡県富士山世界遺産センターと共同で、大宮を起点とする登山道（大宮口新道）を調査する。		○	○	◎	◎	県文化課			
③	22	国史跡「富士山」整備事業（継続）	保存管理計画・整備基本計画等に基づき、浅間大社・村山浅間神社・人穴富士講遺跡・山宮浅間神社の整備事業を進める。また、今後の整備を検討する。		◎		○	◎	文化（世界）			
④	46	小・中学校の地域学習との連携（継続・強化）	「富士山学習」や「外国語ハンドブック」の活用など学校での学習と連携し、こどもや保護者が身近な歴史文化に触れる機会を増やす。	○	○	○	○	◎	文化学教			
	47	歴史講座等の開催（継続・強化）	幅広く市民に、本市の文化財について魅力を発信し、関心を高める機会を創出するため、公民館等講座・出前講座等で古文書解読講座や歴史講座を開催する。	○	○	○	○	◎	社教文化			
	53	文化財紹介パンフレットの作成	地域の身近な歴史文化を情報発信し、関心を高めるため、テーマごとに気軽に手にすることができるパンフレットを作成する		○	○	○	◎	文化観光世界			

第9章 文化財の防災・防犯対策

1 防災・防犯に関する課題と方針

(1) 想定される災害（自然災害・人的災害）

① 火山災害

富士山は、過去盛んに噴火活動を繰り返し、宝永4年（1707）の宝永噴火を最後に、しばらく噴火活動を休止している活火山ですが、平成12年（2000）10月から平成13年（2001）5月にかけて低周波地震が多発しました。活火山である富士山が将来火山活動を再開する危険性は十分考慮しなければなりません。



写真 9-1 文化財防火デーの防災訓練
（浅間大社）

② 地震災害

本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）があります。この他、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられます。

一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震があります。

また、今後30年以内の発生確率が「80%程度」とされる、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）は、発生すれば甚大な被害が想定され、さらなる備えが必要とされています。

この他、東海地震等と富士川河口断層帯の地震が連動した場合や、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っていく必要があります。

③ 複合災害・連続災害

本市は、駿河トラフで発生する海溝型地震と連動して、富士川河口層帯が活動することが推定されていることから、連動し活動した場合と、独立で活動した場合も想定しておく必要があります。また、過去に、宝永4年（1707）10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあるため、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要があります。

④ 風水害

富士山や天子山地等に降った雨は潤井川に集まり、富士宮市街地にも流下することから、かつては水害が頻発していましたが、星山放水路の整備等により、排水能力が向上し、最近では規模の大きい水害は起こっていません。

ただし、近年の異常気象による大雨などにより、河川沿線の低地部など水が集まりやすい地形条件や河川合流部・狭窄部周辺では、一時的に増水し冠水する危険性を持っています。

また、都市化の進展とともに流域の保水能力の低下も見られ、降雨時には市街地が位置する下流部で流量が増大し、水害の発生も懸念されています。

⑤ 土砂災害

土砂災害には、崩壊（斜面崩壊、がけ崩れ）、土石流、地すべりが考えられます。

特に本市は、富士山が噴出した溶岩や火山灰から形成されており、浸透性が非常に高く、ふだんは地表水がなく大雨の時だけ流れる枯れ沢が数多く存在します。

中でも大沢崩れは、絶えず岩石が落下し崩壊するなど危険な状態にあります。このため、砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域が指定され、国、県、市が砂防事業や治山事業を進めています。

また、市北東部の富士山からの沢や、崩壊が多い市西北部の天子山地や芝川地区などでも、防災対策の実施と大雨時の避難対策等が必要とされています。

⑥ 火災

平成31年（2019）4月15日に発生した、世界遺産である、フランス、パリのノートルダム大聖堂の火災、さらには、令和元年（2019）10月31日に発生した沖縄県那覇市首里城跡（国史跡・世界遺産構成資産）の火災は世界に衝撃をもって受け止められており、建造物等においては防火対策が必要とされています。

⑦ 盗難・き損

近年、未指定を含めた、仏像などの美術工芸品の盗難被害や、落書き、液体散布等の悪質な文化財建造物のき損が多発しています。文化財の中には、集落から離れた場所に所在するものもあります。これらについて、事前対策や発災時の文化財への対応が具体的になっていません。

過去に市内においても文化財の盗難事案が発生したこともあり、一部の指定文化財については市や所有者の負担で防犯対策を講じていますが、人口が減少傾向にあることから、人の目の届く範囲が狭まり、今後盗難等のリスクが高まることが予想されます。

（2）課題・方針

課題① 本市の自然災害に対する総合的な防災対策を定めた「富士宮市地域防災計画」では、文化財の地震災害予防対策の推進について言及していますが、個々の所有者等がその耐震性の向上と安全性の確保を行うとしており、対策ができているか、その内容が適当かどうか不明です。火災対応や盗難・毀損などの人的被害に対する防犯対策については言及されていません。

⇒方針① 所有者等と連携して指定文化財の現況を把握するとともに、ハザードマップや市で行っている調査の結果等を参考にその文化財が抱えるリスクを把握しま

す。その内容を踏まえ所有者等と協力して、防災・防犯対策や発災時の対応についてのマニュアルを作成します。

課題② 火災や盗難等による被害については、防火・防犯のための設備の整備が一部の建造物にとどまっています。

⇒**方針②** 個々の指定文化財が抱えるリスクに応じて、所有者等に対し適切な防火・防犯のための設備整備や定期的な点検を促します。

課題③ 文化財防火デーに合わせた消防訓練や漏電検査の実施が、一部の指定文化財にとどまっており、所有者や市民等への防災・防犯意識の普及啓発が不十分です。

⇒**方針③** 文化財防火デーに合わせた消防訓練・漏電検査を継続するとともに、所有者へ防災・防犯意識の普及啓発を強化します。

課題④ 発災時における消防本部等関係機関や、静岡県文化財等救済ネットワーク会議等との連携体制が構築できていません。

⇒**方針④** 発災時における消防本部等関係機関や、静岡県文化財等救済ネットワーク会議等との連携体制を事前に構築します。

課題⑤ 発災時の文化財の保全や応急措置、復旧・修復などについて体制の確保ができておらず、その手法についての知識や情報が不足しています。

⇒**方針⑤** 発災時に文化財を保全するための体制の構築や、関係団体との知識・情報の共有を勧めます。

2 防災・防犯に関する措置

防災・防犯の措置については、『世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画』、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』、『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』（以上、文化庁）、『静岡県文化財防災マニュアル』を踏まえ、「富士宮市地域防災計画」に沿って措置を定めます。

表 9-1 防災・防犯に関する措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期
①	1	文化財防災・防犯マニュアルの作成	ハザードマップや地下水調査の情報等を元に指定文化財が抱えるリスクを明らかにし、文化庁や県のマニュアル・市の防災計画に基づき、所有者等と協力して防災・防犯対策や発災時の対応についてのマニュアルを作成する。		○		○	◎ 文化 (危機) (予防) (花緑)			
②	2	防災・防犯設備整備・点検の推進 (継続)	指定文化財建造物や指定文化財を保管する施設に対し、設備の整備や点検の推進をします。また必要に応じて補助金等で支援をします。	○	◎	○		◎ 文化 予防 (国県)			
③	3	文化財防火デーにおける訓練の実施 (継続)	指定文化財所有者・市消防本部と協力して火災を想定した訓練や、民間企業の協力を得て漏電検査を実施する。		◎	○		◎ 文化 予防			
	4	文化財に対する防災・防犯意識の普及啓発・強化	指定文化財所有者や保存・活用に関わる団体等に対して、広報や新聞等を活用して啓発を行う。					◎ 文化			
④	5	消防本部等関係機関・静岡県文化財等救済ネットワーク会議等との協力体制の構築・情報共有の推進	発災時における消防本部等関係機関や、静岡県文化財等救済ネットワーク会議等との連携体制を事前に構築する。		○	○	○	◎ 文化 (危機) (予防) (県ネット)			

3 防災・防火・防犯の推進体制

本市に存在する文化財について、自然災害や人為的な事故・事件等が発生した場合には、以下の図に示すフローチャートに沿って迅速に対応することとします。

また、文化財の保存にあたっては、その損失を未然に防ぐことが非常に重要であることから、関係機関連携のもと、防災・防犯対策を実施していきます。

さらに、文化財の所有者・地域住民・富士宮市（教育委員会・消防署）等の連携により、体制の強化を図っていきます。

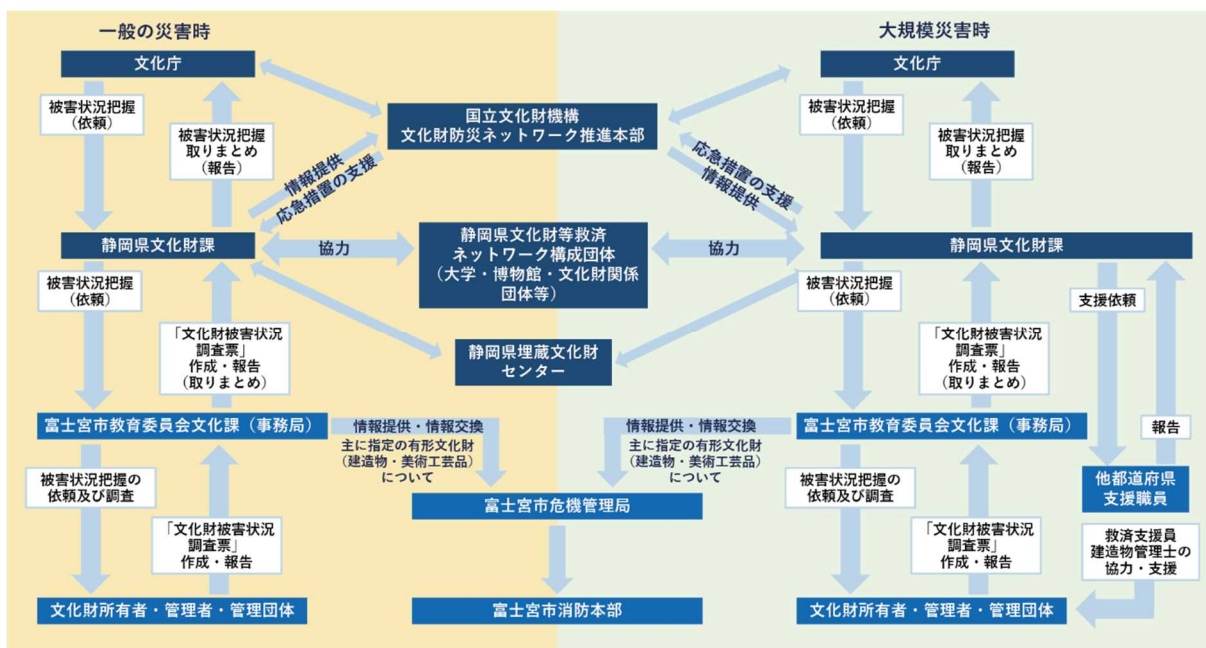


図 9-1 災害発生時のフローチャート

- ※1 **静岡県文化財等救済ネットワーク** 平成 24 年（2012）3 月に静岡県が立ち上げた、文化財等の救済を目的とする関係団体によるネットワーク。大学研究室、博物館関係団体、NPO、各種学会、関係業者、市長文化財行政主管課等が加盟しており、定期的に情報共有会議を開催しています。発災後には、県文化財課が事務局となり情報提供及び支援依頼を行うとともに、支援調整を行います。
- ※2 **静岡県文化財等救済支援員** 平成 24 年（2012）11 月に静岡県が登録を開始した、文化財等の救済活動にかかわるボランティア人材。有形文化財の取扱いなどの実践的な技術を学ぶ講座を毎年定期的に開催して、個々のスキルアップを目指しています。
- ※3 **静岡県文化財建造物監理士** 静岡県では、歴史的建造物を調査し、地震等の災害から守るための人材を養成する講習会を平成 22 年度（2010）から実施し、静岡県文化財建造物監理士への登録を進めています。同監理士は、歴史的建造物の耐震に関する予備診断のほか、発災時には被災した歴史的建造物の危険度判定や応急措置に取り組んでいます。

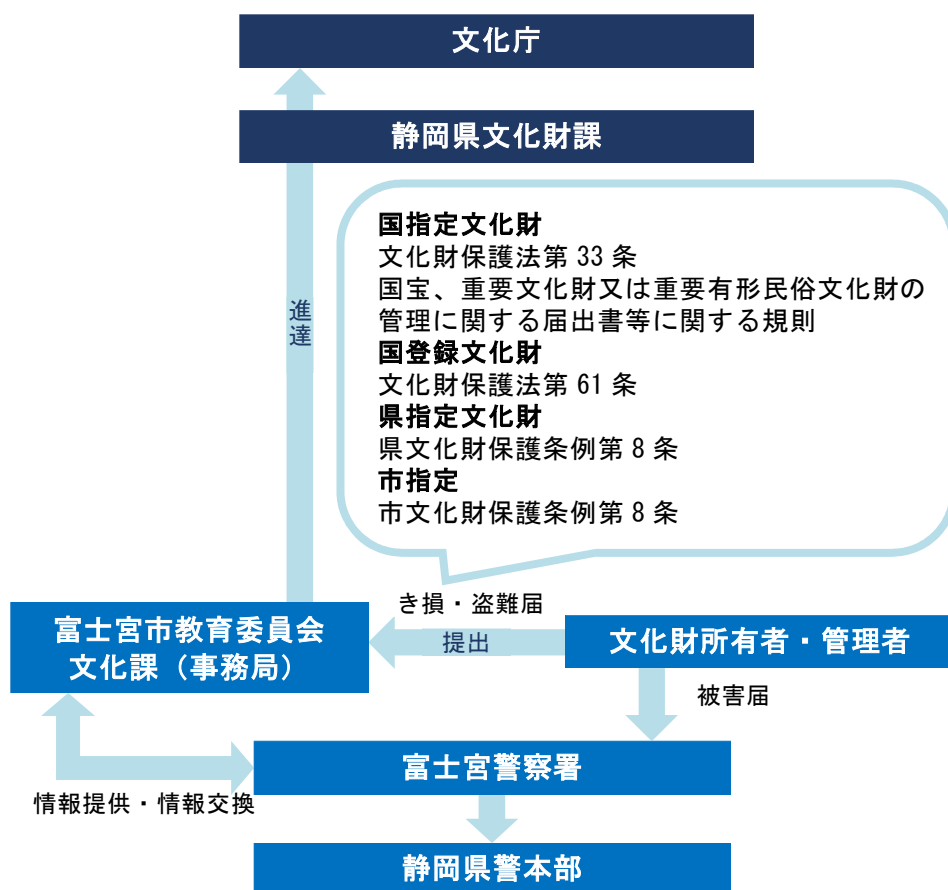


図 9-2 盗難・き損発生時のフローチャート

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内連絡会を設置し関係課との連絡・調整・進捗確認等連携体制を強化して進めます。また、関係課は、それぞれの分野において関係団体や市民等と協働で保存・活用を進めます。

保存・活用を推進するためには、保存を行う関係者と活用を進める関係者は連携して行うことが大切です。必要に応じて行政はその連携の調整を行います。

計画を進めるにあたり、博物館や大学などの専門機関、富士宮市文化財保護審議会、史跡等整備委員会に相談し、助言を受けるとともに、国や県に報告・相談し指導・助言をいただきながら、バランスの取れた保存と活用を目指します。

富士宮市文化財保存活用地域計画推進体制図

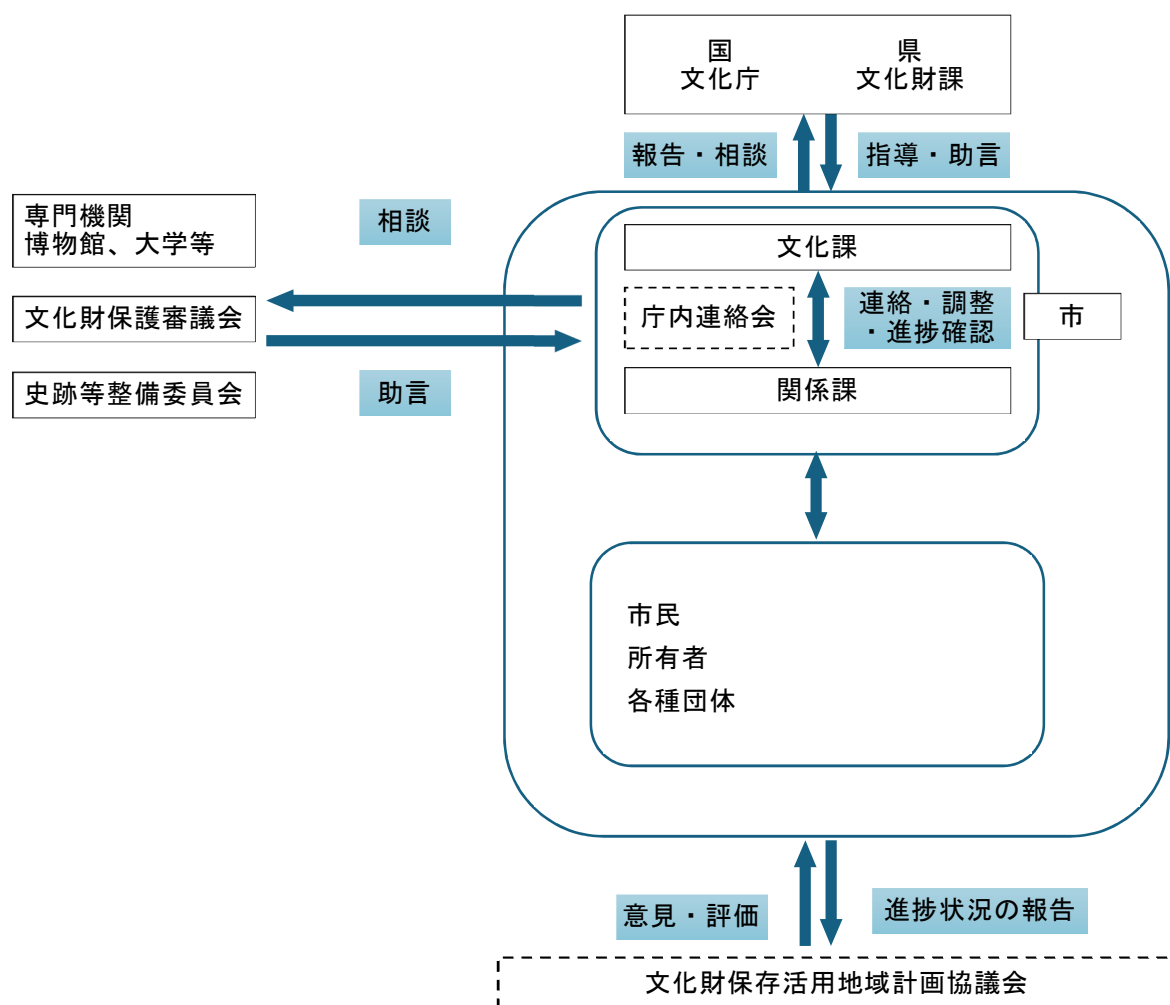


図 10-1 富士宮市文化財保存活用地域計画推進体制図

上記の体制において関わる主な組織・団体等は以下のとおりです。

表 10-1 主な組織団体等

組織			主な連携内容
庁内の関連部局	企画部	企画戦略課 地域政策推進室	上位計画となる富士宮市総合計画、地域活性化、自転車活用、ふるさと納税等
		富士山世界遺産課	世界遺産富士山の普及啓発・活用、富士山基金、神田川・浅間大社周辺の市有地整備事業
		広報課	広報ふじのみやの発行等情報発信
	産業振興部	観光課	富士山・田貫湖の環境維持、観光施策、まつり
		商工振興課	商店街や浅間大社周辺の活性化
		農業政策課食のまち推進室	市内の食に関すること
	環境部	環境企画課環境エネルギー室	小水力発電所活用事業等
		花と緑と水の課	湧水・地下水の保全管理活用、小田貫湿原の維持管理、白糸ノ滝及び周辺（白糸自然公園）の維持管理、ふるさと文化財の森、自然公園法に関すること
	都市整備部	河川課	治山・治水事業、用水路等
		都市計画課	良好な景観の維持、朝霧地区景観形成ワークショップ等
		都市整備課	中心市街地公共サイン整備
		道路課	無電柱化に関すること
	市民部	北山出張所	北山用水運営協力委員会
		上井出出張所（根原区財産区）	ふるさと文化財の森の維持・普及・啓発
	保健福祉部 福祉企画課		戦没者に関すること
	危機管理局		富士山周辺の自然災害への対策、伝承に関すること
	消防本部 予防課		文化財防火デーに関すること
	教育委員会	学校教育課	富士山学習等
		社会教育課	地域の歴史文化に関する社会教育・生涯学習事業
		文化課 （課長兼市史編さん室長兼埋蔵文化財センター所長 1人）	学術文化財係（4人 うち学芸員2人） 指定文化財の保存活用、史跡整備等 市史編さん室（2人 うち学芸員1人） 市史編さん 埋蔵文化財センター（3人 うち学芸員3人） 埋蔵文化財の保護及び発掘調査
		中央図書館	富士山関係資料収集・公開

組織			主な連携内容
国・静岡県	文化庁		
	国土交通省富士砂防事務所		富士山砂防事業
	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課		県内の国・県指定文化財の保存・活用
	静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課		世界遺産「富士山」の保存・活用
	静岡県立美術館		絹本着色「富士曼荼羅図」・県指定「富士浅間曼荼羅」の利活用

組織		主な連携内容
国・静岡県	ふじのくに地球環境史ミュージアム	湧玉池調査
	静岡県富士山世界遺産センター	世界遺産「富士山」の構成資産調査、巡礼路調査
	静岡県埋蔵文化財センター	市内埋蔵文化財調査
	静岡県立中央図書館	「浅間大宮司富士氏文書」の利活用

組織		主な連携内容	
所有者・各種団体	主に保存管理に関わる団体	根原区	ふるさと文化財の森保存団体（火入れ等）
		史跡富士山管理運営委員会（山宮）	山宮浅間神社案内所及び史跡の管理等
		村山浅間神社管理運営委員会	村山浅間神社案内所及び史跡の管理等
		人穴区第1町内会	人穴富士講遺跡案内所及び史跡の管理等
		大鹿窪区	大鹿窪遺跡の草刈り、大鹿館の管理運営
		大鹿窪遺跡友の会	大鹿窪遺跡の活用、管理
		富士宮囃子保存会	県指定無形民俗文化財の保存団体
		流鏝馬保存会	市指定無形民俗文化財の保存団体
		火伏念仏保存会	市指定無形民俗文化財の保存団体
		富士山本宮浅間大社	重要文化財所有者
		大石寺	重要文化財所有者
		西山本門寺	重要文化財所有者
		北山本門寺	重要文化財所有者
		その他文化財所有・管理者	文化財保存管理
		東京発電株式会社	芝川水域の水力発電所管理、静雄か遺産
		富士宮市区長会連合会（各自治会）	地域の行事や文化財の保存等
		地域の神社氏子会等	神社等の管理運営
		北山用水運営協力委員会	北山用水
		富士山の自然を守る会	富士山の自然保護、世界遺産のまちづくり
		白糸ノ滝等保全対策協議会	白糸ノ滝保全
		主に活用に関わる団体	富士山世界遺産ガイド
	富士宮市地域女性連絡会		富士宮の昔話や伝承について大型紙芝居を作成し実演
	富士宮市郷土史同好会		郷土史研究、世界遺産のまちづくり
	芝川郷土史研究会		郷土史研究
	主に観光に関わる団体	公益社団法人富士宮市観光協会	観光全般、世界遺産のまちづくり
		富士宮市観光業連絡協議会	観光全般、世界遺産のまちづくり
		富士宮市観光ガイドボランティアの会	観光案内、世界遺産のまちづくり
		富士山表富士登山組合	富士登山、世界遺産のまちづくり
		白糸の滝観光組合	白糸ノ滝観光
	主に産業に関わる団体	富士宮商店街連盟	中心市街地活性化、世界遺産のまちづくり
		富士養鱒漁業協同組合	しずおか遺産、ニジマス
		富士伊豆農業協同組合富士宮地区本部	農畜産物等特産品、世界遺産のまちづくり
		富士宮商工会議所	世界遺産のまちづくり
	地域の文化財活用団体	朝霧高原活性化委員会	朝霧地区景観等
		柚野の里縄文祭り実行委員会	大鹿窪遺跡活用
	まちづくり団体	富士宮青年会議所	世界遺産のまちづくり
		NPO法人まちづくりトップランナーふじのみや本舗	世界遺産のまちづくり

組織			主な連携内容
所有者・各種団体	その他	富士宮高校会議所	高校生との連携、文化財活用
		富士宮市PTA連合会	小中学生との連携、文化財活用
		富士宮市国際交流協会	世界遺産のまちづくり
		一般財団法人 地球の石科学財団 奇石博物館	溶岩・地質分析
		静岡大学	市内の歴史・文献調査
		静岡県文化財保存協会	研修・情報交換
		全国史跡整備市町村協議会東海地区協議会	研修・情報交換

2 本計画の作成の体制と経過

表 10-2 富士宮市文化財保護審議会

No.	氏 名	職 名	選出基準
1	芦澤 幹雄	元芝川町文化財保護審議会委員	郷土史
2	伊藤 昌光	元富士宮市学芸員	古文書・富士山信仰
3	佐野 湛要	北山本門寺 布教伝導部	重要文化財管理
4	北垣 俊明	奇石博物館副館長	天然記念物(地質・鉱物)
5	小西 英麿 甲田吉孝 (R5)	富士山本宮浅間大社宮司	重要文化財管理
6	佐藤 政幸	元富士市環境アドバイザー	天然記念物(植物)
7	建部 恭宣	元日本建築専門学校教授	建造物
8	堀部 正円	妙蓮寺本妙坊住職	重要文化財管理(大石寺)
9	本間 裕史	西山本門寺 大詮坊住職	重要文化財管理
10	馬飼野 行雄	元富士宮市学芸員	考古
11	松田 香代子	愛知大学非常勤講師	民俗・無形民俗文化財
12	渡井 一信	元富士宮市学芸員	民俗・郷土史

表 10-3 富士宮市文化財保存活用地域計画策定協議会

No.	氏 名	職 名	選出基準
1	小笠原 永隆	帝京大学 観光経営学科 教授、(仮称)富士宮市郷土史博物館構想検討委員会委員長 (R3)	歴史及び文化財に関し識見を有する者
2	西田 かほる	静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授、富士宮市市史編さん委員会委員 (R2～)	歴史及び文化財に関し識見を有する者
3	小西 英麿	富士山本宮浅間大社 宮司	文化財の所有者
4	石田 寛二	富士宮市観光協会 副会長	観光関係団体の代表者
5	角入 一典	富士宮商工会議所 副会頭	商工関係団体の代表者
6	菊池 吉修	静岡県文化財課文化財地域支援班 班長	関係行政機関の職員
7	佐野 和也	富士宮市企画部企画戦略課課長	関係行政機関の職員
8	井出 泰弘	富士宮市郷土史同好会 代表	その他教育委員会が必要と認める者 (歴史文化関係団体代表者)
9	村松 悦雄	富士宮市区長会連合会 代表	その他教育委員会が必要と認める者

No.	氏 名	職 名	選出基準
	佐野順一 (R5)		(富士宮市区長会連合会代表者)
10	中山 實	富士宮市観光ガイドボランティア代表	その他教育委員会が必要と認める者 (文化財活用市民団体)
11	高柳 洋子	富士宮市地域女性連絡会 代表	その他教育委員会が必要と認める者 (文化財活用市民団体)
12	諸星 桜	富士宮市PTA連合会 代表 (仮称) 富士宮市郷土史博物館構想 検討委員会委員 (R3)	その他教育委員会が必要と認める者 (富士宮市PTA連合会推薦者)
13	斎藤 愛	公募市民	その他教育委員会が必要と認める者 (公募市民)
14	望月 千尋	公募市民	その他教育委員会が必要と認める者 (公募市民)

事務局 教育委員会文化課

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
文化課 学術文化財係	課長 深澤哲治 主幹兼係長 中野香織 学芸員 高橋菜月	課長 深澤哲治 主幹兼係長 中野香織 学芸員 高橋菜月	課長 中野香織 係長 渡邊俊太 学芸員 高橋菜月	課長 中野香織 係長 渡邊俊太 学芸員 高橋菜月

作成の経過

年度	日程	会議名	内容
令和4 (2022)	1/12	文化庁協議	
令和5 (2023)	4/19	富士宮市文化財保護審議会	
	6/7/1	ワークショップ (全2回)	
	8/15	庁内検討会	
	8/24	第1回 富士宮市文化財保存活用地域計画策定協議会	
	9/14	富士宮市文化財保護審議会	
	9/19	文化庁協議	作成作業の進捗状況報告
	11/9	文化庁現地視察	市域の歴史文化資源の視察
	10/31 ~12/14	文化財保存活用地域計画地域説明会 (公聴会)	
		市民アンケート	
		市政モニターアンケート	
	1/10	庁内検討会	
	1/19	富士宮市文化財保護審議会	
令和6 (2024)	2/9	第2回 富士宮市文化財保存活用地域計画策定協議会	
	5/27	文化庁協議	素案内容の指導
	7/22	庁内検討会	
	8/26	第1回 富士宮市文化財保存活用地域計画策定協議会	
	9/5	富士宮市文化財保護審議会	
	9/10~30	市民アンケート (LINE)	
	9月~ 10月	市民団体ヒアリング	
	10/11	文化庁協議	素案内容の指導

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

年度	日程	会議名	内容
令和7 (2025)	1/15	庁内検討会	
	1/25	講演会・意見交換会	
	1/27	第2回富士宮市文化財保存活用地域計画策定協議会	
	2/6	富士宮市文化財保護審議会	
	2/28	文化庁協議	
	4/15 ～ 5/14	パブリックコメント	